

平成25年度研究報告書

アジアにおける児童虐待への取り組みに関する研究 体罰の防止に向けて

研究代表者 柳川 敏彦（和歌山県立医科大学）
共同研究者 Jiao Fuyong（陝西省人民醫院、西安交通大学；中国）
Yanghee Lee（成均館大学校；大韓民国）
Sombat Tapanya（チェンマイ大学；タイ王国）

社会福祉法人 横浜博萌会

子どもの虹情報研修センター

（日本虐待・思春期問題情報研修センター）

平成25年度研究報告書

アジアにおける児童虐待への取り組みに関する研究
体罰の防止に向けて

子どもの虹情報研修センター

2013 Research Report

A Study of Measures against Child Maltreatment in Asian Countries Ending Corporal Punishment

Research representative

Toshihiko Yanagawa (Wakayama Medical University)

Research associates

Jiao Fuyong (Shaanxi People's Hospital, Xi'an Jiaotong University; China)

Yanghee Lee (Sungkyunkwan University; South Korea)

Sombat Tapanya (Chiang Mai University; Thailand)

Social Welfare Corporation Yokohama HAUKHOKAI
Children's Rainbow Center

Japan Information and Training Center for Problems Related to
Child Abuse and Adolescent Turmoil

目 次

I. はじめに	1
II. 目的	1
III. 方法	1
IV. 研究結果	
1. 研究報告 1 日本版ISPCAN Child Abuse Screening Tools (ICAST) の 信頼と妥当性の検討その 1	2
2. 翻訳資料 1 中国本土における児童虐待とネグレクトの現状の分析と評価	31
3. 翻訳資料 2 韓国の国家児童保護サービスを受けている児童が経験した 家族によるマルトリートメント	47
4. 翻訳資料 3 韓国における児童のマルトリートメント：後方視的研究	60
5. 翻訳資料 4 9 か国における子どもへの体罰：子の性別および親の性別による影響	71
V. 考察	84
VI. 今後に向けて	85
研究者プロフィール	86

I. はじめに

子どもの虐待は、世界規模の観点では子どもの権利・人権の侵害であり、飢餓、貧困など社会病理に基づくものから子育て、しつけに関する家庭内の問題にいたるまで、非常にスペクトルの広い社会的課題である。虐待に対する取り組みの先進国である欧米諸国の実態や取り組みは、従来からわが国に紹介され、わが国の対策の一助となっている。一方、アジア地域で子どもの人権擁護の概念が今なお乏しく、家庭、学校における体罰の是非についての社会的課題が依然大きく残されている。

II. 目的

本研究では、国際子ども虐待防止学会（ISPCAN：International Society for the Prevention of Child Abuse and Neglect）で活躍するアジア等の研究者に協力を依頼して、各国の児童虐待の現状と課題を明らかにし、わが国の今後の虐待対策に資することを目的とする。

III. 方法

「体罰」という社会的課題の解決への提言を目指し、アジア地域の子どもの専門家に参加を呼びかけ、アジア地域虐待防止ネットワーク（CANAL: Child Abuse and Neglect in Asian League）を編成した。ホームページ<http://canal.wakayama-med.ac.jp/> を開設し、研究成果の発表や研究意見交換の場を作成した。同時にCANALメンバーが中心となりメーリングリスト（ML）サーバを作成した。

ICASTを中心とした調査や地域の研究レビューなど、アジア地域のISPCAN研究者4名（日本：柳川敏彦、中国：Jiao Fuyong、韓国：Yanghee Lee、タイSombat Tapanya）から計5点を収集した。

（1）日本版ISPCAN Child Abuse Screening Tools（ICAST）の信頼と妥当性の検討その1

－日本版ICASTの作成－

（2）中国本土における児童虐待とネグレクトの現状の分析と評価

（3）韓国の全国児童保護専門機関における児童が経験した家族によるマルトリートメント

（4）韓国における児童期のマルトリートメント：後方視的研究

（5）9か国（中国、コロンビア、イタリア、ヨルダン、ケニア、フィリピン、スウェーデン、タイ、およびアメリカ）における子どもへの体罰：子の性別および親の性別による影響

2014年度は、「体罰の撲滅：アジアからの提言」のワークショップを2014年ISPCAN国際会議で開催し、「体罰防止ガイドライン（草案）」の作成を目指す予定である。

IV. 研究結果

1. 研究報告 1

日本版ISPCAN Child Abuse Screening Tools (ICAST) の信頼と妥当性の検討その1

－日本版ICASTの作成について－

和歌山県立医科大学保健看護学部 柳川敏彦

はじめに

国連事務総長 (UN Secretary-General) が子どもと暴力に関する研究の実施を要請したことを機に、国際児童虐待防止協会 (ISPCAN: International Society For the Prevention of Child Abuse and Neglect) は、世界各国の研究者が、家庭、学校、その他の施設、コミュニティにおいて、児童に対して加えられている暴力のレベルを評価するために利用できるツール (質問紙、インタビュー) の作成に向けて取り組みが行われた。国や文化の相違に伴う暴力または虐待の定義上の問題があるため、国ごとに何が虐待であるかを定義することさえも難しい作業であった。ISPCANはオーストラリアのブリズベンに社会科学者、医療専門家等を招集し、2004年9月に3日間のワークショップとして、国際的な構築作業が開始された。その後、ツール構築の作業は、ユニセフ、Oak財団の助成を受け、43カ国、130名以上の専門家が参加し、約2年間かけて3種類の質問紙が開発された。2013年4月の時点で約20カ国で翻訳されているが、日本語への翻訳がない現状にある。

表1. 3種類のICAST質問票の翻訳状況 (2013年4月時点)

	1. 保護者	2. 若年成人	3-a. 子ども (家庭)	3-b. 子ども (施設)	同意書
英語	○	○	○	○	
アルバニア語	○		○		
エジプト語	○	○	○	○	
アラビア語			○		○
ボスニアヘルツェゴビナ語	○		○		
ブルガリア語	○		○		
クロアチア語	○		○		
フランス語	○	○	○	○	
ギリシャ語	○		○		
ヒンズー語	○	○	○	○	
アイスランド語			○	○	
マケドニア語	○		○		
韓国語		○			
マラーティー語	○	○	○		
セルビア語	○		○		
ルーマニア語	○		○		
ロシア語	○	○	○		
スペイン語	○	○	○	○	
タイ語	○				
トルコ語	○		○		

研究目的

以下の、2点を目的とする。

1. 3種類のICAST質問紙の日本語版を作成する（25年度）。
2. 日本語版ICAST質問紙の信頼性と妥当性を検討する（26年度）。

研究方法

オリジナルのICAST質問紙（2006年5月最終版）を、日本語に翻訳し、さらに逆翻訳者からのフィードバックに基づいて修正を加え、日本語版を完成させる。

なお、オリジナルのICAST質問紙英語版は、ISPCANホームページから申請により入手可能である（<http://www.ispcan.org/?page=ICAST>）。入手可能な質問紙とマニュアルを下記に示す。

- | | |
|---|---|
| (1) Parent Questionnaire | (4) Procedures Manual and Guide-Parent |
| (2) Young Adult Questionnaire | (5) Procedures Manual and Guide-Young Adult |
| (3-b) Child Questionnaire (Institutional version) | (6) Procedures Manual and Guide-Child |
| (3-a) Child Questionnaire (Home version) | |

研究結果

以下に、上記の手順で作成した日本語版を提示する。

- | | |
|--------------------------------|---------|
| (1) 保護者用質問紙（家庭での体罰、しつけ、暴力） | P.4-13 |
| (2) 若年成人用質問紙（振り返り調査） | P.14-30 |
| (3-a) 子ども用質問紙（自宅在住）* | |
| (3-b) 子ども用質問紙（施設在住）* | |
| (4) 手順マニュアルとフィールドテストガイド（保護者用） | |
| (5) 手順マニュアルとフィールドテストガイド（若年成人用） | |
| (6) 手順マニュアルとフィールドテストガイド（子ども用） | |

* 上記、(3-a)、(3-b)、(4)、(5)、(6) はCANALプロジェクトホームページに掲載
<http://canal.wakayama-med.ac.jp/>

考察

ICASTは、研究者が自国の地域を他の地域における報告と比較するために使用することが可能な評価基準として作成されたものである。3種類のICAST質問紙の日本語版を作成により、国内の地域比較だけでなく、国際比較も可能であると考えられる。

今後、日本語版質問紙の信頼性と妥当性を検討する予定である。

文献

ISPCAN Child Abuse Screening Tools (ICAST) Questionnaires and Guides available for UN Study on Violence against Children <http://www.ispcan.org/?page=ICAST>

保護者用質問票

家庭での体罰、しつけ、暴力

調査対象の子どもについておたずねします。

Q1. 子どもの性別は？

- 男児
- 女児

Q2. 子どもの生年月日は？（日/月/年）

（もし、保護者が誕生の年がわからなければ、下記の子どもの年齢から計算して下さい。）

Q3. 子どもの年齢は？（満年齢）

Q4. （対象児）の家族における位置付けは？

（もし兄弟／姉妹の死亡で位置付けが変わっている場合、現在の状況を記録して下さい。）

- 一人っ子
- 一人目（一番年長）
- 中の子
- 末っ子
- 養子

Q5. 回答者とこの子どもは、どのような関係ですか？

女性

- 母
- 義母
- 養母
- 姉妹
- 祖母
- 他の親類（伯／叔母、従姉妹など）
- その他（詳細を記入して下さい）

男性

- 父
- 義父
- 養父
- 兄弟
- 祖父
- 他の親類（伯／叔父、従兄弟など）
- その他（詳細を記入して下さい）

Q6. 調査対象の子どもには、日常的に接触しているもう一人の親（保護者）または成人の養育者がいますか？

- いいえ（質問8へ）
- はい

Q7. 回答者（日常的に接触しているもう一人の親（保護者）または成人の養育者）は、この子どもとどのような関係にありますか？

女性

- 母
- 義母
- 養母
- 姉妹
- 祖母
- 他の親類（伯／叔母、従姉妹など）
- その他（詳細を記入して下さい）

男性

- 父
- 義父
- 養父
- 兄弟
- 祖父
- 他の親類（伯／叔父、従兄弟など）
- その他（詳細を記入して下さい）

<子どもの名前：〇〇ちゃん>に関する質問

大人は皆、子どもたちに正しい行動を教えたり、問題行動を指摘する時にある方法を使います。使われてきたと思われる色々な方法を読上げます。過去1年間において、(対象児の名前：〇〇ちゃん)に、回答者(あるいはもしあてはまるなら、夫やパートナー)がどのくらいの頻度で、その方法を使ったかを教えて下さい。過去1年間において、(対象児の名前：〇〇ちゃん)に、回答者(あるいは夫やパートナー)がこの方法を実行したかどうかを教えて下さい：1回もない；1回または2回；3～5回；6～10回；10回以上。過去1年間にこの方法を実行しなくても、それ以前に行った場合もあるかもしれません。そのことについても答えて下さい。

Q8. なぜ悪いことであったのかを説明した。

	1回または 2回	3～5回	6～10回	10回以上	過去1年間に 1回もない	1回も ない	該当し ない
回答した保護者 /成人の養育者	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
他の保護者 /成人の養育者	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

Q9. 何かするのを始めるように、あるいは止めるように指示した。

	1回または 2回	3～5回	6～10回	10回以上	過去1年間に 1回もない	1回も ない	該当し ない
回答した保護者 /成人の養育者	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
他の保護者 /成人の養育者	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

Q10. 子どもを揺さぶった。

	1回または 2回	3～5回	6～10回	10回以上	過去1年間に 1回もない	1回も ない	該当し ない
回答した保護者 /成人の養育者	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
他の保護者 /成人の養育者	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

Q11. 子どものおしりを棒、ほうき、杖、ベルトのような物でたたいた。

	1回または 2回	3～5回	6～10回	10回以上	過去1年間に 1回もない	1回も ない	該当し ない
回答した保護者 /成人の養育者	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
他の保護者 /成人の養育者	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

Q12. 子どものおしり以外の場所を棒、ほうき、杖、ベルトのような物でたたいた。

	1回または 2回	3～5回	6～10回	10回以上	過去1年間に 1回もない	1回も ない	該当し ない
回答した保護者 /成人の養育者	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
他の保護者 /成人の養育者	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

Q13. 子どもに他にすることを与えた。(子どもの気をそらすようにした。)

	1回または 2回	3～5回	6～10回	10回以上	過去1年間に 1回もない	1回も ない	該当し ない
回答した保護者 /成人の養育者	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
他の保護者 /成人の養育者	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

Q14. 子どもの耳をつねった。

	1回または 2回	3～5回	6～10回	10回以上	過去1年間に 1回もない	1回も ない	該当し ない
回答した保護者 /成人の養育者	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
他の保護者 /成人の養育者	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

Q15. こぶしや手の甲で、子どもの頭をたたいた。

	1回または 2回	3～5回	6～10回	10回以上	過去1年間に 1回もない	1回も ない	該当し ない
回答した保護者 /成人の養育者	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
他の保護者 /成人の養育者	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

Q16. 子どもの髪を引っ張った。

	1回または 2回	3～5回	6～10回	10回以上	過去1年間に 1回もない	1回も ない	該当し ない
回答した保護者 /成人の養育者	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
他の保護者 /成人の養育者	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

Q17. 子どもに勝手にしなさいと言って脅した。

	1回または 2回	3～5回	6～10回	10回以上	過去1年間に 1回もない	1回も ない	該当し ない
回答した保護者 /成人の養育者	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
他の保護者 /成人の養育者	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

Q18. 子どもに叫んだり、怒鳴りつけたり、声を張り上げた。

	1回または 2回	3～5回	6～10回	10回以上	過去1年間に 1回もない	1回も ない	該当し ない
回答した保護者 /成人の養育者	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
他の保護者 /成人の養育者	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

Q19. 幽霊または悪魔、あるいは恐ろしい人々を連れて来ると言って脅した。

	1回または 2回	3～5回	6～10回	10回以上	過去1年間に 1回もない	1回も ない	該当し ない
回答した保護者 /成人の養育者	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
他の保護者 /成人の養育者	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

Q20. 子どもを足で蹴った。

	1回または 2回	3～5回	6～10回	10回以上	過去1年間に 1回もない	1回も ない	該当し ない
回答した保護者 /成人の養育者	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
他の保護者 /成人の養育者	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

Q21. (痛い思いをさせるために) 利ペッパー、唐辛子、あるいは辛い物を口に入れた。

	1回または 2回	3～5回	6～10回	10回以上	過去1年間に 1回もない	1回も ない	該当し ない
回答した保護者 /成人の養育者	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
他の保護者 /成人の養育者	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

Q22. 子どもに対して、痛みを感じるような姿勢でひざまずくか、立っているように命令した。

	1回または 2回	3～5回	6～10回	10回以上	過去1年間に 1回もない	1回も ない	該当し ない
回答した保護者 /成人の養育者	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
他の保護者 /成人の養育者	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

Q23. 子どもをののしった。

	1回または 2回	3～5回	6～10回	10回以上	過去1年間に 1回もない	1回も ない	該当し ない
回答した保護者 /成人の養育者	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
他の保護者 /成人の養育者	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

Q24. 子どものおしりを素手で平手打ちをした。

	1回または 2回	3～5回	6～10回	10回以上	過去1年間に 1回もない	1回も ない	該当し ない
回答した保護者 /成人の養育者	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
他の保護者 /成人の養育者	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

Q25. 子どもを窒息させるか、子どもの首を手（または他の物）で締めた。

	1回または 2回	3～5回	6～10回	10回以上	過去1年間に 1回もない	1回も ない	該当し ない
回答した保護者 /成人の養育者	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
他の保護者 /成人の養育者	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

Q26. 家に絶対に帰ってくるな、あるいは長期間にわたってよそに預けると言って脅した。

	1回または 2回	3～5回	6～10回	10回以上	過去1年間に 1回もない	1回も ない	該当し ない
回答した保護者 /成人の養育者	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
他の保護者 /成人の養育者	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

Q27. 家から閉め出した。

	1回または 2回	3～5回	6～10回	10回以上	過去1年間に 1回もない	1回も ない	該当し ない
回答した保護者 /成人の養育者	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
他の保護者 /成人の養育者	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

Q28. 特権またはお金を取り上げたり、何か好きな物(その名前)を禁止したり、あるいは子どもが家から出るのを禁止した。

	1回または 2回	3～5回	6～10回	10回以上	過去1年間に 1回もない	1回も ない	該当し ない
回答した保護者 /成人の養育者	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
他の保護者 /成人の養育者	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

Q29. バカ、怠け者、あるいは他の軽蔑的な言葉を浴びせて子どもを侮辱した。

	1回または 2回	3～5回	6～10回	10回以上	過去1年間に 1回もない	1回も ない	該当し ない
回答した保護者 /成人の養育者	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
他の保護者 /成人の養育者	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

Q30. 子どもをつねった。

	1回または 2回	3～5回	6～10回	10回以上	過去1年間に 1回もない	1回も ない	該当し ない
回答した保護者 /成人の養育者	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
他の保護者 /成人の養育者	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

Q31. 顔面または後頭部を平手打ちした。

	1回または 2回	3～5回	6～10回	10回以上	過去1年間に 1回もない	1回も ない	該当し ない
回答した保護者 /成人の養育者	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
他の保護者 /成人の養育者	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

Q32. 子どもに話かけるのを止めた。

	1回または 2回	3～5回	6～10回	10回以上	過去1年間に 1回もない	1回も ない	該当し ない
回答した保護者 /成人の養育者	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
他の保護者 /成人の養育者	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

Q33. 罰として食事を与えなかった。

	1回または 2回	3～5回	6～10回	10回以上	過去1年間に 1回もない	1回も ない	該当し ない
回答した保護者 /成人の養育者	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
他の保護者 /成人の養育者	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

Q34. 手や枕を使って子供が呼吸できないようにした。(子どもを窒息させた。)

	1回または 2回	3～5回	6～10回	10回以上	過去1年間に 1回もない	1回も ない	該当し ない
回答した保護者 /成人の養育者	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
他の保護者 /成人の養育者	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

Q35. 子どもに火傷をさせたり、熱湯を浴びせたり、あるいはお灸をすえた。

	1回または 2回	3～5回	6～10回	10回以上	過去1年間に 1回もない	1回も ない	該当し ない
回答した保護者 /成人の養育者	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
他の保護者 /成人の養育者	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

Q36. 物またはこぶしで、子どもを繰り返したたたいた。(「殴った」)

	1回または 2回	3～5回	6～10回	10回以上	過去1年間に 1回もない	1回も ない	該当し ない
回答した保護者 /成人の養育者	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
他の保護者 /成人の養育者	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

Q37. ナイフまたは銃で子どもを脅した。

	1回または 2回	3～5回	6～10回	10回以上	過去1年間に 1回もない	1回も ない	該当し ない
回答した保護者 /成人の養育者	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
他の保護者 /成人の養育者	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

Q38. 子どもを暗い部屋に閉じ込めた。

	1回または 2回	3～5回	6～10回	10回以上	過去1年間に 1回もない	1回も ない	該当し ない
回答した保護者 /成人の養育者	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
他の保護者 /成人の養育者	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

Q39. 子どもをしつけるために公衆の面前で叱った。

	1回または 2回	3～5回	6～10回	10回以上	過去1年間に 1回もない	1回も ない	該当し ない
回答した保護者 /成人の養育者	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
他の保護者 /成人の養育者	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

ネグレクトと性的虐待に関する質問

Q40. 過去1年間において、子どもが怪我や病気で診察が必要な時に病院に連れて行かなかったことがありますか？

いいえ（質問 41 へ）

はい

「はい」と答えた方は理由を述べて下さい。

Q41. 過去1年間において、子どもが食べ物や飲み物を必要としていた時に、与えなかったことがありますか？

いいえ（質問 42 へ）

はい

「はい」と答えた方は理由を述べて下さい。

Q42. 過去1年間において、回答者または他の大人が子どもを監督すべきであった時にそうしていなかったために、子どもが重大な外傷や怪我（切り傷、骨折、あるいは重度の障害）を負ったことがありますか？

いいえ（質問 43 へ）

はい

Q43. 過去1年間において、子どもが、大人に猥褻な方法で触られたことがありますか？

いいえ（質問44へ） はい

Q44. 過去1年において、子どもが大人と性交をしたことがありますか？

いいえ はい

Q45. 子どもの行動を改めるのに最も有効であると思ったのは、どのようなしつけ方ですか？

上欄に記入してください。

子育ての経験を話してくださった回答者には、この調査へのご協力に感謝致します。
この調査が原因で難しい問題または不快な問題が発生した場合には、
電話で_____（地域育児支援課）に通報し、支援を要請して下さい。
この調査について質問がありましたら、担当者 _____まで電話で
お問い合わせ下さい。

若年成人用子ども虐待スクリーニングツール (振り返り調査)

子どもの頃、すなわち幼児から 18 歳になるまでの間の生活について質問します。質問は、子どもや青少年に起こる可能性のある暴力的なこと、あるいは不快なことに関するものです。あなたの回答については、一切公開されることはありません。用紙に名前を書く必要はありません。家族、隣人、あるいは関係者が、回答内容を閲覧するようなことは絶対にありません。自分には該当しないと思われる質問が含まれているかもしれませんが、全ての質問に回答して下さい。

まず最初に、回答者自身に関する若干の質問にお答え下さい。

1. あなたは男性ですか、女性ですか。(1つのボックスだけにXを記入して下さい。)

- 男性
- 女性

2. あなたは何歳ですか? (歳)

3. 学校に通ったのは何年間ですか? (1つのボックスだけにXを記入して下さい。)

- 学校に通わなかった
- 1～5年間
- 6～7年間
- 8～9年間
- 10～11年間
- 12年以上

4. 回答者が成長期にあった頃、主にどこで生活をしていましたか?

- 農村、または小さな村
- 町または小都市
- 大都市
- その他 (詳細を説明して下さい。)

5. 働いていますか? (1つのボックスだけにXを記入して下さい。)

- はい、フルタイムで働き、給料をもらっている。
- はい、パートタイムで働き、給料をもらっている。
- 働いてますが、給料はもらっていない。
- いいえ、今は働いていない。

6. 今、勉強をしていますか? (この質問は、長期間の学習を含んでいます。)

(1つのボックスだけにXを記入して下さい。)

- はい、現在、高校生、または短大生である。
- はい、専門訓練学校で勉強をしている。
- はい、大学で勉強をしている。
- いいえ、現時点では、勉強をしていない。

次に、青少年に起こる可能性のある暴力的なこと、あるいは不快なことについて、いくつかの質問をします。あなたが18歳になる以前の期間についてだけ考えて下さい。

7. 成長期（18歳まで）において、誰かに非常に強くたたかれたり、げんこつで殴られたりして、その結果、怪我を負ったことがありますか？

- はい いいえ（質問8へ） 思い出せない（質問8へ）

「はい」と回答した場合、このようなことは何回起こりましたか？

- 1回または2回 3～10回 10回以上

「はい」と回答した場合、このようなことは、何歳くらいの時に起こりましたか？（該当する場合には複数のボックスに×を記入して下さい。）

- 5歳以前 5～9歳 10～13歳 14～17歳

誰があなたにこのようなことを実行しましたか？（該当する場合には複数のボックスに×を記入して下さい。）

女性の大人

（あるいは、当時の年齢より5歳以上年長の女性）

- 母親
 継母
 養母/養子関係の母
 祖母
 姉（血縁関係のない姉/里親関係の子も含む）
 他の血縁者（例 叔/伯母、従姉）
 家族の知り合いの年長女性
 近隣の女性
 女性教師
 女性の上司または他の仕事仲間
 女性の宗教指導者
 見知らぬ年長女性
 その他（詳細を説明して下さい）
（家の使用人、ベビーシッター、青少年リーダー、警官など）

男性の大人

（あるいは、当時の年齢より5歳以上年長の男性）

- 父親
 継父
 養父/養子関係の父
 祖父
 兄（血縁関係のない兄/里親関係の子も含む）
 他の血縁者（例 叔/伯父、従兄）
 家族の知り合いの年長男性
 近隣の男性
 男性教師
 男性の上司または他の仕事仲間
 男性の宗教指導者
 見知らぬ年長男性
 その他（詳細を説明して下さい）
（家の使用人、ベビーシッター、青少年リーダー、警官など）

女性（同年代あるいは当時の年齢より若い女性）

- 妹（血縁関係のない妹/里親関係の子も含む）
 従妹あるいは他の女性血縁者
 女友だち、かつての女友だち
 学校の女友だち
 近隣の女性
 若年の見知らぬ人（女性）
 その他（詳細を説明して下さい）

男性（同年代あるいは当時の年齢より若い男性）

- 弟（血縁関係のない弟/里親関係の子も含む）
 従弟あるいは他の男性血縁者
 男友だち、かつての男友だち
 学校の男友だち
 近隣の男性
 若年の見知らぬ人（男性）
 その他（詳細を説明して下さい）

たたかれたり殴られた時、このようなことで打撲傷や骨折が発生したり、歯が折れたり、出血したことがありますか？

- はい いいえ（質問8へ）

以下の出来事が起こるほどひどくたたかれたり、殴られたことはありますか？（該当する場合には複数のボックスに×を記入して下さい。）

- 診療所、病院、クリニック、あるいは伝統的な治療院を受診する必要があった。
 怪我のため、学校や仕事を休んだ。
 怪我のため、在宅療養が必要であった。
 永久的な損傷（聴力障害、抜歯、皮膚の瘢痕、歩行障害など）を負った。
 このような障害を起こすほど激しくたたかれたり、殴られたことは一度もなかった。

8. 18歳になる以前において、誰かに激しく蹴られ、その結果、怪我を負ったことがありますか？

- はい いいえ（質問9へ） 思い出せない（質問9へ）

「はい」と回答した場合、このようなことは何回起こりましたか？

- 1回または2回 3～10回 10回以上

「はい」と回答した場合、このようなことは、何歳くらいの時に起こりましたか？（該当する場合には複数のボックスに×を記入して下さい。）

- 5歳以前 5～9歳 10～13歳 14～17歳

誰があなたにこのようなことを実行しましたか？（該当する場合には複数のボックスに×を記入して下さい。）

女性の大人

（あるいは、当時の年齢より5歳以上年長の女性）

- 母親
 継母
 養母/養子関係の母
 祖母
 姉（血縁関係のない姉/里親関係の子も含む）
 他の血縁者（例 叔/伯母、従姉）
 家族の知り合いの年長女性
 近隣の女性
 女性教師
 女性の上司または他の仕事仲間
 女性の宗教指導者
 見知らぬ年長女性
 その他（詳細を説明して下さい）
（家の使用人、ベビーシッター、青少年リーダー、警官など）

男性の大人

（あるいは、当時の年齢より5歳以上年長の男性）

- 父親
 継父
 養父/養子関係の父
 祖父
 兄（血縁関係のない兄/里親関係の子も含む）
 他の血縁者（例 叔/伯父、従兄）
 家族の知り合いの年長男性
 近隣の男性
 男性教師
 男性の上司または他の仕事仲間
 男性の宗教指導者
 見知らぬ年長男性
 その他（詳細を説明して下さい）
（家の使用人、ベビーシッター、青少年リーダー、警官など）

女性（同年代あるいは当時の年齢より若い女性）

- 妹（血縁関係のない妹/里親関係の子も含む）
 従妹あるいは他の女性血縁者
 女友だち、かつての女友だち
 学校の女友だち
 近隣の女性
 若年の見知らぬ人（女性）
 その他（詳細を説明して下さい）

男性（同年代あるいは当時の年齢より若い男性）

- 弟（血縁関係のない弟/里親関係の子も含む）
 従弟あるいは他の男性血縁者
 男友だち、かつての男友だち
 学校の男友だち
 近隣の男性
 若年の見知らぬ人（男性）
 その他（詳細を説明して下さい）

蹴られた時、このようなことで打撲傷や骨折が発生したり、歯が折れたり、出血したことがありますか？

- はい いいえ（質問9へ）

以下の出来事が起こるほどひどくたたかれたり、殴られたことはありますか？（該当する場合には複数のボックスに×を記入して下さい。）

- 診療所、病院、クリニック、あるいは伝統的な治療院を受診する必要があった。
 怪我のため、学校や仕事を休んだ。
 怪我のため、在宅療養が必要であった。
 永久的な損傷（聴力障害、抜歯、皮膚の瘢痕、歩行障害など）を負った。
 このような障害を起こすほど激しくたたかれたり、殴られたことは一度もなかった。

9. 18歳になる以前において、誰かに棒、杖、むち、あるいはベルトのような物で激しくたたかれ、その結果、怪我を負ったことがありますか？

- はい いいえ（質問 10 へ） 思い出せない（質問 10 へ）

「はい」と回答した場合、このようなことは何回起こりましたか？

- 1回または2回 3～10回 10回以上

「はい」と回答した場合、このようなことは、何歳くらいの時に起こりましたか？（該当する場合には複数のボックスに×を記入して下さい。）

- 5歳以前 5～9歳 10～13歳 14～17歳

誰があなたにこのようなことを実行しましたか？（該当する場合には複数のボックスに×を記入して下さい。）

女性の大人

（あるいは、当時の年齢より5歳以上年長の女性）

- 母親
 継母
 養母/養子関係の母
 祖母
 姉（血縁関係のない姉/里親関係の子も含む）
 他の血縁者（例 叔/伯母、従姉）
 家族の知り合いの年長女性
 近隣の女性
 女性教師
 女性の上司または他の仕事仲間
 女性の宗教指導者
 見知らぬ年長女性
 その他（詳細を説明して下さい）
 （家の使用人、ベビーシッター、青少年リーダー、警官など）

男性の大人

（あるいは、当時の年齢より5歳以上年長の男性）

- 父親
 継父
 養父/養子関係の父
 祖父
 兄（血縁関係のない兄/里親関係の子も含む）
 他の血縁者（例 叔/伯父、従兄）
 家族の知り合いの年長男性
 近隣の男性
 男性教師
 男性の上司または他の仕事仲間
 男性の宗教指導者
 見知らぬ年長男性
 その他（詳細を説明して下さい）
 （家の使用人、ベビーシッター、青少年リーダー、警官など）

女性（同年代あるいは当時の年齢より若い女性）

- 妹（血縁関係のない妹/里親関係の子も含む）
 従妹あるいは他の女性血縁者
 女友だち,かつての女友だち
 学校の女友だち
 近隣の女性
 若年の見知らぬ人（女性）
 その他（詳細を説明して下さい）

男性（同年代あるいは当時の年齢より若い男性）

- 弟（血縁関係のない弟/里親関係の子も含む）
 従弟あるいは他の男性血縁者
 男友だち,かつての男友だち
 学校の男友だち
 近隣の男性
 若年の見知らぬ人（男性）
 その他（詳細を説明して下さい）

物でたたかれた時、このようなことで打撲傷や骨折が発生したり、歯が折れたり、出血したことがありますか？

- はい いいえ（質問 10 へ）

以下の出来事が起こるほどひどくたたかれたことがありますか？：（該当する場合には複数のボックスに×を記入して下さい。）

- 診療所、病院、クリニック、あるいは伝統的な治療院を受診する必要があった。
 怪我のため、学校や仕事を休んだ。
 怪我のため、在宅療養が必要であった。
 永久的な損傷（聴力障害、抜歯、皮膚の瘢痕、歩行障害など）を負った。
 このような障害を起こすほど激しくたたかれたり、殴られたことは一度もなかった。

10. 18歳になる以前において、誰かに激しく身体を揺さ振られ、その結果、怪我をしたことがありますか？

- はい いいえ（質問 11 へ） 思い出せない（質問 11 へ）

「はい」と回答した場合、このようなことは何回起こりましたか？

- 1回または2回 3～10回 10回以上

「はい」と回答した場合、このようなことは、何歳くらいの時に起こりましたか？（該当する場合には複数のボックスに×を記入して下さい。）

- 5歳以前 5～9歳 10～13歳 14～17歳

誰があなたにこのようなことを実行しましたか？（該当する場合には複数のボックスに×を記入して下さい。）

女性の大人

（あるいは、当時の年齢より5歳以上年長の女性）

- 母親
 継母
 養母/養子関係の母
 祖母
 姉（血縁関係のない姉/里親関係の子も含む）
 他の血縁者（例 叔/伯母、従姉）
 家族の知り合いの年長女性
 近隣の女性
 女性教師
 女性の上司または他の仕事仲間
 女性の宗教指導者
 見知らぬ年長女性
 その他（詳細を説明して下さい）
（家の使用人、ベビーシッター、青少年リーダー、警官など）

男性の大人

（あるいは、当時の年齢より5歳以上年長の男性）

- 父親
 継父
 養父/養子関係の父
 祖父
 兄（血縁関係のない兄/里親関係の子も含む）
 他の血縁者（例 叔/伯父、従兄）
 家族の知り合いの年長男性
 近隣の男性
 男性教師
 男性の上司または他の仕事仲間
 男性の宗教指導者
 見知らぬ年長男性
 その他（詳細を説明して下さい）
（家の使用人、ベビーシッター、青少年リーダー、警官など）

女性（同年代あるいは当時の年齢より若い女性）

- 妹（血縁関係のない妹/里親関係の子も含む）
 従妹あるいは他の女性血縁者
 女友だち、かつての女友だち
 学校の女友だち
 近隣の女性
 若年の見知らぬ人（女性）
 その他（詳細を説明して下さい）

男性（同年代あるいは当時の年齢より若い男性）

- 弟（血縁関係のない弟/里親関係の子も含む）
 従弟あるいは他の男性血縁者
 男友だち、かつての男友だち
 学校の男友だち
 近隣の男性
 若年の見知らぬ人（男性）
 その他（詳細を説明して下さい）

以下の出来事が起こるほど激しく揺さぶられたことがありますか？：（該当する場合には複数のボックスに×を記入して下さい。）

- 診療所、病院、クリニック、あるいは伝統的な治療院を受診する必要があった。
 怪我のため、学校や仕事を休んだ。
 怪我のため、在宅療養が必要であった。
 永久的な損傷を負った。
 このような障害を起こすほど激しく揺さぶられたことは一度もなかった。

11. 18歳になる以前において、誰かに、ナイフや鋭利な物で突き刺されたり、切りつけられ、その結果、怪我を負ったことがありますか？

- はい いいえ（質問 12 へ） 思い出せない（質問 12 へ）

「はい」と回答した場合、このようなことは何回起こりましたか？

- 1回または2回 3～10回 10回以上

「はい」と回答した場合、このようなことは、何歳くらいの時に起こりましたか？（該当する場合には複数のボックスに×を記入して下さい。）

- 5歳以前 5～9歳 10～13歳 14～17歳

誰があなたにこのようなことを実行しましたか？（該当する場合には複数のボックスに×を記入して下さい。）

女性の大人

（あるいは、当時の年齢より5歳以上年長の女性）

- 母親
 継母
 養母/養子関係の母
 祖母
 姉（血縁関係のない姉/里親関係の子も含む）
 他の血縁者（例 叔/伯母、従姉）
 家族の知り合いの年長女性
 近隣の女性
 女性教師
 女性の上司または他の仕事仲間
 女性の宗教指導者
 見知らぬ年長女性
 その他（詳細を説明して下さい）
（家の使用人、ベビーシッター、青少年リーダー、警官など）

男性の大人

（あるいは、当時の年齢より5歳以上年長の男性）

- 父親
 継父
 養父/養子関係の父
 祖父
 兄（血縁関係のない兄/里親関係の子も含む）
 他の血縁者（例 叔/伯父、従兄）
 家族の知り合いの年長男性
 近隣の男性
 男性教師
 男性の上司または他の仕事仲間
 男性の宗教指導者
 見知らぬ年長男性
 その他（詳細を説明して下さい）
（家の使用人、ベビーシッター、青少年リーダー、警官など）

女性（同年代あるいは当時の年齢より若い女性）

- 妹（血縁関係のない妹/里親関係の子も含む）
 従妹あるいは他の女性血縁者
 女友だち、かつての女友だち
 学校の女友だち
 近隣の女性
 若年の見知らぬ人（女性）
 その他（詳細を説明して下さい）

男性（同年代あるいは当時の年齢より若い男性）

- 弟（血縁関係のない弟/里親関係の子も含む）
 従弟あるいは他の男性血縁者
 男友だち、かつての男友だち
 学校の男友だち
 近隣の男性
 若年の見知らぬ人（男性）
 その他（詳細を説明して下さい）

以下の出来事が起こるほど刺されたり、切りつけられたことがありますか？：（該当する場合には複数のボックスに×を記入して下さい。）

- 診療所、病院、クリニック、あるいは伝統的な治療院を受診する必要があった。
 怪我のため、学校や仕事を休んだ。
 怪我のため、在宅療養が必要であった。
 永久的な損傷を負った。
 このような障害を起こすほど激しく揺さぶられたことは一度もなかった。

12. 多くの子供が、他者の行為（殴る、たたく、その他）によって意図的に身体を傷つけられた経験をもっています。回答者にも同じような経験があるのではないかと思います。現在、自分の子ども時代についてどのように考えていますか。全般的なお考えを教えてください。

- 誰からも故意に傷つけられたことはなかった。
- 殴られたり、たたかれたりした。たいてい、それはしつけであり、妥当で正当化されていた。
- 殴られたり、たたかれたりした。たいてい、それはしつけであったが、妥当ではなく、正当化もされていなかった。
- 殴られたり、たたかれたりした。たいてい、それはしつけではなく、正当化されていなかった。

13. 18歳になる以前において、身体に対する暴力（たたくこと、殴ること、その他の行為）を何回くらい受けましたか？当時、同年齢だった子どもたちと比べて回答して下さい。

- 大多数の子どもたちより相当少ない
- 大多数の子どもたちより若干少ない
- 大多数の子どもたちと同程度
- 大多数の子どもたちより若干多い
- 大多数の子どもたちより相当多い

裏ページの質問にも回答して下さい。

子どもたちを非常に脅えさせたり、心配させたりすることは、しばしば起こるものです。子どもたちは、困惑、屈辱、愛情不足を感じる可能性もあります。18歳になる以前に起こった出来事について、以下の質問に答えて下さい。

14. 成長過程において（18歳になる以前において）、誰かに侮辱や批判され、自分に落ち度がある、愚か者である、価値がないと感じたことはありますか？

- はい いいえ（質問 15 へ） 思い出せない（質問 15 へ）

「はい」と回答した場合、このようなことは何回起こりましたか？

- 1回または2回 3～10回 10回以上

「はい」と回答した場合、このようなことは、何歳くらいの時に起こりましたか？（該当する場合には複数のボックスに×を記入して下さい。）

- 5歳以前 5～9歳 10～13歳 14～17歳

誰があなたにこのようなことを実行しましたか？（該当する場合には複数のボックスに×を記入して下さい。）

女性の大人

（あるいは、当時の年齢より5歳以上年長の女性）

- 母親
 継母
 養母/養子関係の母
 祖母
 姉（血縁関係のない姉/里親関係の子も含む）
 他の血縁者（例 叔/伯母、従姉）
 家族の知り合いの年長女性
 近隣の女性
 女性教師
 女性の上司または他の仕事仲間
 女性の宗教指導者
 見知らぬ年長女性
 その他（詳細を説明して下さい）
（家の使用人、ベビーシッター、青少年リーダー、警官など）

男性の大人

（あるいは、当時の年齢より5歳以上年長の男性）

- 父親
 継父
 養父/養子関係の父
 祖父
 兄（血縁関係のない兄/里親関係の子も含む）
 他の血縁者（例 叔/伯父、従兄）
 家族の知り合いの年長男性
 近隣の男性
 男性教師
 男性の上司または他の仕事仲間
 男性の宗教指導者
 見知らぬ年長男性
 その他（詳細を説明して下さい）
（家の使用人、ベビーシッター、青少年リーダー、警官など）

女性（同年代あるいは当時の年齢より若い女性）

- 妹（血縁関係のない妹/里親関係の子も含む）
 従妹あるいは他の女性血縁者
 女友だち,かつての女友だち
 学校の女友だち
 近隣の女性
 若年の見知らぬ人（女性）
 その他（詳細を説明して下さい）

男性（同年代あるいは当時の年齢より若い男性）

- 弟（血縁関係のない弟/里親関係の子も含む）
 従弟あるいは他の男性血縁者
 男友だち,かつての男友だち
 学校の男友だち
 近隣の男性
 若年の見知らぬ人（男性）
 その他（詳細を説明して下さい）

このページの質問 15 と質問 16 の両方に答えて下さい。

15. 18 歳になる以前において、あなたは愛されていない、もしくは愛されるに値しないと、家族あるいは世帯の誰かに言われたことがありますか？

- はい いいえ (質問 16 へ) 思い出せない (質問 16 へ)

「はい」と回答した場合、このようなことは何回起こりましたか？

- 1 回または 2 回 3 ~ 10 回 10 回以上

「はい」と回答した場合、このようなことは、何歳くらいの時に起こりましたか？ (該当する場合には複数のボックスに×を記入して下さい。)

- 5 歳以前 5 ~ 9 歳 10 ~ 13 歳 14 ~ 17 歳

誰があなたにこのようなことを実行しましたか？ (該当する場合には複数のボックスに×を記入して下さい。)

女性の大人

(あるいは、当時の年齢より 5 歳以上年長の女性)

- 母親
 継母
 養母/養子関係の母
 祖母
 姉 (血縁関係のない姉/里親関係の子も含む)
 他の血縁者 (例 叔/伯母、従姉)
 見知らぬ年長女性
 その他 (詳細を説明して下さい)

男性の大人

(あるいは、当時の年齢より 5 歳以上年長の男性)

- 父親
 継父
 養父/養子関係の父
 祖父
 兄 (血縁関係のない兄/里親関係の子も含む)
 他の血縁者 (例 叔/伯父、従兄)
 見知らぬ年長男性
 その他 (詳細を説明して下さい)

16. 18 歳になる以前において、生まれて来なかった方が良かった、あるいは死んだ方が良かったと、家族や世帯の誰かに言われたことがありますか？

- はい いいえ (質問 17 へ) 思い出せない (質問 17 へ)

「はい」と回答した場合、このようなことは何回起こりましたか？

- 1 回または 2 回 3 ~ 10 回 10 回以上

「はい」と回答した場合、このようなことは、何歳くらいの時に起こりましたか？ (該当する場合には複数のボックスに×を記入して下さい。)

- 5 歳以前 5 ~ 9 歳 10 ~ 13 歳 14 ~ 17 歳

誰があなたにこのようなことを実行しましたか？ (該当する場合には複数のボックスに×を記入して下さい。)

女性の大人

(あるいは、当時の年齢より 5 歳以上年長の女性)

- 母親
 継母
 養母/養子関係の母
 祖母
 姉 (血縁関係のない姉/里親関係の子も含む)
 他の血縁者 (例 叔/伯母、従姉)
 見知らぬ年長女性
 その他 (詳細を説明して下さい)

- 父親
 継父
 養父/養子関係の父
 祖父
 兄 (血縁関係のない兄/里親関係の子も含む)
 他の血縁者 (例 叔/伯父、従兄)
 見知らぬ年長男性
 その他 (詳細を説明して下さい)

男性の大人

(あるいは、当時の年齢より 5 歳以上年長の男性)

17. 18歳になる以前において、激しく傷つける、あるいは殺すなどと個人的に脅されたことはありますか？

- はい いいえ（質問 18 へ） 思い出せない（質問 18 へ）

「はい」と回答した場合、このようなことは何回起こりましたか？

- 1回または2回 3～10回 10回以上

「はい」と回答した場合、このようなことは、何歳くらいの時に起こりましたか？（該当する場合には複数のボックスに×を記入して下さい。）

- 5歳以前 5～9歳 10～13歳 14～17歳

誰があなたにこのようなことを実行しましたか？（該当する場合には複数のボックスに×を記入して下さい。）

女性の大人

（あるいは、当時の年齢より5歳以上年長の女性）

- 母親
 継母
 養母/養子関係の母
 祖母
 姉（血縁関係のない姉/里親関係の子も含む）
 他の血縁者（例 叔/伯母、従姉）
 家族の知り合いの年長女性
 近隣の女性
 女性教師
 女性の上司または他の仕事仲間
 女性の宗教指導者
 見知らぬ年長女性
 その他（詳細を説明して下さい）
（家の使用人、ベビーシッター、青少年リーダー、警官など）

男性の大人

（あるいは、当時の年齢より5歳以上年長の男性）

- 父親
 継父
 養父/養子関係の父
 祖父
 兄（血縁関係のない兄/里親関係の子も含む）
 他の血縁者（例 叔/伯父、従兄）
 家族の知り合いの年長男性
 近隣の男性
 男性教師
 男性の上司または他の仕事仲間
 男性の宗教指導者
 見知らぬ年長男性
 その他（詳細を説明して下さい）
（家の使用人、ベビーシッター、青少年リーダー、警官など）

女性（同年代あるいは当時の年齢より若い女性）

- 妹（血縁関係のない妹/里親関係の子も含む）
 従妹あるいは他の女性血縁者
 女友だち、かつての女友だち
 学校の女友だち
 近隣の女性
 若年の見知らぬ人（女性）
 その他（詳細を説明して下さい）

男性（同年代あるいは当時の年齢より若い男性）

- 弟（血縁関係のない弟/里親関係の子も含む）
 従弟あるいは他の男性血縁者
 男友だち、かつての男友だち
 学校の男友だち
 近隣の男性
 若年の見知らぬ人（男性）
 その他（詳細を説明して下さい）

このページのすべての質問（質問 18、19、20）に答えて下さい。

18. 18 歳になる以前において、家族から追放する、あるいは、今すぐに出て行けと、家族あるいは世帯の誰かに言われて脅されたことがありますか？

- はい いいえ（質問 19 へ） 思い出せない（質問 19 へ）

「はい」と回答した場合、このようなことは何回起こりましたか？

- 1 回または 2 回 3～10 回 10 回以上

「はい」と回答した場合、このようなことは、何歳くらいの時に起こりましたか？（該当する場合には複数のボックスに×を記入して下さい。）

- 5 歳以前 5～9 歳 10～13 歳 14～17 歳

誰があなたにこのようなことを実行しましたか？（該当する場合には複数のボックスに×を記入して下さい。）

女性の大人

男性の大人

（あるいは、当時の年齢より 5 歳以上年長の女性）

（あるいは、当時の年齢より 5 歳以上年長の男性）

- | | |
|--|--|
| <input type="checkbox"/> 母親 | <input type="checkbox"/> 父親 |
| <input type="checkbox"/> 継母 | <input type="checkbox"/> 継父 |
| <input type="checkbox"/> 養母/養子関係の母 | <input type="checkbox"/> 養父/養子関係の父 |
| <input type="checkbox"/> 祖母 | <input type="checkbox"/> 祖父 |
| <input type="checkbox"/> 姉（血縁関係のない姉/里親関係の子も含む） | <input type="checkbox"/> 兄（血縁関係のない兄/里親関係の子も含む） |
| <input type="checkbox"/> 他の血縁者（例 叔/伯母、従姉） | <input type="checkbox"/> 他の血縁者（例 叔/伯父、従兄） |
| <input type="checkbox"/> 見知らぬ年長女性 | <input type="checkbox"/> 見知らぬ年長男性 |
| <input type="checkbox"/> その他（詳細を説明して下さい） | <input type="checkbox"/> その他（詳細を説明して下さい） |

19. 多くの子どもは、生活の中で侮辱されたり、脅されたりすることがあります。このようなことは、あなたにも起こったことがあるかもしれません。現時点において、あなたの子どもの頃についての全般的な見解を教えてください。

- 誰からも侮辱されたり、脅されたことはなかった。
- 侮辱されたり、脅されたりした。たいてい、それはしつけであり、妥当で正当化されていた。
- 侮辱されたり、脅されたりした。たいてい、それはしつけであったが、妥当ではないか、正当化されていなかった。
- 侮辱されたり、脅されたりした。たいてい、それはしつけではなく、正当化されていなかった。

20. 18 歳になる以前において、侮辱されたり、脅されたりすることを何回くらい経験しましたか？全般的にみて、当時、同年齢だった子どもたちと比べて回答して下さい。

- 大多数の子どもたちより相当少ない
- 大多数の子どもたちより若干少ない
- 大多数の子どもたちと同程度
- 大多数の子どもたちより若干多い
- 大多数の子どもたちより相当多い

次の質問は、子どもや青少年にしばしば起こる性体験についてのものです。18歳になる以前に発生したと思われる性行動であり、自分の意思に反する性行動に関する質問である点に注意して下さい。

21. 成長過程において（18歳になる以前において）、拒絶したにもかかわらず、人の性器を見せつけられたことがありますか？

- はい いいえ（質問 22 へ） 思い出せない（質問 22 へ）

「はい」と回答した場合、このようなことは何回起こりましたか？

- 1回または2回 3～10回 10回以上

「はい」と回答した場合、このようなことは、何歳くらいの時に起こりましたか？（該当する場合には複数のボックスに×を記入して下さい。）

- 5歳以前 5～9歳 10～13歳 14～17歳

誰があなたにこのようなことを実行しましたか？（該当する場合には複数のボックスに×を記入して下さい。）

女性の大人

- （あるいは、当時の年齢より5歳以上年長の女性）
- 母親
 - 継母
 - 養母/養子関係の母
 - 祖母
 - 姉（血縁関係のない姉/里親関係の子も含む）
 - 他の血縁者（例 叔/伯母、従姉）
 - 家族の知り合いの年長女性
 - 近隣の女性
 - 女性教師
 - 女性の上司または他の仕事仲間
 - 女性の宗教指導者
 - 見知らぬ年長女性
 - その他（詳細を説明して下さい）
- （家の使用人、ベビーシッター、青少年リーダー、警官など）

男性の大人

- （あるいは、当時の年齢より5歳以上年長の男性）
- 父親
 - 継父
 - 養父/養子関係の父
 - 祖父
 - 兄（血縁関係のない兄/里親関係の子も含む）
 - 他の血縁者（例 叔/伯父、従兄）
 - 家族の知り合いの年長男性
 - 近隣の男性
 - 男性教師
 - 男性の上司または他の仕事仲間
 - 男性の宗教指導者
 - 見知らぬ年長男性
 - その他（詳細を説明して下さい）
- （家の使用人、ベビーシッター、青少年リーダー、警官など）

女性（同年代あるいは当時の年齢より若い女性）

- 妹（血縁関係のない妹/里親関係の子も含む）
- 従妹あるいは他の女性血縁者
- 女友だち、かつての女友だち
- 学校の女友だち
- 近隣の女性
- 若年の見知らぬ人（女性）
- その他（詳細を説明して下さい）

男性（同年代あるいは当時の年齢より若い男性）

- 弟（血縁関係のない弟/里親関係の子も含む）
- 従弟あるいは他の男性血縁者
- 男友だち、かつての男友だち
- 学校の男友だち
- 近隣の男性
- 若年の見知らぬ人（男性）
- その他（詳細を説明して下さい）

22. 18歳になる以前において、拒絶したにもかかわらず、他人の前で裸になってポーズをとるように命令されたことがありますか？あるいは、写真、ビデオ、インターネットサイトへの掲示のために、このように命令されたことがありますか？

- はい いいえ（質問 23 へ） 思い出せない（質問 23 へ）

「はい」と回答した場合、このようなことは何回起こりましたか？

- 1回または2回 3～10回 10回以上

「はい」と回答した場合、このようなことは、何歳くらいの時に起こりましたか？（該当する場合には複数のボックスに×を記入して下さい。）

- 5歳以前 5～9歳 10～13歳 14～17歳

誰があなたにこのようなことを実行しましたか？（該当する場合には複数のボックスに×を記入して下さい。）

女性の大人

（あるいは、当時の年齢より5歳以上年長の女性）

- 母親
 継母
 養母/養子関係の母
 祖母
 姉（血縁関係のない姉/里親関係の子も含む）
 他の血縁者（例 叔/伯母、従姉）
 家族の知り合いの年長女性
 近隣の女性
 女性教師
 女性の上司または他の仕事仲間
 女性の宗教指導者
 見知らぬ年長女性
 その他（詳細を説明して下さい）
（家の使用人、ベビーシッター、青少年リーダー、警官など）

男性の大人

（あるいは、当時の年齢より5歳以上年長の男性）

- 父親
 継父
 養父/養子関係の父
 祖父
 兄（血縁関係のない兄/里親関係の子も含む）
 他の血縁者（例 叔/伯父、従兄）
 家族の知り合いの年長男性
 近隣の男性
 男性教師
 男性の上司または他の仕事仲間
 男性の宗教指導者
 見知らぬ年長男性
 その他（詳細を説明して下さい）
（家の使用人、ベビーシッター、青少年リーダー、警官など）

女性（同年代あるいは当時の年齢より若い女性）

- 妹（血縁関係のない妹/里親関係の子も含む）
 従妹あるいは他の女性血縁者
 女友だち、かつての女友だち
 学校の女友だち
 近隣の女性
 若年の見知らぬ人（女性）
 その他（詳細を説明して下さい）

男性（同年代あるいは当時の年齢より若い男性）

- 弟（血縁関係のない弟/里親関係の子も含む）
 従弟あるいは他の男性血縁者
 男友だち、かつての男友だち
 学校の男友だち
 近隣の男性
 若年の見知らぬ人（男性）
 その他（詳細を説明して下さい）

23. 18歳になる以前において、拒絶したにもかかわらず、局所（性器または乳房）を触られたことがありますか？

- はい いいえ（質問 24 へ） 思い出せない（質問 24 へ）

「はい」と回答した場合、このようなことは何回起こりましたか？

- 1回または2回 3～10回 10回以上

「はい」と回答した場合、このようなことは、何歳くらいの時に起こりましたか？（該当する場合には複数のボックスに×を記入して下さい。）

- 5歳以前 5～9歳 10～13歳 14～17歳

誰があなたにこのようなことを実行しましたか？（該当する場合には複数のボックスに×を記入して下さい。）

女性の大人

- （あるいは、当時の年齢より5歳以上年長の女性）
- 母親
 - 継母
 - 養母/養子関係の母
 - 祖母
 - 姉（血縁関係のない姉/里親関係の子も含む）
 - 他の血縁者（例 叔/伯母、従姉）
 - 家族の知り合いの年長女性
 - 近隣の女性
 - 女性教師
 - 女性の上司または他の仕事仲間
 - 女性の宗教指導者
 - 見知らぬ年長女性
 - その他（詳細を説明して下さい）
- （家の使用人、ベビーシッター、青少年リーダー、警官など）

男性の大人

- （あるいは、当時の年齢より5歳以上年長の男性）
- 父親
 - 継父
 - 養父/養子関係の父
 - 祖父
 - 兄（血縁関係のない兄/里親関係の子も含む）
 - 他の血縁者（例 叔/伯父、従兄）
 - 家族の知り合いの年長男性
 - 近隣の男性
 - 男性教師
 - 男性の上司または他の仕事仲間
 - 男性の宗教指導者
 - 見知らぬ年長男性
 - その他（詳細を説明して下さい）
- （家の使用人、ベビーシッター、青少年リーダー、警官など）

女性（同年代あるいは当時の年齢より若い女性）

- 妹（血縁関係のない妹/里親関係の子も含む）
- 従妹あるいは他の女性血縁者
- 女友だち,かつての女友だち
- 学校の女友だち
- 近隣の女性
- 若年の見知らぬ人（女性）
- その他（詳細を説明して下さい）

男性（同年代あるいは当時の年齢より若い男性）

- 弟（血縁関係のない弟/里親関係の子も含む）
- 従弟あるいは他の男性血縁者
- 男友だち,かつての男友だち
- 学校の男友だち
- 近隣の男性
- 若年の見知らぬ人（男性）
- その他（詳細を説明して下さい）

24. 18歳になる以前において、拒絶したにもかかわらず、他者の局所（性器または乳房）を触るように強要されたことがありますか？

- はい いいえ（質問 25 へ） 思い出せない（質問 25 へ）

「はい」と回答した場合、このようなことは何回起こりましたか？

- 1回または2回 3～10回 10回以上

「はい」と回答した場合、このようなことは、何歳くらいの時に起こりましたか？（該当する場合には複数のボックスに×を記入して下さい。）

- 5歳以前 5～9歳 10～13歳 14～17歳

誰があなたにこのようなことを実行しましたか？（該当する場合には複数のボックスに×を記入して下さい。）

女性の大人

（あるいは、当時の年齢より5歳以上年長の女性）

- 母親
 継母
 養母/養子関係の母
 祖母
 姉（血縁関係のない姉/里親関係の子も含む）
 他の血縁者（例 叔/伯母、従姉）
 家族の知り合いの年長女性
 近隣の女性
 女性教師
 女性の上司または他の仕事仲間
 女性の宗教指導者
 見知らぬ年長女性
 その他（詳細を説明して下さい）
（家の使用人、ベビーシッター、青少年リーダー、警官など）

男性の大人

（あるいは、当時の年齢より5歳以上年長の男性）

- 父親
 継父
 養父/養子関係の父
 祖父
 兄（血縁関係のない兄/里親関係の子も含む）
 他の血縁者（例 叔/伯父、従兄）
 家族の知り合いの年長男性
 近隣の男性
 男性教師
 男性の上司または他の仕事仲間
 男性の宗教指導者
 見知らぬ年長男性
 その他（詳細を説明して下さい）
（家の使用人、ベビーシッター、青少年リーダー、警官など）

女性（同年代あるいは当時の年齢より若い女性）

- 妹（血縁関係のない妹/里親関係の子も含む）
 従妹あるいは他の女性血縁者
 女友だち,かつての女友だち
 学校の女友だち
 近隣の女性
 若年の見知らぬ人（女性）
 その他（詳細を説明して下さい）

男性（同年代あるいは当時の年齢より若い男性）

- 弟（血縁関係のない弟/里親関係の子も含む）
 従弟あるいは他の男性血縁者
 男友だち,かつての男友だち
 学校の男友だち
 近隣の男性
 若年の見知らぬ人（男性）
 その他（詳細を説明して下さい）

25. 18歳になる以前において、拒絶したにもかかわらず、誰かとの性交を強要されたことがありますか？（“性交”とは、ペニスが膣あるいは肛門に入ることを意味します。）

- はい いいえ（質問 26 へ） 思い出せない（質問 26 へ）

「はい」と回答した場合、このようなことは何回起こりましたか？

- 1回または2回 3～10回 10回以上

「はい」と回答した場合、このようなことは、何歳くらいの時に起こりましたか？（該当する場合には複数のボックスに×を記入して下さい。）

- 5歳以前 5～9歳 10～13歳 14～17歳

誰があなたにこのようなことを実行しましたか？（該当する場合には複数のボックスに×を記入して下さい。）

女性の大人

（あるいは、当時の年齢より5歳以上年長の女性）

- 母親
 継母
 養母/養子関係の母
 祖母
 姉（血縁関係のない姉/里親関係の子も含む）
 他の血縁者（例 叔/伯母、従姉）
 家族の知り合いの年長女性
 近隣の女性
 女性教師
 女性の上司または他の仕事仲間
 女性の宗教指導者
 見知らぬ年長女性
 その他（詳細を説明して下さい）
（家の使用人、ベビーシッター、青少年リーダー、警官など）

男性の大人

（あるいは、当時の年齢より5歳以上年長の男性）

- 父親
 継父
 養父/養子関係の父
 祖父
 兄（血縁関係のない兄/里親関係の子も含む）
 他の血縁者（例 叔/伯父、従兄）
 家族の知り合いの年長男性
 近隣の男性
 男性教師
 男性の上司または他の仕事仲間
 男性の宗教指導者
 見知らぬ年長男性
 その他（詳細を説明して下さい）
（家の使用人、ベビーシッター、青少年リーダー、警官など）

女性（同年代あるいは当時の年齢より若い女性）

- 妹（血縁関係のない妹/里親関係の子も含む）
 従妹あるいは他の女性血縁者
 女友だち、かつての女友だち
 学校の女友だち
 近隣の女性
 若年の見知らぬ人（女性）
 その他（詳細を説明して下さい）

男性（同年代あるいは当時の年齢より若い男性）

- 弟（血縁関係のない弟/里親関係の子も含む）
 従弟あるいは他の男性血縁者
 男友だち、かつての男友だち
 学校の男友だち
 近隣の男性
 若年の見知らぬ人（男性）
 その他（詳細を説明して下さい）

さて、以下の数項目の質問では、拒絶したにもかかわらず強要された性体験の有無についてお尋ねします。

拒絶したにもかかわらず強要された性体験がない場合、質問は以上で終了です。

26. 今回の調査以前において、拒絶したにもかかわらず強要された性体験について誰かに打ち明けたことがありますか？

- はい いいえ（質問終了）

「はい」と回答した場合、誰に打ち明けたのでしょうか？（該当する場合には複数のボックスに×を記入して下さい）

- | | |
|---|--|
| <input type="checkbox"/> 母親 | <input type="checkbox"/> 近隣の人 |
| <input type="checkbox"/> 継母/養母/養子関係の母 | <input type="checkbox"/> 相談所（電話・インターネット） |
| <input type="checkbox"/> 父親 | <input type="checkbox"/> 警察 |
| <input type="checkbox"/> 継父/養父/養子関係の父 | <input type="checkbox"/> 学校の先生 |
| <input type="checkbox"/> 夫/妻 | <input type="checkbox"/> 病院の先生 |
| <input type="checkbox"/> 友達 | <input type="checkbox"/> カウンセラー |
| <input type="checkbox"/> 兄弟・姉妹 | <input type="checkbox"/> 宗教指導者 |
| <input type="checkbox"/> 他の血縁者（例 叔父母/伯父母） | <input type="checkbox"/> 上司または他の仕事仲間 |
| <input type="checkbox"/> 女性の友達 | <input type="checkbox"/> 子どもの学校 |
| <input type="checkbox"/> 男性の友達 | <input type="checkbox"/> 近隣の子ども |
| <input type="checkbox"/> 昔の友達 | <input type="checkbox"/> その他（詳細を説明して下さい） |

拒絶したにもかかわらず強要された性体験について、最初に誰かに打ち明けたのは、この出来事の発生からどのくらいの時間が経ってからのことでしたか？

- 1日以内
 数日後
 数週間後
 数ヵ月後
 1年または2年後
 3年以上後

最初に誰かに打ち明けた時、その人はどのように反応しましたか？（1つのボックスだけに×を記入して下さい。）

- 私を信じて支えてくれた。
 私を信じてくれたが、支えてはくれなかった。
 私に原因があると言って非難した。
 私のことを全く信じてくれなかった。

今回の調査にご協力頂き、どうも有難うございました。この調査が原因で難しい問題または不快な問題が発生した場合には、電話で_____（地域の連絡先）に通報し、支援を要請して下さい。
この調査について質問がありましたら、電話で_____、担当者者_____に連絡して下さい。

ICAST-R（若年成人用）は、国際子ども虐待防止学会とユニセフによって開発された。

2. 翻訳資料 1

本資料は、2007年1月に作成され、ISPCANで報告された報告書を、今回の研究のために翻訳したものである。

The Current Situation Analysis and Evaluation of Child Abuse and Neglect in China Mainland.

中国本土における児童虐待とネグレクトの現状の分析と評価

Jiao Fuyong

Shaanxi Provincial People's Hospital of Xian

Child Abuse Prevention and Treatment Center Xi'an Jiaotong University

要旨

児童虐待とネグレクト（育児放棄）は、家庭や学校、そしてほかの社会的分野を巻き込む深刻な社会問題となっている。児童に甚大な被害を与える恐れがあること、また児童の事故死（accident child death）における最大の要因となっていることから、この問題に対する国際的な関心が一段と高まっている。

「子どもが国の未来を作る」との認識から中国政府は児童の権利保護を非常に重視し、長年にわたり法規による児童の権利保護に専心してきた。国内の実情と他国の関連法規をもとに、中国は児童の権利保護に関する一連の法律のほか、数多くの関連規則や政策を策定してきた。同時に中国の立法、司法、政府の各部門と社会団体は、児童の保護を目的とした取り組みを監督、実施および促進するための仕組みを定めてきた。

現在、児童虐待とネグレクトの防止に関する中国の研究は、始まったばかりである。古い考えが根強く残る中国では、児童虐待とネグレクトが頻繁に発生している。本研究では社会学と人口学、統計学を組み合わせ手法を用いて、公共政策の観点から中国における児童虐待とネグレクトについて考察する。本研究は、現行の理論研究との相補、法制度の補完、児童の権利保護、社会の安定化に資する意義あるものである。

報告は3部構成となっている。始めに、児童虐待とネグレクトについて定義した。本研究では、国籍や文化、経済、社会的な価値観が異なれば、児童虐待とネグレクトについての概念や定義、分類も異なることが分かった。これは、児童虐待とネグレクトに関する研究や各国の比較を行う際にも影響する。

次に、現行の関連法とその役割について評価した。中国では、政府の役割を補い、社会の安定化を支える非営利団体が少ないことが分かった。適切なタイミングで児童虐待とネグレクトへの対応が取られるケースは稀で、専門の心理士も不足している。特に農村部では、法律に対する認識や法務従事者の不足、法的援助の対象の狭さ、資金不足などから、虐待を受けた児童が関連する法的支援を受けられずにいる。また本研究では、西安市の家庭と児童へのヒアリングとデータ分析を組み合わせ、児童虐待とネグレクトの実態を分析した。その結果、中国の状況に即した児童虐待とネグレクトの定義付けが重要であると結論した。

最後に、児童のニーズに応じた国と地方の児童保護制度を設け、複数の援助形態を提供し、児童虐待に対する家庭の認知向上を図る広報活動を展開し、虐待リスクが高い児童の保護を強化し、被虐待児の精神的治療に注意することを提案した。

第1章 序論

1.1 研究の意義と背景

児童虐待とネグレクトは家庭と医療の問題にとどまらない深刻な社会問題で、身体に苦痛を与え、外傷を生じさせ、障害を負わせる恐れがある。また、成長障害や精神的不安定、性格の歪み、さらには精神障害を引き起こすこともあり、児童の成長と発達に甚大な被害を与えてきた。児童虐待とネグレクトが児童の事故死における最大の要因となっていることから、この問題に対する国際的な関心が一段と高まっている。

1960年代以降、西欧諸国では、「児童の成長と保護、発達は優先すべき事柄であり、こうしたことにもっと目を向ける必要がある」という考えが徐々に広まっていった。それと同時に、人々は児童虐待とネグレクトが社会の共通問題であることを理解し、この問題の防止を重視するようになった。問題の解決に向けて、小児科医や児童の専門家、司法従事者、神経心理士 (nural-psychologist)、ソーシャルワーカーなどで構成される専門組織が多く、多くの国で設置された。1977年には世界中の専門家が集まり、児童を虐待やネグレクトから守り、身体的、精神的、社会的に成長・発達させることを使命とする活動に、より多くの個人や組織が積極的に参加することを願って、国際子ども虐待防止学会 (ISPCAN) が設立された。

中国政府は常に児童の権利保護と健全な成長に関心を寄せており、児童保護法 (Child Protection Law)、少年非行防止法 (Juvenile Delinquency Law)、母子衛生法 (Mother and Infant Hygiene) などの一連の法律を定めてきた。こうした状況の中、大半の児童は家族と社会から愛を受け、幸福に成長できる。しかし、古い考えが根強く残る環境では、児童虐待とネグレクトが一般的に存在する。2006年1月6日、国民の意識を高め、その力を結集して活動し、児童虐待とネグレクトの防止に向けた提案を広め、児童が幸福に成長できる安全で調和のとれた環境を提供することを目指して、陝西省友好病院 (Shaanxi Friendship Hospital) と陝西省児童虐待・ネグレクト防止協会 (Shaanxi Society for Prevention of Child Abuse and Neglect : CNSPCAN) の支援のもと西安市児童虐待防止・児童治療センター (Xi'an Child Abuse Prevention and Child Treatment Center) が設立された。

現在、児童虐待とネグレクトの防止に関する中国の研究は、始まったばかりである。本稿では現行の公共政策の役割を評価する観点から、西安市における抽出検査データの分析結果をもとに現存する問題について対策と提案を示す。

本研究は、中国の現状に即した児童虐待・ネグレクト防止制度を設けるための見解と対策を提起し、現行の理論研究を相補するものとして、理論上重要である。また、調和のとれた社会の形成に向けて、法制度の補完、児童の権利保護、社会と家庭の安定化に実質的に貢献する重要な研究である。

1.2 国内外の文献考察

1.2.1 定義

A. 児童

年齢が「児童」を定義する唯一の基準であり、その基準は国の法律に基づく。国により慣例は異なるが、人間の身体が成熟する年齢と国連の子どもの権利条約 (Child Right Act) が定める基準をもとに、世界の多くの国で18歳未満の者を児童と呼んでいる。中国も同様に、18歳未満の者を児童としている。

B. 児童虐待とネグレクト

国籍や文化、経済、社会的な価値観が異なれば、児童虐待とネグレクトについての概念や定義、分類も異なる。これは、児童虐待とネグレクトに関する研究や各国の比較を行う際にも影響する。

1999年、世界保健機関 (WHO) は、児童虐待とネグレクトを次のように定義した。「児童虐待とは、児童の身体の健康、成長、発達、尊厳に実質的または潜在的な被害を与える行為を指し、身体的虐待、心理的虐待、性的虐待、ネグレクト、経済的搾取を含む」。

Yang Ziniは、「児童虐待とは、児童の身体の健康、成長、発達、尊厳に実質的または潜在的な被害を与える行為を指し、身体的虐待、心理的虐待、性的虐待、ネグレクト、商業的な性質をもつ搾取などを含む」と定義している。

児童のネグレクトに関する特定の国際基準は存在しない。一般には、「児童のネグレクトとは、児童のニーズを満たすことを怠った結果、児童の成長と発達に生じる被害を指し、身体、情緒、医療、教育、安全、社会上のネグレクトを含む」と定義できる。米国人が考えるネグレクトとは、「食事、住居、衣服の提供を含む

監護を親が与えないために生じる被害」、「適切なタイミングで治療を受けられないために生じる身体的問題」、「児童を危険な状態に置くこと」である。トルコ人が考えるネグレクトとは、「児童に栄養、医療、教育、情緒、安全を意図的に与えないこと」をいう。要約すると、児童のネグレクトとは「児童の基本的なニーズ（食事、衣服、住居、教育、医療など）を満たすことを長期にわたり著しく怠り、児童の成長と発達に被害を与えること」、「本来なら回避できるにもかかわらず、対策を講じないために児童を重大なリスク（餓死、長時間の放置、身体能力または年齢相応の能力にそぐわない仕事の強要）に直面させること」と定義できる。

Wang Xiaofenは、「児童のネグレクトとは、年齢に合った必要な保護や教育、監督を提供できない親または保護者が、児童の幸福と身体に被害を与える行為をいう」と定義している。ネグレクトは、身体、心理または情緒、教育、医療上のネグレクトの4つに分類できる。

要約すると、児童虐待とネグレクトに関する特定の国際標準は存在しないが、次の4つの共通点がある。①身体的、心理的な苦痛が現在または長期にわたり与えられている、②社会的基準または専門家による基準に照らして意図的または怠慢な行為が被害を及ぼしている、③虐待者が親（保護者）または児童の世話を信任される者（管財人、親族、教師など）である、④個人または団体の児童に被害を与える行為が特権（年齢、社会的地位、知識、組織など）を持つ者により行われている。児童虐待とネグレクトは現在、身体的虐待、性的虐待、心理的虐待、ネグレクト等の4つに分類されている。

1.3 研究計画

1.3.1 研究目的

- A. 中国における児童保護制度の仕組みについて論じること
- B. 中国の現状に即して児童虐待とネグレクトを定義すること
- C. 西安市における児童虐待とネグレクトのデータを分析すること
- D. 児童虐待とネグレクト防止のための対策と提案を示すこと

1.3.2 研究方法

本研究では社会学と人口学、統計学を組み合わせ、社会調査（無作為標本と現場ヒアリング）、統計分析、公共政策の分析などを実施する。

第2章 現状評価と原因分析

2.1 現行の制度と保護

2.1.1 法規による保護

中国政府は児童の権利保護を非常に重視し、長年にわたり法規による児童の権利保護に専心してきた。国内の実情と他国の関連法規をもとに、中国は児童の生存と保護、発達に関する一連の法律のほか、数多くの関連規則や政策を策定してきた。児童保護制度の核となる「中華人民共和国憲法」のほか、「刑法（Criminal Law）」、「民法一般原則（General Principles of Civil Law）」、「婚姻法（Marriage Law）」、「義務教育法（Compulsory Education Law）」、「障害者保護法（Protection of the Disabled Law）」、「少数民族保護法（Law of Protection of Minors）」、「女性の権利保護法（Protection of Women's Rights Law）」、「母子保健法（Law of Maternal and Infant Health Care）」、「感染症法（Infectious Disease Law）」、「養子縁組法（Adoption Law）」などがこれにあたる。憲法では、「国家は、若者と児童の倫理的、知的、身体的発育を全面的に支援する」、「児童は国家により保護される」、「児童の虐待を禁ずる」と明確に定めている。憲法を基盤とする関連法では、児童の生命、生存、発達、基本的保健、家族環境、教育、娯楽、文化活動に関する権利と障害児の特別保護について、規制してきた。また、これらの法律では、児童の虐待、遺棄、故意殺害、盗用、拉致、誘拐、人身売買の罪を犯した者には厳罰を科すと定めている。「刑法」の第2章第260条では、家族に深刻な

虐待を与えた者は2年以下の懲役または拘留処分とすると定めている。被害者に重傷を負わせる、または死に至らしめる罪を犯した者には、2～5年の懲役が科される。また、中国の憲法や関連法、行政規則には、政府の役割や社会参加、組織の仕組みとそれに付随する法的責任についての比較的完全な法規範が存在し、児童の権利保護に関する中国の法的枠組みと社会保障の仕組みが有効に機能していることが明確に分かる。

2.1.2 司法による保護

中国は児童の権利保護とそれに関連する司法手続き、また特則を含む多くの重要な関連法に強い関心を寄せている。中国は非行少年の教育、更生、救出政策を実施しており、「懲罰が教育に先んじてはならない」という原則に従っている。少年非行の審理にあたり警察、検察院（procuratorate）および法院（court）は、児童の身体的、心理的特性を十分に考慮するとともに、非行少年の尊厳を尊重し、その権利と関心を保護している。また、非行少年の審判は成人とは別に行われ、18歳未満の者は公判としない。報道やテレビ番組、出版を通じて、非行少年の氏名、住所、写真、個人を推定できるような情報などを審理の前に公開することは禁じられている。

2.1.3 組織による保護

児童の権利と関心を実質的に保護するため、中国の立法、司法、政府の各部門と社会団体は、児童保護を目的とした取り組みを監督、実施および促進するための仕組みを定めてきた。その権限をもつ最高機関である全国人民代表大会司法委員会（Judiciary Committee of the National People's Congress）は、女性と児童の権利に関する法規を制定し、監督する責任を負う。同委員会は、常勤職員を含む女性と児童の専門委員団を設置している。また、中国人民政治協商会議社会和法制委員会（Social and Legislative Committee of the Chinese People's Political Consultative Conference）は、女性と児童に関する法律の実施を監督および促進し、この問題を所管する行政府と国の法規に対して提言を行う。

2.1.4 国際協力

児童保護の分野で国際協力を促すため、中国政府と社会的勢力は国内児童の生存、保護、発達に対する有効で堅実な支援に加えて、国際的・地域的な協力や交流にも参加している。長年にわたり中国は国連児童基金、UNESCO、世界保健機関と協力して有意義な活動を行っており、関連する国際組織や機関から高い評価を受けている。国内外でさまざまな協力活動や交流を行い、児童保護の進展につなげるべきである。

2.1.5 指導

西安交通大学医学部（Medical College）と陝西省人民病院は、不定期な短信の発行を支援してきた。2000年から毎年11月19日の「世界児童虐待防止デー（World day for Prevention of Child Abuse and Neglect）」に、西安市は児童虐待とネグレクトの防止を訴える盛大なイベントを開催しており、この模様は国内外で衛星放送されている。2004年2月には第四軍医大学出版社（the Fourth Military Medical University Publishing House）が、児童虐待とネグレクトの防止に関する同国初の研究論文である『児童虐待とネグレクトの防止に関する医療（Medical Treatment for Prevention of Child Abuse and Neglect）』（Jiao Fuyong・編）を発表した。

2.1.6 被害者が利用できる支援

CNSPCANは、虐待やネグレクト（身体的虐待、性的虐待、心理的虐待、ネグレクトなど）に苦しむ児童の知らせを受けると直ちに介入する。続いて同協会は法律、メディア、警察、医療機関と連携し、事件の調査と対応にあたる。児童虐待防止センター（Child Abuse Prevention Center）は、虐待を受けた児童に（入院、外来治療を含む）身体的、精神的治療を無償で提供する。

2.1.7 研修

CNSPCANは中国全土の小児科医、ボランティア、弁護士、親、生徒、教育者、官僚を対象に700人時間以上の研修を実施している。児童保護についての知識の習得を促すこうした研修により、児童虐待とネグレクトの防止に関する国の制度を定める基盤が築かれた。

2.1.8 西安市の児童死亡率

表1 西安市の児童死亡率

年	0～17歳の児童数(10,000人)	乳児死亡率 (%)	5歳未満の幼児死亡率 (%)
2004	152.69	8.13	6.34
2005	149.21	8.97	7.17

2.2 既存の問題と原因の分析

2.2.1 扱いにくい不完全な法制度

児童保護法は、厳密には児童の権利保護に関する包括的な法律といえる。一般に包括的な法律は数が多く内容にまとまりがないため、実際には扱いにくい。これは、児童保護法にも当てはまる。しかし、同法の規定から10年が経過し、この間、中国の政治や経済、文化、教育は急速に発展した。また、社会主義の法制度も比較的早いペースで整備が進んだ。こうした中、児童保護法は時代から取り残され、補完すべき時を迎えている。

2.2.2 万全な児童保護制度の不在

A. 現行の報告・援助制度

児童虐待とネグレクトの防止に関する陝西省の報告・援助制度を例にとると、陝西省女性組合（Shaanxi Women Union）とその下位組織である児童虐待・ネグレクト防止治療センター（Child Abuse and Neglect Prevention & Treatment Center）を中心として、主に3つの報告ルートがある。被虐待児の親族または教師による陝西省女性組合への報告、虐待またはネグレクトの事実を知る者によるホットラインでの報告、そしてメディア報道後の陝西省女性組合による積極介入である。

陝西省女性組合は、法的、社会的、医療的援助により虐待を受けた児童を救済できる。救済が必要な家庭や児童あるいは公訴事件について、陝西省女性組合は陝西省弁護士会児童保護委員会（Child Protection Committee of Shaanxi Bar Association:SBACPC）に連絡し、無償援助の提供を求めることができる。私人訴追事件についても、被虐待児が関連する補償を得られるように支援すべきである。医療を必要とする児童は陝西省友好病院の児童虐待・ネグレクト防止治療センターに移送し、医療と精神的治療を無償で提供すべきである。また、ソーシャルワーカーは虐待を受けた児童を定期訪問し、心身ともに健やかに成長していることを確認すべきである。学校内での虐待については陝西省女性組合が転校先を探し、関連する保護と社会援助を提供できる。家庭内での虐待については、陝西省女性組合が保護者となる別の親族を探すことができる。

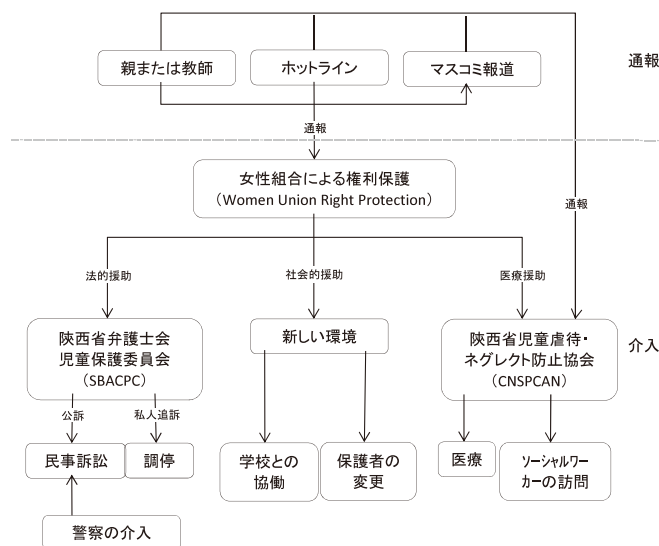


図2 現行の通報および援助制度

B. 関連組織の役割

1. 女性組合の役割

陝西省を例にとると、CNSPCANの設立前は、女性組合が少女の虐待事例を扱う主要な組織で、少女の性的虐待に重点的に取り組んでいた。少年の児童虐待にも取り組み始めたのは、2006年からである。女性組合は現在、主に次の方法により少女の性的虐待を防止している。(1) 関連する知識を社会に広める。地域での啓蒙活動に加えて女性組合はメディアとも連携し、親と児童が性的虐待の正しい防止方法を学ぶための一連の特別プログラムを審査する。(2) 行政・司法部門に少女の性的虐待事件の審理を促す。(3) 少女の性的虐待に関する読物を省の各部門に配布し、地方政府に十分な注意を求める。

虐待事件の多くは少女に関するものであり、性的虐待が大半を占める。一部には、警察の介入を要する犯罪にからむ事件もある。2000年以降、女性組合に報告された少女の性的虐待は40件を超えた。典型的な例は、(1) 発展途上地域の少女で両親は働きに出ており、監護が不十分であったために性的虐待を招いた例、(2) 不安定で物騒な生活環境と親の監護怠慢により、流動人口に属する少女が知人に虐待された例、の2つである。

中国で少女の性的虐待は犯罪であり、虐待者は公訴される。しかし、少女の虐待に関する審理には、いくつかの限界がある。

第一に、証拠の収集が困難である。性的虐待の事実は隠され、遅れて発見されることが多いため、警察が証拠を集めるのは難しい。また、少女があまりに幼く、性的虐待の事実に関する詳しい説明が得られない。こうしたことから、証拠不十分で虐待者は罰せられない。

第二に、虐待者の過剰な保護である。中国では成人による児童の性的虐待には厳罰が科されるが、未成年者が同様の罪を犯した場合はその限りでない。このような場合、被虐待児の家族は精神的な慰めを得られず、被虐待児はさらなる心理的被害を受けることになる。

2006年から女性組合は児童虐待防止治療センターと連携し、少年の虐待事件にも対応している。1年間で少年の虐待に関する報告は、10件以下だった。その多くは私人訴追の民事事件で、基本的に陝西省女性組合または陝西省弁護士会が仲裁した。

少女に対する虐待と比較して、少年の虐待には主に2つの特徴がある。(1) 少年は少女より腕白なため、教師から体罰を受けることが多い。2006年には淳化県で、少年が教師から厳しい体罰を受けて重傷を負っている。(2) 離婚家庭で血のつながらない親が子どもを身体的に虐待する。これは児童虐待事件の大半を占め、非常に深刻な例もある。

2. 児童虐待防止治療センターの役割

当面は新設された児童虐待防止治療センターが、国民の児童虐待への関心を高めるためのワークショップや研修、報告、特別講義などのさまざまな広報活動を展開し、保護者と児童に関わる職業従事者の法律に対する認識を高める教育を行っている。また、法的援助、医療的援助、心理研修などのさまざまな支援を提供し、虐待を受けた児童の権利保護を支えている。それと同時に、中国における児童の権利保護の発展に向けて国内外で協力し、情報交換を行っている。現在、同センターには虐待またはネグレクトを受けた児童が22人収容されており、毎月2人のペースで受け入れている。

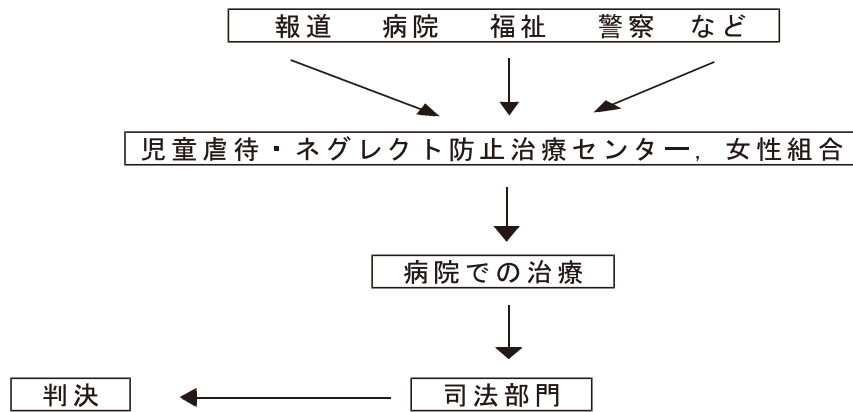


図3 事件のフローチャート（出典：CNSPCAN）

注：この図は、オリジナルの報告書にはなく、訳者が追加作成したものである。

3. その他の組織の役割

教育部門、弁護士会の児童保護委員会、小児科病院などの組織が、虐待を受けた児童の救済と児童虐待・ネグレクト防止の発展のために、さまざまな役割を果たしている。

2.2.3 支援に対する考え方と対応方法の遅れ、不合理な仕組み

児童虐待とネグレクトの防止に対する米国の支援、対応方法、管理は児童の発達に焦点を合わせており、児童虐待とネグレクトの問題に多方面から取り組んでいる。米国と比べて中国では、政府の役割を補完して社会の安定化を支える非営利団体が少ない。児童虐待とネグレクトが適切なタイミングで対処されることは稀で、専門の心理士も不足している。特に農村部では、法律に対する認識や法務従事者の不足、法的援助の対象の狭さ、資金不足などから、虐待を受けた児童が関連する法的支援を受けられずにいる。この問題を解決しない限り、児童虐待とネグレクトを根本的に防止することはできない。

表4 児童虐待とネグレクトに関する支援と対応方法の中国と米国の比較

	米国	中国
支援センター	児童のニーズを重視	行政上の便宜を優先した支援提供
支援の主体	社会団体	政府
従事者	専門家	非専門家
連携支援	州間	省内
資金	社会基金、政府拠出	政府拠出
形態	ソーシャルワーカー、弁護士、裁判官、 医師、教育者が協力	警察、民政、衛生、教育部門が分離
目的	児童虐待の防止	社会の安定
支援形態	家庭を中心とした防止、里親団体が支援	事後対応に集中

2.2.4 児童虐待とネグレクトに対する中国人の間違った考え方

「子どもに命を授けるのは親で、親は子どもに何をしてもよい」、「間違っただけをした子どもは、叩かなければ何もできない」という古い考えが根強く残る中国で、人々は児童虐待とネグレクトに対して間違っただけの考え方を持っている。

2006年12月、ある小学校で200人の親に質問票200通を配布し、174通の有効回答を回収した。その調査では、8歳から12歳の子どもをもつ親の児童虐待とネグレクトに対する考え方を明らかにすることを狙いとし、また、親について（親の結婚、学歴、仕事上のプレッシャー、嫁姑の関係、性格など）も調査することで、児

児童虐待がみられる家庭に共通点があるかどうか確認することを狙いとした。

1. 児童虐待がみられる家庭に関連する3つの因子

ロジスティック回帰分析で非関連因子（性別、両親の関係など）を除外し、児童虐待と密接に関連する3つの因子を見つけた。

（1）親の学歴（質問1）：

分析結果から、高学歴な親ほど児童への虐待は少なくなり、両者は負の相関となる。

（2）親の仕事上のプレッシャー（質問2）：

分析結果から、仕事でプレッシャーを感じている親ほど児童への虐待が多くなり、両者には強い相関がある。上の2つの要因は、流動人口や農村部の出稼ぎ労働者の家庭での児童虐待の理由を説明するものである。改革と開放政策の開始とともに都市化が急速に進み、工場から市場への経済移転が生じた。これが人口の流動を招き、都市に向かう農村部の出稼ぎ労働者が一段と増えた。こうした人々は教育水準が平均より低く、仕事上のプレッシャーをより強く感じている。その結果、児童に対する虐待がより頻繁になっている。今後はこうした事実に一層目を向けるべきである。

（3）嫁姑の関係（質問3）：

分析結果から、嫁姑の関係がうまくいっているほど児童への虐待は少なくなり、両者は負の相関となる。これは、大家族で祖父母が孫を溺愛し、それが甘やかしにつながっている事実を反映している。一方、調和のとれた家庭では家庭内暴力が起きる可能性は低く、祖父母が児童虐待を防止するうえで重要な役割を果たしている。

表5 ロジスティック回帰分析

＜最尤推定値分析＞					
パラメータ	DF	推定値	標準誤差	Wald χ^2	Pr > χ^2
切片	1	4.0090	0.9080	19.4955	<.0001
質問1	1	-0.5183	0.2772	3.4959	0.0615
質問2	1	0.3314	0.1706	3.7732	0.0521
質問3	1	-1.1026	0.1826	36.4623	<.0001
＜予測確率と観測された反応との関係＞					
調和率 (Percent Concordant)		85.1	Somers'D		0.716
不調和率 (Percent Discordant)		13.5	ガンマ		0.726
関連率 (Percent Tied)		1.3	タウ-a		0.344
ペア		6500	C		0.858

分析結果から、80%以上の家庭で身体的虐待を児童の教育とみなしており、10%の家庭では親の機嫌が悪いときに児童を虐待している。

2.児童虐待とネグレクトに対する親の考え方

ほぼ半数の回答者が西安市における児童虐待とネグレクトの現状を、深刻、比較的深刻、または非常に深刻であると考えている。

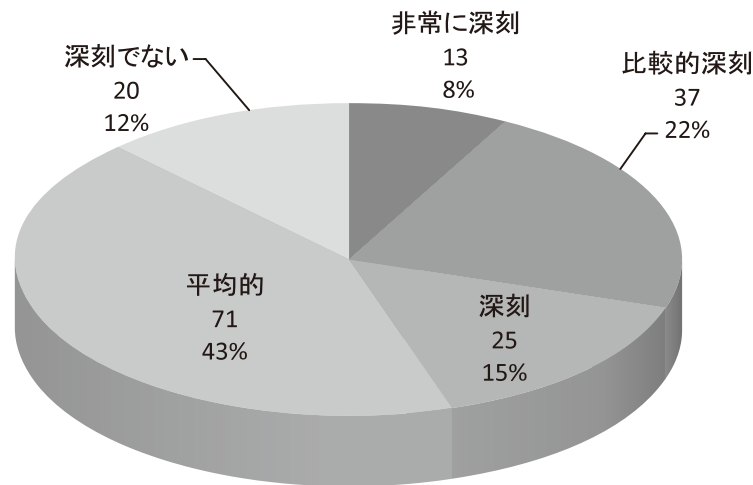


図6 児童虐待とネグレクトに対する考え方

3.児童虐待とネグレクトへの親の反応

次の図7は、隣人または知人が児童を虐待していると気付いたときに人々が制止行動をとる割合を示している。一方、図8は警察への通報率を示しているが、ほとんどの親は通報しないことが分かる。

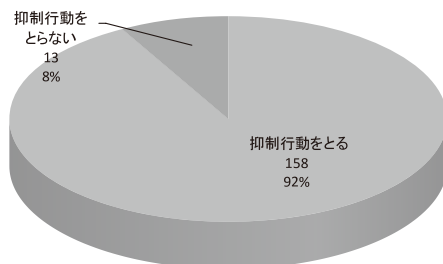


図7 隣人、知人の児童虐待に対する反応

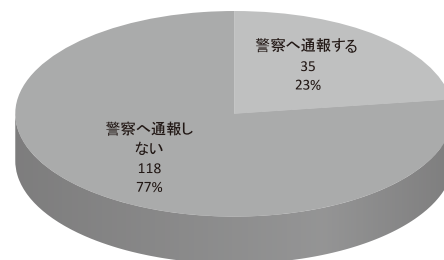


図8 児童虐待に対する反応

2.2.5 一般的な身体的虐待

2006年12月に西安市の地域小学校2校で質問票300通を配布し、276通の有効回答を回収した。回答者の内訳は少年131人、少女145人で、10歳の児童を中心とした。図9に、年齢の分布を示す。

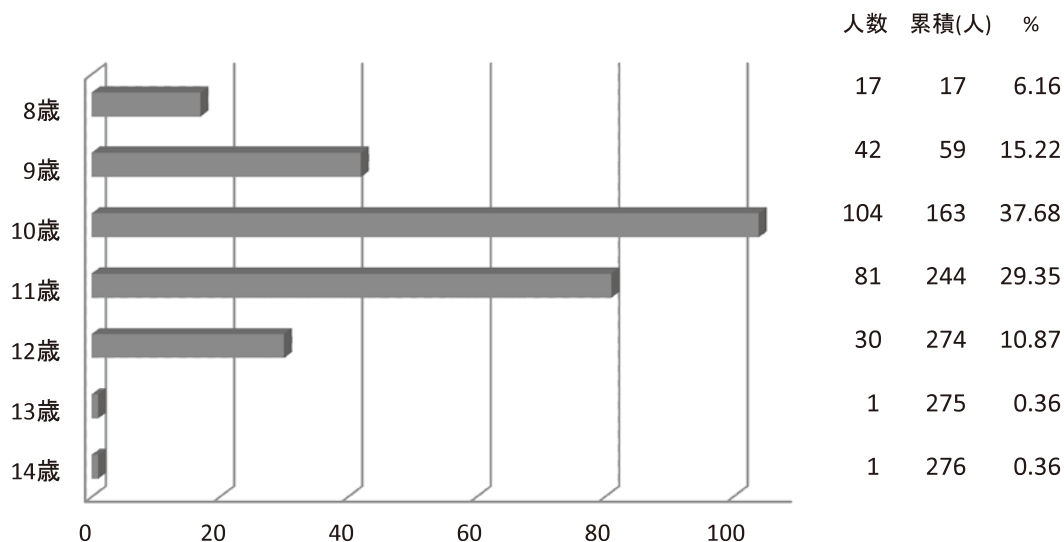


図9 調査対象児の年齢分布

- 166人(60.1%)の児童が、身体を叩かれる、立たされる、食事や睡眠を許されないなどの懲罰を親から受けていた。18人(6.52%)は、激しく殴打される、熱湯をかけられる、息ができないよう水中に押し付けられるなどの虐待を受けていた。137人(49.64%)は、叩かれることはあっても深刻ではなかった。
- 叩かれた頻度は、調査結果から年20回までの正規分布を示し、2～5回が最も多いことが分かった。

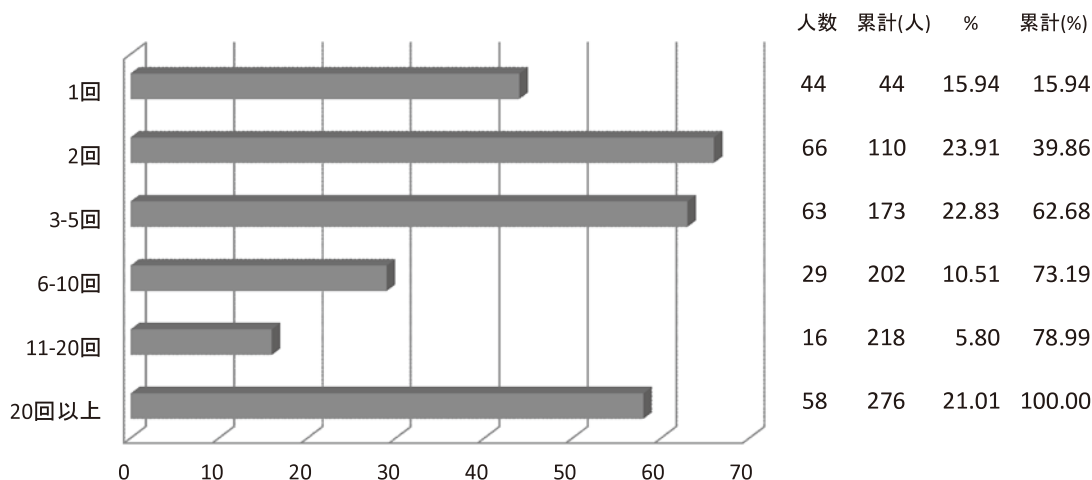


図10 身体的虐待の頻度

- 調査によると、児童の学業成績が悪い、いつまでも遊んでいる(放課後時間通り家に帰らない)、間違っ た行動をした(児童同士の喧嘩、貴重品の損壊など)ことを児童虐待の理由とする回答が多かった。この結果から、親の本来の意図は児童の教育にあることが分かる。その一方で、12人の児童が両親の口論が原因で身体的虐待を受けており、7人は酔った父親から、13人は特別な理由もなく虐待を受けていることも事実である。
- 調査の結果、全体のほぼ3分の1の母親が、父親より頻繁に児童を叱責したり叩いたりしていた。しかし、母親による児童への身体的虐待に悩む父親は20%に過ぎなかった。この結果から、児童の教育において父親の指導が欠けていることが分かる。

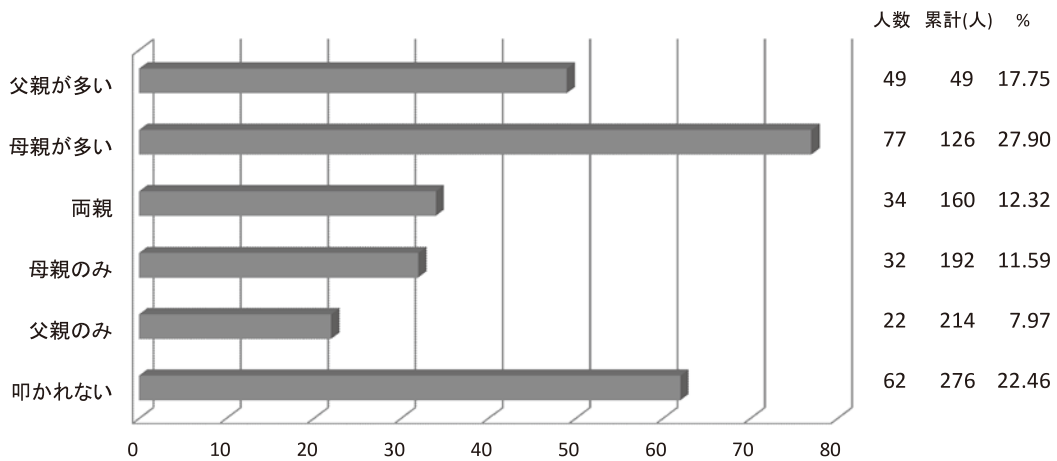


図11 母親と父親による身体的虐待

5. 調査結果から、少年より少女のほうが身体的虐待を受ける頻度が高いことが分かった。11月（直近1か月）に少年と少女が叩かれた回数についての調査結果は大きく異なる。この結果から、少女は少年以上に、性的虐待だけでなく身体的虐待のリスクにもさらされていることが分かる。この事実にもっと目を向ける必要がある。

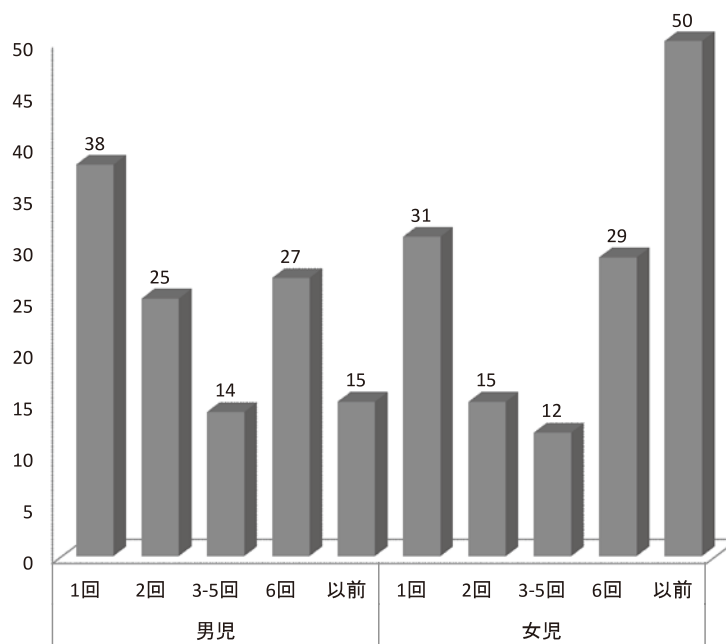


図12 直近1か月で叩かれた回数

表13 「性別」と「直近1か月に叩かれた回数」の分析結果一覧

<クロス表>

		1回	2回	3-5回	6回以上	以前	
男児	人数	38	25	14	27	15	119
	%	55.07	62.50	53.85	48.21	23.08	
女児	人数	31	15	12	29	50	137
	%	44.93	37.50	46.15	51.79	76.92	
		69	40	26	56	65	256 欠損値=20

<χ²検定>

統計	自由度	値	確率 (P)
χ ²	4	21.1204	0.0003
尤度比	4	22.0795	0.0002
連続統計量	1	14.4326	0.0001
φ係数		0.2872	
C係数		0.2761	
Cramer's V		0.2872	

2つの要因は独立しない

<Fisherの正確確率検定>

Fisher's Exact Test	
確率 (P)	7.712E-09
Pr <= P	2.091E-04

<相関分析>

統計	値	ASE
γ係数	0.3425	0.0811
Kendall's tau-b	0.2189	0.0537
Stuart's tau-c	0.2728	0.0669
Somers' D CIR	0.2741	0.0672
Somers' D RIC	0.1748	0.0430
Pearsonの相関係数	0.2379	0.0596
Spearmanの相関係数	0.2431	0.0596
λ Asymmetric CIR	0.1016	0.0456
λ Asymmetric RIC	0.1597	0.0895
λ Symmetric	0.1242	0.0517
不確定性係数 CIR	0.0277	0.0113
不確定性係数 RIC	0.0624	0.0254
不確定性係数 Symmetric	0.0384	0.0157

N=256
欠損値=20

少女は父母による身体的虐待を受けやすい

<Cochran-Mantel-Haenszel検定 (table scoreより) >

統計	対立仮説	自由度	値	確率 (P)
1	Non-zero Correlation	1	14.4326	0.0001
2	Row Mean Score Differ	1	14.4326	0.0001
3	General Association	4	21.0379	0.0003

N=256
欠損値=20

6. 調査結果から、家庭における身体的虐待は児童の学年と関連があることが分かる。成績が高いほど虐待される児童は少なくなり、両者は負の相関となる。

表14 「学年」と「直近1か月に叩かれた回数」の分析結果一覧

＜クロス表＞

		1回	2回	3-5回	6回以上	以前	ない	
3年生	人数	6	4	1	2	4	25	42
	%	13.64	6.06	1.59	6.90	25.00	43.10	
4年生	人数	4	7	13	5	5	8	42
	%	9.09	10.61	20.63	17.24	31.25	13.79	
5年生	人数	27	43	34	18	7	18	147
	%	61.36	65.15	53.97	62.07	43.75	31.03	
6年生	人数	7	12	15	4	0	7	45
	%	15.91	18.18	23.81	13.79	0.00	12.07	
		44	66	63	29	16	58	276

＜ χ^2 検定＞

統計	自由度	値	確率 (P)
χ^2	15	63.5019	<.0001
尤度比	15	62.5458	<.0001
連続統計量	1	27.6683	<.0001
ϕ 係数		0.4797	
C係数		0.4325	
Cramer's V		0.2769	

学年と叩かれた回数に相関がある

注意：25のセルにおいて、期待カウントが5以下であった。 χ^2 検定は妥当でない可能性がある。

＜相関分析＞

統計	値	ASE
γ 係数	-0.3005	0.0705
Kendall'stau-b	-0.2204	0.0527
Stuart'stau-c	-0.2117	0.0513
Somers'DCIR	-0.2468	0.0587
Somers'DRIC	-0.1968	0.0476
Pearsonの相関係数	-0.3172	0.0627
Spearmanの相関係数	-0.2596	0.0619
λ AsymmetricCIR	0.1429	0.0384
λ AsymmetricRIC	0.0543	0.0494
λ Symmetric	0.1091	0.0362
不確定性係数CIR	0.0666	0.0153
不確定性係数RIC	0.0941	0.0212
不確定性係数Symmetric	0.0780	0.0177

負の相関がある N=276

＜Cochran-Mantel-Haenszel検定 (table scoreより)＞

統計	対立仮説	自由度	値	確率 (P)
1	Non-zero Correlation	1	27.6683	<.0001
2	Row Mean Score Differ	3	34.3722	<.0001
3	General Association	15	63.2718	<.0001

N=276

2.2.6 虐待とネグレクトについて何も知らない児童

1. 児童は権利を守る術を知らない

調査結果から、約80%の児童（図15）が虐待から自分を救ってくれる組織の存在を知らないことが分かる。しかし、94%以上（図16）の児童がこうした組織に助けてほしいと望んでいることが分かる。この結果からも、こうした組織の存在を児童に早急に知らせる必要があることが分かる。

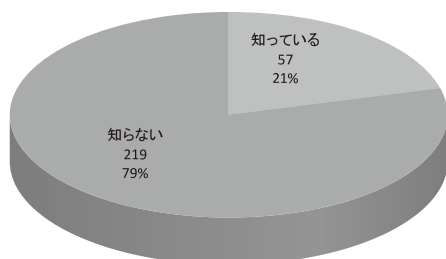


図15 虐待から救ってくれる組織の認知

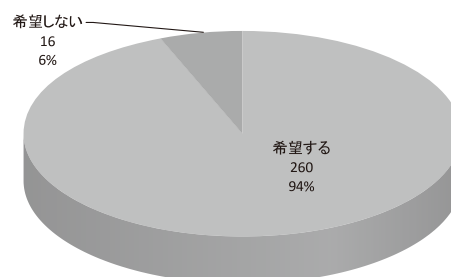


図16 支援組織に助けて欲しいという希望

2. 一般的な心理的虐待、精神的援助を求めない児童

40%以上の児童が親から身体的虐待を受けると従順になり、30%の児童が人目を忍んで泣いている。しかし、祖父母やクラスメートに精神的な慰めを求める児童はわずかである。インターネットに助けを求める、家出をして浮浪児になるなどの深刻な結果を招く場合もあり、注意が必要である。

第3章 対策と提案

3.1 児童の保護に関する中央政府および省の法規制定とその補完

3.1.1 児童保護法の改正

児童虐待の保護および治療、養子縁組、児童福祉、家庭の安全保障に関する一連の法律を制定し、児童虐待とネグレクトの法的かつ実質的な防止と治療を行うべきである。

- a. 「児童の最大利益原則」と「児童最優先の原則」を再確認する。「児童の最大利益原則」は法律の基本原則であり、指針となる考え方である。これは、児童の権利保護を目的として政府、社会、市民、そして児童の行動を規制する場合、児童の利益を最大化することに焦点を合わせる必要があるからである。「児童最優先の原則」は児童の権利を守る最も重要な条件であり、どんな場面でも児童のニーズをまず考えなければならない。
- b. 児童の権利保護に関する中央政府および省政府の責任範囲を明確にする。これは、国の法律や政策を実現する主体が政府であり、政府が一国の役割を形作るからである。児童の権利を実現する政府の役割を特定せずに、児童の権利を実質的に守ることはできない。

3.2 万全な児童保護制度の整備

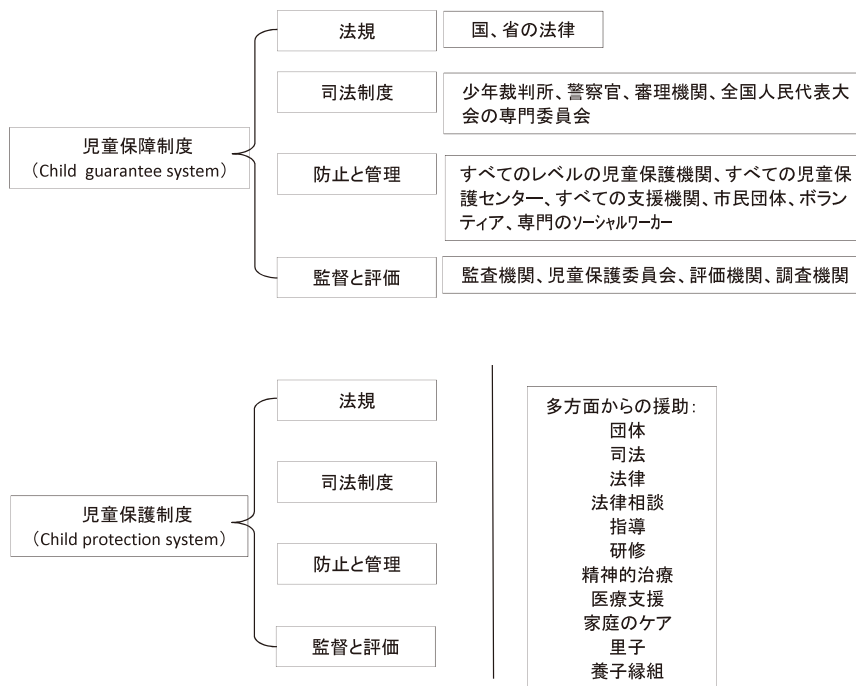


図17 万全な児童保護制度

3.3 科学的かつ健全な対応方法の確立

3.3.1 報告の受け入れ

ホットラインへの報告と24時間ホットラインでの回答を利用した対応：鍵となる情報を書き留めたか？
被害者を教育したか？ 報告の信頼性、さらなる調査の必要性を判断したか？

通告義務

法律に従い、外科医、看護師、教師、カウンセラー、行政官、学校のその他教職員、児童を養育する個人または組織、廷吏などの専門職従事者が児童虐待の事実気づいた場合は、直ちに通告しなければならない。

3.3.2 介入

調査報告は裏付けとなる証拠があり、介入基準と合致するものでなければならない。調査は専門家が行うことが望ましい。また、報告の信頼性と、虐待者の審理前に児童を家族から引き離すかべきか、という2つの判断が必要となる。

3.3.3 暫定措置

原則として、家庭のもとで児童の権利を保護すべきである。極めて深刻な事件の場合には、児童を直接家族から引き離すことができる。または、安全な場所への移送を法廷が命じることができる。しかし、「時間」、「証言者への聴取」という2つの制約を課した措置となる。

3.3.4 審理（支援の提供または苦情の申立）

3つのシナリオ：

- 事件の決着
- 支援の提供
- 児童虐待とネグレクトに対する苦情申立

条件に応じた対応策：

- 虐待リスクが高い家庭：強制支援、家庭から児童を引き離す、苦情を申し立てる
- 虐待リスクが中程度の家庭：非強制支援を家庭に受け入れさせる

虐待リスクが低い家庭：研修または支援への参加を親に呼びかける
一般に家庭への可能な限りの支援提供は、ソーシャルワーカーが行う。

3.4 児童のニーズに応じた複数の援助形態の提供

市民団体や社会団体の参加のもと、すべての仕組みを段階的に補完し、すべての部門間の連携を強化し、管理の仕組みを積極的に開発する。すべての資源を一致団結させ、援助と保護、防止と介入、指導的な治療研修とアフターケアを可能にする多角的、多層的、多面的、網羅的な児童保護制度を定める。

3.5 児童虐待に対する家庭の認知向上を図る広報活動の展開

中国の現状に即した児童虐待とネグレクトの定義付けが必要である。従来の家庭教育を発展させつつ、家庭と学校の両方における保健教育をこれまで以上に提唱し、虐待防止のための科学的で合理的な児童の教育方法を親と教師に理解させる必要がある。心理的虐待や身体的虐待を防止するには、自らの行動に気をつける必要がある。特に両親は、家庭で暴力をふるわないこと、また児童の自我に対する侮辱は絶対に許されないことに注意しなければならない。このように児童教育の重要性を親に気づかせ、より良い子どもの教育者となってもらうことで、親と児童の自尊心を高めることができる。

3.6 虐待リスクが高い児童の保護強化

防止策は虐待リスクが高い家庭（流動人口に属する家庭や出稼ぎ家庭など）を中心に、十分なケアの提供と、必要であれば介入も検討すべきである。性的虐待の可能性に気づいて回避する方法と、自らの権利を法律で守る方法を児童に教える。児童保護防止センターに情報を報告するルートを設置し、適切なタイミングで虐待を発見して、被害者をできるだけ早急に危険から救出する。

3.7 被虐待児の精神的治療に対する注意

虐待を受けた児童に、適切なタイミングで適切な医療を提供すべきである。特に、将来にわたる被害を最小限にするための精神的治療を重視する必要がある。人格障害（character impediment）をもつ児童には細心の注意を払い、認識を改めさせて性格を改善する必要がある。現在、利用されることが多い対策には、ゲーム療法、日中の養育委託、入院治療、グループ治療などがある。治療者が児童の信頼を得ることが、治療の決め手となる。ストレスを抱えた被虐待児には、人形を使ったゲームを利用できる。ゲームを通して虐待を思い出させることで児童を刺激し、現実に戻れるようにするのである。それと同時に、児童の自尊心を高めて不信感や過剰な警戒心を解くような、調和のとれた環境を作る必要がある。治療を受けている間、虐待を受けた児童は家庭で生活すべきである。虐待の発生が疑われる場合に限り、家庭から安全な環境へと移動させ、虐待者から引き離すことができる。

3.8 家庭内リスクへの介入に果たす地域の役割

虐待が行われた家庭への直接介入と家族の治療は、身体的虐待を根本からなくすことを目指して、家庭内の不和を和らげ、親子に適切な対話をもたせ、誤った教育方法を正すことを中心に行う。パーソナリティの障害（morbid personality）や情緒障害（abnormal emotions）をもつ親については、必要な精神的治療を施す。児童を虐待する親に対する治療または介入は、（１）24時間支援を提供するホットラインまたはリスク対応センターの設置、または（２）長期治療により実現できる。長期治療では精神分析やパーソン・センタード（human-centerd）の治療など、状況に応じた精神的治療に重点を置く。一般にリスク対応センターは地域内に設置され、虐待を受けた児童を落ち着かせてなだめるボランティアを数名採用する。

3. 翻訳資料 2

本資料は、論文雑誌Child Abuse and Neglect、2010年1月号（vol.34, issue 1）に掲載された論文を、今回の研究のために翻訳したものである。著作権は、Elsevier Ltd.が所有している。

Experiences of family maltreatment by Korean children in Korean National Protective Services

韓国の国家児童保護サービスを受けている児童が経験した家族によるマルトリートメント

Soyoung Ju, Yanghee Lee

要旨

目的：本研究の目的は2つある。第1の目的は、韓国の保護ケアを受けている児童の家族によるマルトリートメントの経験の程度を調査することである。第2の目的は、マルトリートメントの背景状況を分析すること、また、マルトリートメントを受けた児童がその経験をどのように対処しているかをよりよく理解することである。

方法：マルトリートメントの結果として保護ケアを受けて生活する9～12歳の357人の児童に対面インタビューを行い、量的データを収集した。これらの児童のうち、深刻なマルトリートメントを経験した14人に綿密なインタビューを行い、質的データを収集した。

結果：結果は大体において、身体的虐待が心理的虐待と高い頻度で一緒に起こることを示した。主な加害者は実の親であり、貧しく、アルコール依存の傾向があった。保護ケアを受けている児童の大多数は未就学児であった。ケアを受けている間、児童の40%は家族と1年以上接触がなかった。本研究の質的分析の結果は、虐待が多様かつ長期の影響を及ぼすことを実証した。

結論：本研究は、児童保護サービス（Child Protective Service）で生活する多くの児童が家族に遺棄されていること、さらに、彼らがケア施設に入所した後に、家族のもとに戻り、2回目の虐待を経験し、再度ケア施設に収容されるという悪循環を特徴とする、きわめて不安定な生活を送る傾向があることを確認した。

実用に向けて：本研究は、マルトリートメントの被害者である児童たちが回復し、再び積極的に適応するように手助けできる安全な社会的支援ネットワークを提供するコミュニティの必要性を強調する。本研究はさらに、児童の最大利益を第一に考慮に入れる包括的な全体論的アプローチの必要性を提案する。

キーワード：児童のマルトリートメント 児童保護サービス 社会的支援ネットワーク 対面インタビュー

はじめに

児童は権利を有する人間として尊重されるべきであるということは、もはや議論の余地はない（Lee, 2008）。1989年11月20日に国連総会（the United Nations General Assembly）が子どもの権利条約（Convention on the Rights of the Child：CRC）を採択し、児童は権利の保有者として法的に認められた（United Nations General Assembly, 1989）。条約の第19条は、締約国は、児童が父母、法的保護者または児童を監護する他の者による監護を受けている間において、あらゆる形態の身体的若しくは怠慢な取り扱い、不当な取り扱い又は搾取（性的虐待を含む）からその児童を保護するためすべての適当な立法上、行政上、社会上及び教育上の措置をとると規定している。20年を経て、子どもは父母の所有物であるという見方、父母が望むことは何でもできるという見方は、少なくとも法的にはもう存在しない。残念なことに、暴力に関する国連の研究（UN Study on Violence）が示す通り、現実には、児童に対する暴力の範囲および規模はいまだ憂慮すべき状況である（United Nations, 2006）。児童を保護する責任はまず家庭に始まり、それから他人に及ぶが、最終的な責

任は国家にある。

大韓民国（韓国）は条約を批准し、遵守するために児童福祉法を改正し、児童保護サービスを開設した。同国はさらに、報告システムと介入プログラムを設置した。韓国は、儒教の強い影響と孝行の徳の重視により、家父長主義で厳格な階級社会である（Lee, 2000）。さらに、他の社会と同様に、児童虐待は容易に開示されなかった。メディアとインターネット技術の拡大を通して、児童虐待の問題は、最近になって社会問題として認められ始めた。また、現在はドメスティック・バイオレンスと児童虐待がオープンに議論されている。家族による児童のマルトリートメントは、より深刻な形態、例えば性的虐待、乳幼児の遺棄、重大な身体的危害などに重点が置かれ、他の形態のマルトリートメント、例えば体罰、心理的虐待、ネグレクトなどにはそれほど注意が払われない。離婚率の上昇、家庭内暴力、および貧困は、ますます多くの児童を家出に駆り立てている。国家児童保護サービスに連れて行かれる児童もいれば、里親家庭で暮らし実の親と接触しない児童もいる。現在、保護サービスシステムは、きわめて深刻な形態の虐待を受けた児童のみに対応する。残念なことに、児童が保護サービスを受けることにつながる状況および彼らがその虐待にどのように対処するかについては、ほとんど分かっていない。

韓国児童福祉法第2条によれば、児童のマルトリートメントは「養育者を含む成人による身体的、精神的、性的な暴力および深刻な行動」であると定義される。これには「児童の保健福祉を害し、児童の正常な発達を妨げる、世話をする人による遺棄およびネグレクト」が含まれる（Korea Ministry of Health and Welfare, 2006）。今日までのほとんどの研究は、児童保護局の報告に基づいてマルトリートメントの影響を調査している（Ahn, 2000; Lee & Han, 2003; Shin & Choi, 2003）。

児童のマルトリートメントの割合は、2001年の1.81（百分率）から2005年の4.18にまで増加した（Korea Ministry of Health and Welfare, 2006）。これは、児童のマルトリートメントそのものが増加したほかに、認識の高まりによる報告が増加したことを示唆する。さらに、マルトリートメントの実際のまん延は、その数字が児童保護サービスの報告に基づいているだけで、実のところ、報告よりも多いかもしれない。現在、正確なデータを提供できる中枢となるデータ収集システムはない。

2006年度「児童虐待状況」報告書（State of Child Abuse report of 2006）（National Child Protection Agency, 2006）によれば、被虐待児の大半は、一時保護期間の後に家族のもとへ戻っている。それが児童の最大利益にならないという証拠があるにもかかわらず、結果として児童の69.6%が元の家庭に戻っている。一部の加害親は児童の帰宅を拒絶さえした。残りの児童（30.3%）のうち、21.9%は親戚が世話をし、1.2%は里親の保護下に置かれることになり、53.1%は一時的にシェルターに滞在し、23.8%は何らかの形で長期保護を受けることになった。その結果、最初に虐待家庭から引き離された児童の76%が別の保護システムに入った（中央児童保護専門機関：National Child Protection Agency, 2006）。適応困難を経験した児童の場合は、別の施設に転所することがあった。また場合によっては、彼らは路上生活するようになっていた（Jeong, 2002）。家族のもとに戻った児童の中には、再度困難に直面する者もいた（Han, 2004）。

本研究の目的は、主に2つのタイプのマルトリートメント、すなわち身体的虐待と心理的虐待に焦点をあてることであった。前述したタイプのマルトリートメントをよりよく理解するために、量的アプローチと質的アプローチをとった。第1に、著者は、児童保護サービスに入所した児童の実際の周囲の状況および理由を調査しようと試みた。第2に、より深刻なマルトリートメントを経験した児童との間で行われた綿密なインタビューを通して、数量的な理解を超えて、児童が自分の状況を実際にどのように認識しているかについてさらなる理解する努力をした。本研究の最終目的は、児童保護政策の格差を特定し、子どもの権利条約第19条を遵守するための韓国の児童保護システムを改善する根拠を提供することであった。

方法

参加者

家族から引き離されて現在さまざまな児童保護施設に1ヵ月以上居住し、韓国児童福祉法第16条の基準を満たす357人の児童を選抜した。これらの児童357人は9～12歳、平均年齢10.9歳で、63%（225人）が男児であった。韓国の5つの地方から児童保護ケア施設を選抜した。これらの施設には、ケアホーム、グループホーム、シェルターが含まれた。

選抜された児童には次の特徴があった。第1に、家族のもとに戻った後、繰り返される虐待に直面し、そのためもう一度家族から引き離される必要があった。第2に、彼らは遺棄の結果として、あるいは繰り返される虐待から逃れるための家出を理由に、保護ケア施設に入所した。第3に、虐待と引き離しのサイクルの繰り返しがあった。著者はすべての施設を訪問して研究の目的を説明し、ボランティアを募った。この時点より、本研究のために357人の児童が志願し、その児童全員との対面インタビューを実施した。

マルトリートメントの経験を測定し、上位5%に相当する26人の児童に、綿密なインタビューのプロセスへの参加を求めた。最初に同意した16人の児童のうち、2人がそのプロセスを継続しないことに決めた。そのため、質的分析に残ったのは14人であった。綿密なインタビューに同意した14人の児童のうち、8人が男児、6人が女児で、年齢は9～12歳であった。この中で、8人（57.1%）は身体的虐待のみの経験を報告し、10人（71.4%）は加害者として父親を示唆した。さらに、10人（71.4%）は、マルトリートメントが月に1～2回であったと報告した。秘密保持を保証したうえで、調査目的でセッションを記録した。その後、質的分析のためにセッションの内容を文字起こしした。さらに、綿密なインタビューに参加したすべての児童に対し、多数のインタビューを通して経験を追体験することから生じうる問題を最小限に抑えるため、個別のカウンセリングセッションを受けさせた。

測定法

本調査の著者の1人が開発した児童のマルトリートメント経験尺度（Child Maltreatment Experience Scale：CMES）を児童に施行した（Ju, 2008）。この尺度は、Han（2004）が最初に開発した児童虐待尺度（Child Abuse Scale：CAS）を修正し、身体および心理的虐待のみに焦点をあてたものである。項目に対して探索的因子分析（Exploratory factor analyses：EFA）を実施し、主軸因子法によって成分を抽出し、共通因子モデルを用いて内容要約における情報のロスを最小にした。因子軸の回転としてバリマックス回転を採用した。13の項目を尺度に含め、Cronbachの α 係数が0.80であった。心理的サブスケールに含めた7つの項目は、Cronbachの α 係数が0.82であった。身体的虐待サブスケールに含めた16の項目は、Cronbachの α 係数が0.67であった。

データ収集

最初に、CMESを373人の児童に施行した。回答が不完全なため、16人の児童のデータを研究から除外し、357人の児童を分析対象とした。マルトリートメントの経験を取り巻く状況および児童がその経験を実際にどのように認識しているかについて、さらなる理解を得るため、続けて児童の小グループを設定した。綿密なインタビューのセッションを個別に5～6回、1人につきそれぞれ1～2時間行った。Cho（1999）およびKim（2007）が提案したように、最初は児童とラポールを形成するため自由回答形式の質問を行い、後に半構造的インタビューに移った。

データ分析

データはSPSS/PCバージョン12.0プログラムで分析した。ケア施設の地域別内訳、ケアを受けている学齢

児童の年齢の範囲、マルトリートメントの分析、保護ケア経験の分析の検討において平均、標準偏差、パーセンテージを推定した。加えて、Kim (2007)が提案したように、質的分析のために収集した綿密なインタビューのデータをテンプレート分析した。第1に、インタビューのデータとCMESデータから収集した児童の陳述を文字起こしして記述的な日誌を作成し、関連する情報の具体的な内容に言及した。第2に、意味および主要テーマによってテキストデータを再度分割し、主要テーマに対応する内容をコード化してリストを作成した。コード化のプロセスを通して、テンプレートの最初の下書きを開発し、それをさらに見直し、分類し、カテゴリー化した。その結果、共通点を持つ主要テーマが明らかになった（手順の詳細な説明は、Kim, 2007 およびKo, 2004を参照）。このプロセスを通して、マルトリートメントの経験に従った主要テーマを概念化し、サブテーマを特定した。

量的分析の結果

児童のマルトリートメントの分析

保護サービスを受けている児童のマルトリートメントの経験を理解しようとする際に、サブタイプに従ったデータ、持続期間、頻度、および加害者の特徴を分析した（表1参照）。身体的虐待は、心理的虐待よりも高い頻度を示した。身体的虐待は心理的虐待と高い頻度で一緒に起こっていた。

虐待の持続期間を見ると、児童の70%以上は1年以上にわたり繰り返し虐待を受けていた。虐待の頻度に関して、「なし」と回答した児童は10人（2.80%）のみで、ほとんどの児童が家族に虐待されていたことが示唆された。児童の50%以上は1年以上にわたり月に2回以上の家族による虐待を経験したと回答した。

加害者の特徴を分析すると、ほとんどがその児童の実の父親であった。この調査結果は、保護ケアを受けている児童が典型的に父親に虐待されていたという見方（Ahn et al., 2003）を支持し、虐待の再発を防ぐための体系的な介入の必要性をさらに強調する。これらの調査結果は、児童を家族のもとに戻す決定をする際に児童の最大利益を第一に考慮しなければならないという事実を強力に支持する。児童を元の家庭に戻すときは、その家族のための支援サービスが提供されなければならない。虐待する親の教育レベルに関しては、82人（22.96%）は中学校までの教育しか受けていなかったが、209人（58.34%）は高校を卒業していた。92人（25.77%）は失業中で、社会経済的地位が低かった。さらに、親の44.54%は少なくとも週に1度か2度、ある程度アルコールを摂取していたが、「摂取しない」と回答したのは9.25%のみであり、多くの加害親が正式にアルコール依存症者と分類され得ることが示唆された。

結果はまた、参加者の大多数が定期的に虐待を受けていたこと、また虐待の多くが実の親によるものであることも示した。結果はさらに、親の教育レベルと社会経済的地位が大抵は低いこと、またほとんどがアルコール依存症者だったかもしれないことを明らかにした。

表1 マルトリートメントの分析

児童虐待	度数	パーセント (%)	合計
サブタイプ			
身体的虐待	124	34.73	357 (100%)
心理的虐待	87	24.37	
身体的・心理的虐待の組み合わせ	146	40.90	
持続期間			
1年未満	87	24.36	357 (100%)
1～3年未満	212	59.38	
3年以上	58	16.26	
頻度			
なし	10	2.80	357 (100%)
年に1～2回	32	8.96	
2～3ヵ月ごとに1～2回	119	33.34	

月に1～2回	133	37.25	
週に1～2回	63	17.65	
加害者			
父親	191	53.50	357 (100%)
母親	45	12.60	
両親	86	24.08	
継父	14	3.92	
継母	15	4.20	
親戚	5	1.40	
教育			
中学校	82	22.96	357 (100%)
高校	209	58.34	
大学	47	13.10	
該当なし	20	5.60	
職業			
事務職	19	5.32	357 (100%)
サービス業および販売	67	18.77	
技術的業務	35	9.80	
肉体労働	91	25.49	
自営業	53	14.85	
失業中	92	25.77	
アルコール摂取			
毎日	83	23.25	357 (100%)
週に1～2回	76	21.29	
月に1～2回	74	20.72	
2～3ヵ月ごとに1～2回	41	11.48	
年に1～2回	50	14.01	
摂取しない	33	9.25	

保護ケアの分析

表2は、保護ケア経験の分析結果を示す。ケア施設に最初に入所した年齢は平均10歳 (SD = 1.58) で、124人 (34.73%) の児童が9歳未満であった。児童の40%は、いったんケアに入ると、家族と1年以上接触しなかった。

施設を移る児童に関しては、170人 (47.62%) の児童は同じ施設にとどまったが、64人 (17.93%) の児童は、家族のもとに戻って虐待が繰り返されたことにより、新しい施設に入所した。この結果は、児童の50%以上が、繰り返される親によるマルトリートメントとネグレクトにさらされる不安定な生活を送り続けることを示唆する。親および親戚と連絡を取り続けるかどうかという質問では、彼らと連絡を取りたいときはいつでもそうできると回答した児童は17人 (4.76%) のみであった。一方、57人 (15.97%) の児童は「1年以上連絡を取っていない」と回答した。また82人 (22.96%) は別居の間中ずっと、まったく「連絡を取っていない」と回答した。これは、これらの児童がいったん家庭から連れ出されると、施設で生活する間はネグレクトされる傾向があったことを示唆する。

質的分析の結果

6つの主要テーマを特定した。特定した第1のテーマを「マルトリートメントの原因に対する児童の認識」と名付け、下位項目として2つのサブテーマを置いた。第2のテーマを「マルトリートメントに対する児童の気持ち」と名付け、3つのサブテーマを置いた。第3のテーマを「自己認識」と名付け、2つのサブテーマを置いた。第4のテーマを「仲間関係と環境に対する認識」と名付け、3つのサブテーマを置いた。第5のテーマを「対処戦略」と名付け、4つのサブテーマを置いた。最後のテーマは「家族についての考え」と名付け、3つのサブテーマを置いた。表3は、Kim (2007) およびKo (2004) が提案した質的分析法を用いて抽出した主要テーマおよびサブテーマを示す。

表2 保護ケア経験の分析

変数	度数	パーセント (%)	合計
保護ケアに入ったときの年齢			
9歳未満	124	34.73	357 (100%)
9歳	92	25.77	
10歳	85	23.81	
11歳	34	9.53	
12歳	22	6.16	
ケア環境の変化			
なし	170	47.62	357 (100%)
1～2回の転所	123	34.45	
家族のもとに戻った後に再度入所	64	17.93	
保護ケアを受けての滞在期間			
3ヵ月未満	32	8.96	357 (100%)
6ヵ月未満	68	19.05	
1年未満	74	20.73	
1～3年	98	27.45	
3年以上	85	23.81	
親および親戚との連絡			
電話のみ	45	12.61	357 (100%)
連絡を取りたいときはいつでもできる	17	4.76	
月に1～2回	31	8.68	
3ヵ月ごとに1～2回	47	13.17	
6ヵ月ごとに1～2回	78	21.85	
1年以上連絡を取っていない	57	15.97	
保護ケアの期間中ずっと連絡を取っていない	82	22.96	

表3 マルトリートメントの主要テーマおよびサブテーマ

主要テーマ	サブテーマ
マルトリートメントの原因に対する児童の認識	マルトリートメントの原因に対する児童の内的帰属 加害者の保護およびマルトリートメントを正当化しようとする試み
マルトリートメントに対する児童の気持ち	マルトリートメントに対する不安 加害者に対する困惑した気持ち 否定
自己認識	加害者の考え方に基づいた自己評価 不安定で低い自尊心
仲間関係と環境に対する認識	助けを求めることができないと考えること 孤立することや無視されること 不適切な仲間関係と仲間同士のいさかい
対処戦略	マルトリートメントに屈すること 逃げること こっそり泣き、沈黙を守ることで耐えようとする
家族についての考え	家庭での親の不和と不幸 家族の将来を心配することと役に立つこと お金と権力に高い価値を与えること

マルトリートメントの原因に関する児童の認識

このテーマの下で、以下に示す2つのサブテーマを抽出した。すなわち(1)マルトリートメントの原因に対する児童の内的帰属、および(2)加害者の保護およびマルトリートメントを正当化しようとする試みである。マルトリートメントが起こる原因に対する児童の認識を精査し、その結果を見ると、児童がマルトリートメントの原因を彼らの落ち度であると考えたことは明らかであった。児童はこれらの行為を、マルトリートメントとして認識するのではなく、一種の教育または通常起こることであると考えることによって、起こったことを正当化した。

マルトリートメントの原因に対する児童の内的帰属：児童はマルトリートメントが起こる原因を自分自身のせいにし、自分が何か悪いことをしたか、あるいは自分が悪い子だからと考えた。

「僕は悪い子だ。生まれてこなければよかった」(児童2)
「原因はいつも私にありました。私が厄介者なんです」(児童11)

加害者の保護およびマルトリートメントを正当化しようとする試み：児童はその行為を教育上の目的として正当化した。特に、児童は、親がしたことの原因を自分が理解していると考えていた。児童はまた、自分の経験をまるで過去のことであるかのように述べた。

「そうするしかなかったんだ。中学へ行くためには成績が
良くないといけないから」(児童12)
「昔は、良い人間になるようにと叩かれたこともあった。
そんなに強くは叩かれなかった」(児童10)

マルトリートメントに対する児童の気持ち

3つのサブテーマを以下のように抽出した。すなわち(1)マルトリートメントに対する不安、(2)加害者に対する困惑した気持ち、および(3)否定である。マルトリートメントについてどう思ったかについての児童の陳述は、分かりにくかった。児童にとって虐待行為の理由を予測することは難しく、また怒りや悲しみのようなネガティブな感情を処理することは難しかったため、児童はストレスと広がる不安に苦しんだ。加えて、児童は、実際の経験に関する気持ちを表現することをためらっていたか、あるいはそのことをまるで自分自身の個人的な問題ではないかのように無感動に述べた。

マルトリートメントに対する不安：マルトリートメントの経験を持つ児童は、その出来事を一般論として自分自身の落ち度であると認識していたが、何が虐待を引き起こしたかに確信がないため、不安定感とストレスを抱いていた。それはまるで日常の決まりきった出来事であるかのようにであった。さらに児童は、親の感情の状態を判断することによって出来事を回避しようとした。

「それがいつ起こるかはわからない。おかあさんの気分次第だから」(児童6)
「パパはストレスを感じたときに、僕を怒るんだ。パパがいつストレスを感じて
いるかはわかんない。だから、パパが何にストレスを感じるのか、
見抜かなきゃいけないんだ」(児童8)

加害者に対する困惑した気持ち：被虐待児の心理状態に関する陳述は、非常に複雑であった。彼らが深刻なストレスを経験したときは、沈みがちな気持ち、不安、怒り、悲しみといったネガティブな感情を持つことが分かった。特に、加害者に対して憎しみを感じていたが、入り交じった気持ちも抱いていた。おそらくは、自分の気持ちをどう処理すればいいのか困惑していたからだろう。

「家を出たくてたまらない。でも、そんなことしたらママを困らせちゃう」(児童9)
「僕はパパに悪態をつきました。パパなんか死んだほうがいいと思いました。
今は、パパの居場所がわからないのでママが心配しています」(児童13)
「大きくなったら、あんな奴殺してやるんだ。今殴られるのは、
僕に力がないからだ」(児童6)

否定：不当に扱われた児童は、自分の気持ちをどのように表現していいか分からず、戸惑いを感じていた。

彼らは自分の経験について話すことを嫌い、またその経験に対する気持ちを聞かれて答えることは、より難しいと感じていた。児童は大抵の場合、経験について話すことを避け、また経験を否定した。さらにこのような児童は、質問の内容と関係がない他のストーリーについて話し、インタビュアーに対して動揺した。

「何も覚えてない。ひどく殴られているときに、

どうやって考えたりできるの？」(児童14)

「じゃあ、どうしてそんなつまらないことを聞くの？」(児童10)

自己認識

このテーマに該当する2つのサブテーマは、(1) 加害者の考え方に基づいた自己評価、および(2) 不安定で低い自尊心である。このような児童は、マルトリートメントが自分自身の落ち度の結果であることを内面化する傾向があった。

加害者の考え方に基づいた自己評価：マルトリートメントを受けた児童は、親の不適切な行動を自分自身の落ち度の結果であると解釈し、親が自分を嫌いであるからだと考えた。加えて、このような児童は、自分が不完全で、愛される価値がないと考えていた。

「おかあさんは、私が生まれてこなければよかったって言ってます。私が生まれたから、

おかあさんの人生が台無しになったって」(児童9)

「私を養うために、パパはいっしょうけんめい働いてくれる。私は何もしないで、

時間をムダにして怠けてばかりの大ばか者」(児童11)

不安定で低い自尊心：不当に扱われた児童は、自分が貴重な唯一の存在であると思っていなかった。大人からの度重なる侮辱、拒絶、ネガティブなメッセージを経験した児童は、自分自身を無能で価値がないとみなしていた。

「私？できないよ。殴られてもしょうがないもん。だって

私がじょうずにできることなんてないもん」(児童3)

「僕は嫌われている。誰も僕なんて好きじゃない。僕はバカなんだ」(児童6)

仲間関係と環境に対する認識

抽出したサブテーマは、(1) 助けを求めることができないと考えること、(2) 孤立することや無視されること、(3) 不適切な仲間関係と仲間同士のいさかいであった。一部の児童は、友人や隣人の助けを求めることはできないと考え、自分が孤立し、自分の問題に隣人が介入できないと考えた。加えて、彼らが他の児童と不適切な関係を形成し、他の人たちと対立していることが分かった。

助けを求めることができないと考えること：このような児童は、通常、自分が経験した事実を教師や友人、親しい人々に隠そうとした。それを恥ずかしいことと考え、また同時に、必要な助けを得ることはできないだろうからと、助けを求めることをためらっていた。

「助けを求める相手はいない。だって、ママも殴られている。

僕がはっきり言ったところで、なにも変わらなかった」(児童7)
「シェルターには一度行ったことがあります。そうしたらもっと殴られました。
彼は面目をつぶされたと言っていました。私は誰にも話しません。
家族のプライベートな問題だから」(児童3)

孤立することや無視されること：マルトリートメントを受けた被虐待児は、寂しいと感じており、友人が秘密を守り、真に同情の念を抱き、自分を理解してくれることを当てにしていないことが分かった。彼らは、学校で教師や友人に打ち明けるとはできないと考え、また、人は他人の生活にまったく関心を持たないと認識していた。児童は、孤立し、無視されていると感じているため、他の人に助けを求めようとしなかった。

「先生のこと？知るものか。あの人たちは僕に興味なんかない」(児童2)
「話したらからかわれるから、あの人たちには話さない。
だからあの人たちのところには行かない」(児童8)

不適切な仲間関係と仲間同士のいさかい：被虐待児は攻撃的で衝動的な行動を示した。彼らは不適切な仲間関係を築いていた。そして、一緒に行動し、親たちが見せる暴力をまねて一緒に実行する友人を持っていた。

「僕の面倒をみてくれる兄さんがいる。最初にその兄さんが家出をした」(児童14)
「一緒に遊んでいるときに、あの子たちとけんかした。僕たちは、いまましい
やつらとは戦う。それに、あの子たちは、僕たちにスリをさせる」(児童5)

対処戦略

3つのサブテーマを以下のように抽出した。すなわち(1)マルトリートメントを受け入れること、(2)逃げること、(3)こっそり泣き、沈黙を守ることで耐えようとするものである。児童は、自分の生き残り戦略が、負けを認め、虐待を受け入れることであり、抵抗したり逃げたりせずに、静かに泣き、沈黙を守ることであったと述べた。

マルトリートメントを受け入れること：特に、身体的虐待では、児童は、反抗したり逃げたりすればもっと殴られると考えていた。そして、抵抗せずに殴られることを受け入れれば、その状況がもっと早く終わり、あまり殴られないで済むと考えていた。

「ママが叫んでるときは、見ちゃだめ。もっと殴られるから。
頭を下げてじっと座ってなくちゃいけない」(児童1)
「パパがこっちへ来いと言え、とにかく行って、じっとしている。
そうすると、早く終わる」(児童4)

逃げること：マルトリートメントを経験したその他の児童は、その状況から素早く逃げるのが最善だと思おうと述べた。彼らは、歩き回ってしばらくの間家に入らないようにすれば、通常はあまり殴られないで済むと報告した。しかしながら、場合によっては、戻ったときにもっと殴られたと報告した。

「パパがお酒を飲んで帰ってきたときは、僕は弟たちと一緒に

外に出ることにしてる」(児童5)

「ある日、僕はパパにもものすごく殴られた。だから倒れたふりをして、
家からはい出てきた」(児童4)

「パパを見た後、おばあちゃんの家には逃げました」(児童3)

こっそり泣き、沈黙を守ることで耐えようとする：児童は、誰かに話せば、親に対して何か悪いことをしていると考えていた。そのため、児童は静かに泣き、大人になるまで静かに耐えようとしていた。

「僕は誰にも話さない。だって、誰かに話したところで、
何も変わらないだろうから」(児童4)

「私はひとりで泣きます。大きな声を出して泣いたら、
大問題になっちゃいます」(児童10)

家族についての考え

次のサブテーマを抽出した。すなわち(1)家庭での親の不和と不幸、(2)家族の将来を心配することと役に立つこと、(3)お金と権力に高い価値を与えること。保護ケアサービスを受けている児童は、家族と一緒に暮らし、幸せになれることを願い、切望した。この調査結果は、被虐待児が家族志向の生活を必要とするという過去の調査結果を支持する(Garbarino & Eckenride, 1997; Lee & Han, 2003)。

家庭での親の不和と不幸：マルトリートメントを受けた児童は、自分の経験と現在の入所の理由が親の不和と不幸によるものであると述べた。不幸の原因は、貧困、アルコール、親のけんか、遺棄、片方の親の死、および離婚によると思われた。

「ママはレストランで働いていました。パパは酔っ払うとママを殴りました。

それは、うちはお金がなくて貧乏だからです」(児童13)

「ママとパパは離婚しました。今はママとパパがどこにいるのかわからないので、

もう一人の叔父さんのところにいます。この場所に来るまでは、
その叔父さんと一緒に暮らしていました」(児童9)

家族の将来を心配することと役に立つこと：マルトリートメントの原因が家庭の貧困と不幸のせいだと考える児童は、自分が親の役に立つべきであったと考え、同年代の他の児童よりも心配をしていた。彼らは、自分が早く大人になれば家族のためにできることがあり、虐待も終わるだろうと述べた。

「大人になったらボディーガードになる。そうすれば

家族を守れるし、お金も稼げる」(児童8)

「パパとママがもう一度会って、一緒に暮らせるように、私が早く大人に

ならなくちゃいけない。私は今ここにいれば大丈夫だけれど、

ママとパパは苦勞している」(児童12)

「ママを助けてあげないといけない。だから、弟と僕が

早く大人にならないといけない」(児童5)

お金と権力に高い価値を与えること：児童保護サービスを受けている児童は、家族が幸せになるために必要なものがお金と権力であると説明した。児童は、大人になったら一緒に暮らせるように、自分が早くお金を稼ぐ必要があると言った。さらに、自分が成長して権力を手に入れたら、もう不幸にはならないとも言った。

「僕には力がない。僕がお金を稼いでそれをパパにあげれば、
パパは僕を叩いたりしないだろう」(児童7)

「パパはママが経営するお店からお金を持っていきます。それは、ママがパパより
力が弱いから。そんな日は、ママはとても怒ります」(児童1)

「私がほかの人たちのようにお金をたくさん持っていて、
良い仕事についていれば、大丈夫」(児童10)

考察

本研究は、定量分析と定性分析の組み合わせを通して、注目に値するいくつかの関連のある調査結果を見いだすことができた。第1に、本研究は、児童のケアと保護を義務とする人々による児童虐待がしばしば認められるという、過去の調査結果を再確認した(Ahn, 2000; Emery & Laumann-Billing, 1998; Jang, Lee, Kang, & Shin, 2000)。家族がケアと保護を提供できない場合、適切な介入・予防プログラムが最も重要である。十分な介入・予防プログラムを含む包括的な児童保護政策がまだ不足している韓国のような状況では、既存のプログラムとシステムを確認し、相互協力することが重要である。

第2に、児童は、自分がケア施設に紹介され、家族のもとに戻り、再度虐待され、ケア施設に戻るといふ、マルトリートメントの悪循環にいつの間にか巻き込まれていた。この調査結果は、家族へのサポートや、また、包括的な予防政策がなければ、このような児童が不安定な生活を送るリスクにさらされ続けることを示唆した過去の研究の調査結果を支持する(Han, 2004; Lee, 2000; Yoo, Kwon, & Min, 2002)。児童がマルトリートメントの経験を繰り返す理由は、子どもの権利に関する理解の社会的欠如のみならず、法的な保護の欠如にあることは疑いない。韓国では、親の権利(加害親であっても)がしばしば子どもの権利に優先する。現在では、虐待親に対する法的制裁と社会的制約が、大きな役割を果たすようになっている。

第3に、本研究の調査結果は、家族および児童へのサポートの提供に焦点をあてる治療的介入の重要性を特に強調する。最終的に再度の虐待を防ぎ、マルトリートメントを受けた児童がサービスを転々とするサイクルに入ることを防ぐサービスを提供することが重要である。本研究は、家族のもとに戻った後で、ほとんどの児童が保護ケア施設に再入所し、何回もの転所に至ったことを確認したが、それが児童にとって不安定感を作り出すことは間違いない。児童は、マルトリートメントそれ自体に影響を受けるのみならず、効果的な保護システムの欠如や不足によっても影響を受ける。社会的偏見(Jeong, 2002)と度重なる転居(Herrenkhol, Herrenkhol, & Egolf, 2003)はどちらも、マルトリートメントを受けた児童の経験に対する反応を複雑にし得る。これは韓国が、より安定した、支援の得られる環境を提供する総合的な児童保護戦略およびプログラムを構築しなければならないことを意味する。

綿密なインタビューは、マルトリートメントの周囲の状況のさらなる理解を提供する上で役立つことが判明した。第1に、マルトリートメントを受けた児童は、虐待が自分自身の落ち度によって起こり、教育上の目的で必要な決められた方法であると考えていた。第2に、このような児童は、その事実の開示が難しいことに気づき、その状況や親に対する気持ちにどのように対処すべきか困惑していた。彼らは、親が悪いことをするはずはないと考えているため、自分が悪い子どもであると考えていた。この調査結果は、Jang (2004)の調査結果と一致した。第3に、加害者の考え方を内面化することによって、児童がネガティブな自己認識を形成するという調査結果は、過去の調査結果と一致した(Ahn, 2000; Hong, 1998; Shin & Choi, 2003)。第4

に、友人や隣人の助けを求めることができないと考えることと孤立感、社会的支援およびコミュニティに根差した介入を増やすことの重要性を支持した (Cicchetti & Valentino, 2006; Ju & Lee, 2008; Thompson, 1995)。児童が暴力をまねて、ネガティブな社会的関係を築くという証拠は、さまざまな研究の調査結果を支持した (Ahn et al., 2003; Chung & Lee, 1998; Kim, 1993)。第5に、虐待を少なくするあらゆる可能な方法を見つけ出すうえで、繰り返される虐待に対する知識と恐怖が重要な要因として働いていた。この調査結果は、家族のもとに戻って再度虐待を経験し、虐待は避けられないことだと児童が感じたというHan (2004) およびKo (2004) の調査結果に類似している。第6に、最も予想外の調査結果は、被虐待児が家族を守りたいと思っていることであった。児童は、虐待が自分の落ち度か、または親が直面した不幸によるものであり、そのため自分が家族の助けになるために全力を尽くすべきだと考えていた。彼らは、自分が大人になったときにもっとお金を稼ぐか、あるいは権力を得れば、家族が不幸でなくなるだろうと感じていた。この調査結果は、Jackson (1957) の調査結果と合致する。彼は、被虐待児が、自分をニーズを持つ個人であると認めるのではなく、家族の一員として、家族の幸せのために特定の役割を果たさなければならないと考えることを明らかにした。

本研究から得られた課題を以下に述べる。第1に、コミュニティに根差したプログラムを含む、マルトリートメントを受けている児童のための児童保護に関する包括的な政策が推奨される。第2に、マルトリートメントを受けている児童のための、子どもに優しい社会的支援ネットワークが最も緊急かつ望ましい介入戦略である。最後に、児童の最大利益および児童の持つ能力を伸ばすことが、すべての児童のための、そして最も重要なことだが、マルトリートメントを経験した児童のための、すべての政策、戦略、およびプログラムの基礎にならなければならない。

文献

- Ahn, D. (2000) . The effects of child abuse in reported child abuse. The National Survey of Child Abuse and Outcome of Abuse: Report of Korea Ministry of Health and Welfare, 175-222.
- Ahn, D., Jang, H., Lee, Y., Hong, K., Lee, J., Lee, Y., Cho, H., & Kwak, Y. (2003) . The nature and effect of child abuse in reported child abuse. Journal of Korean Council for Children's rights, 7 (1) , 121-139.
- Cho, Y. (1999) . Qualitative description, analysis, and interpretation. Anthropology of Education, 2 (2) , 27-64.
- Chung, J., & Lee, J. (1998) . Intergenerational effects of violence in childhood: A relational model. Korean Journal of Child Studies, 21 (1) , 85-98.
- Cicchetti, D., & Valentino, K. (2006) . An ecological-transactional perspective on child maltreatment: Failure of average expectable environment and its influence on child development. In D. Cicchetti, & D. J. Cohen (Eds.) , Developmental psychopathology: Vol. 3. Risk, and disorder, adaptation (2 nd ed, pp. 129-201) . NJ: John Wiley & Sons.
- Emery, R. E., & Laumann-Billing, L. (1998) . An overview of the nature, causes, and consequences for abusive family relationship: Toward differentiating maltreatment and violence. American Psychologist, 53 (2) , 121-135.
- Garbarino, J., & Eckenride, J. (Eds.) . (1997) . Understanding abusive families: An ecological approach to theory and practice. Jossey Bass: San Francisco.
- Han, J. (2004) . Factors influencing of psycho-behavioral adjustment in abused children returning to their home after out-of-home care. Unpublished Doctoral Dissertation, Sookmyung Women's University, Seoul, Korea.
- Herrenkhol, E. C., Herrenkhol, R. C., & Egolf, B. P. (2003) . The psychosocial consequences of living environment instability on maltreated children. American Journal of Orthopsychiatry, 73 (4) , 367-380.
- Hong, E. (1998) . The effect of child abuse on psychological and social development. Journal of Korean council for children's rights, 2 (1) , 97-111. Jackson, D. D. (1957) . The question of family homeostasis. The Psychiatric Quarterly Supplement, 31 (1) , 79-90.
- Jang, H. (2004) . The effect of the characteristic of victims and child abuse. Journal of Korean council for children's rights, 8 (4) , 777-792. Jang, H., Lee, H., Kang, M., & Shin, S. (2000) . Relationship between child abuse and family risk. Good Neighbors, 14-48.

- Jeong, S. (2002) . Factors influencing psychosocial adjustment of adolescents in institutional care. Unpublished doctoral dissertation, Seoul National University, Seoul, Korea.
- Ju, S. (2008) . Child maltreatment and resilience: Mediating effects of cognitive function and social support. Unpublished Doctoral Dissertation, Sungkyunkwan University, Seoul, Korea.
- Ju, S., & Lee, Y. (2008) . Child maltreatment and resilience: Mediating effects of cognitive function and social support. *Korean Journal of Child Studies*, 29 (3) , 127-156.
- Kim, G. (1993) . The influence of child abuse on children's aggression. *The Korean Journal of Rehabilitation Psychology*, 1, 85-100. Kim, Y. (2007) . Qualitative research. Seoul: Moonumsa.
- Ko, M. (2004) . A phenomenological study on the experience of the physically abused children. *Korean Journal of Social Welfare*, 56 (1) , 71-102. Korea Ministry of Health and Welfare. (2006) . Key child indicators of Korea.
- Lee, J., & Han, J. (2003) . Child abuse and child, parent, and family characteristics. *Korean Journal of Child Studies*, 24 (2) , 63-78.
- Lee, Y. (2000) . The nature and effect of child abuse found in young children in family protective services. *The National Survey of Child Abuse and Outcome of Abuse: Korea Ministry of Health and Welfare*, 125-150.
- Lee, Y. (2008) . Framing legal and human rights strategies for change: A case study of disability rights in Asia. *Pacific Rim Law & Policy Journal*, 17 (1) . National Child Protection Agency. (2006) . State of child abuse.
- Shin, H., & Choi, H. (2003) . The relations among child abuse by parents, child's aggression and interpersonal anxiety. *The Korean Journal of Psychology*, 15 (2) , 295-307.
- Thompson, R. A. (1995) . Preventing child maltreatment through social support: A critical analysis. Thousand Oaks, CA: Sage.
- United Nations. (2006) . UN Secretary General's Study on Violence Against Children, A/61/299.
- United Nations General Assembly. (1989) . Adoption of the United Nations Convention on the Rights of the Child. NY: United Nations.
- Yoo, A., Kwon, K., & Min, H. (2002) . The relationship among perceived social support from care teacher, internal locus of control, and school adjustment of institutionalized children. *Journal of the Korean Home Economics Association*, 40 (5) , 109-118.

4. 翻訳資料 3

本資料は、論文雑誌Child Abuse and Neglect、2011年12月号（vol.35、issue12）に掲載された論文を、今回の研究のために翻訳したものである。著作権は、Elsevire Ltd.が所有している。

Childhood maltreatment in South Korea: Retrospective study

韓国における児童のマルトリートメント：後方視的研究

Yanghee Lee, Sangwon Kim

キーワード：児童期のマルトリートメント 児童虐待 後方視的研究 韓国 子どもの権利条約への一般的意見第13号

要旨

目的：本試験では、国際子ども虐待防止学会の児童虐待スクリーニングツール（ISPCAN Child Abuse Screening Tool：ICAST）の後方視的版を用いて韓国における児童のマルトリートメントの蔓延率ならびに児童期の間を経験した虐待の認識と最近の対人問題およびうつ病との関連性について調査した。

方法：種々の大学、職場および臨床環境から18～24歳の若者539名が後方視的版ICAST（ICAST-R）、簡易版韓国対人問題インベントリー円環尺度（Short form of the Korean-Inventory of Interpersonal Problems Circumplex Scale：KIIP-SC）および韓国版ベックうつ病質問票（Korean version of Beck Depression Inventory：K-BDI）を用いた調査に参加した。

結果：男性では身体的虐待を多く受けていたのに対して、女性は心理的または性的虐待を多く受けていた。家族外虐待または仲間による虐待（いじめ）の割合は比較的高かった。対人問題とうつ病は、児童期の間あらゆるタイプの虐待を受けた児童で有意に高かった。合理的/正当なしつけだとする身体的虐待の認識は、後の対人問題に影響を及ぼし、仲間と比較した心理的虐待の認識は、後の対人問題およびうつ病に影響を及ぼしていた。先行研究と異なり、本研究では性的虐待の告白とともにより多くのうつ病症状の報告が明らかになった。

実践に向けて：これらの結果により、人がどのようにマルトリートメントを認識するかを理解することの重要性が明らかになった。虐待的な行為を正当なしつけの方法として認識することは、報告するかしないかのみならず、被害者の長期的な影響を及ぼす可能性がある。マルトリートメントが発生するおそれがあるさまざまな加害者および環境を、これらの認識に影響を及ぼすものとして考慮しなければならない。本研究はより幅広い母集団の調査に対するICAST-Rの妥当性の判定に貢献する。

はじめに

児童に対する暴力は、長い間世界中に蔓延している社会問題として認められており、韓国でも例外ではない。児童に対するとてつもない範囲とレベルの暴力を暴力に関する国連調査において検証した（Pinheiro, 2006）。東洋および欧米において児童に対する暴力の容認および文化的な許容は続いており、児童に対する暴力の公衆の受容に影響を及ぼしている（Gabarino, 1996; Lansford et al., 2005; Park, 2010; Tang, 2006; Whipple & Richey, 1997）。

1990年代後期以降、児童のマルトリートメントの状況を調査する多くの研究が韓国で研究されている（Kim, 2002; Kim & Cho, 1998; Kim & Lee, 2009; Kim et al., 2003; Korean Association for the Prevention of Child Abuse and Neglect, 2000; Korean Ministry of Gender Equality, 2008; Korean Ministry of Health and Welfare,

2000; Lee, 2006a, b; Lee et al., 2000)。児童虐待の定義の不足および既存の定義における矛盾が、児童虐待の厳密な範囲および蔓延率に対する正確なデータを入手する妨げとなっている (Kim, Lee, & Song, 2009; Park, 1999; Seo, 2001)。これは明らかに児童虐待の予防および治療を目的とした方針の設定を難しくする一因である。児童虐待のレベルを査定して評価するための客観的な基準の必要性は過去の調査で浮昇した (Korean Ministry of Gender Equality, 2008; Lee & Chang, 2004)。

国際子ども虐待防止学会 (International Society for the Prevention of Child Abuse and Neglect : ISPCAN) は、子どもに対する暴力に関する国連調査UN Study on Violence Against Children) に従ってISPCAN児童虐待スクリーニングツール (ICAST) を開発した (Pinheiro, 2006)。ICASTペアレント (P)、ICASTチャイルド (C)、ICAST後方視的 (R) の3バージョンのICASTを作成した (全3バージョンに関する詳細については、Child Abuse & Neglectの2009年11月号参照)。ICASTはこの世界的に適用可能なツールを、英語圏以外を含む世界中の専門家が関与するデルファイ調査プロセスを通じて作成することにより、定義の問題に取り組んだ (ISPCAN、日付不明)。

10年間にわたる韓国における児童虐待状況のレビューにおいて、韓国児童保護機関 (Korean National Child Protection Agency) は児童が兄弟姉妹から受ける虐待も経験することを明らかにした。この研究では、家族以外による虐待が2001年の4.9%から2010年に9.4%に増加したこと、また兄弟姉妹による虐待が報告された全虐待事例の0.2%を記録したことが報告された (Korean Ministry of Health and Welfare, 2010)。いじめおよび学校または地域共同体における暴力に関する研究は徐々に増加しており、児童に対する暴力事例をより完全に網羅するために加害者の範囲拡大の必要性を強調している (Amber, 1994; Chung, Park, & Ku, 2006; Shin, 2006; Sperry & Gilbert, 2005)。

過去の研究では、暴力の受容により児童虐待の後遺症が和らぐことが明らかにされた (Lansford et al., 2005; Lansford, Deater-Deckard, Dodge, Bates, & Pettiet, 2004; Mulvaney & Meber, 2010; Vittrup & Holden, 2010; Whipple & Richey, 1997)。残念なことに、これらの研究は主に親による体罰に関して実施されており、さまざまな形態の虐待まで及んでいない。体罰を虐待と区別すべきかに関しては依然として見解が分かっているが、2つの別個のものとしてではなく連続体の中にある虐待の一形態として認識されるべきである (Lansford et al., 2005; Straus, 1994; Straus, Hamby, Finkelhor, Moore, & Runyan, 1998; Whipple & Richey, 1997)。

国連子どもの権利委員会 (以下、「委員会」) は、その一般的意見を通じて子どもの権利条約の条文に関する解説と手引きを提供する。委員会は、あらゆる形態の暴力からの自由に対する子どもの権利に関するその一般的意見第13号において、児童に対する暴力の一形態として体罰を含めている (United Nations, 2011)。身体的および意図的な危害だけでなく、非身体的および非意図的な形態の虐待も、いずれも児童に与えられる暴力の形態であると考えられる。

Tisak (1986) は、体罰の合法性および公平性に関する児童の見地が、特定の出来事を評価する際に重大な決定因子である可能性があることを明らかにした。また、児童が虐待を受容することにより、その影響が最小限になることも見出した (Lansford et al., 2005, 2004; Mulvaney & Meber, 2010; Shields, Cicchetti, & Ryan, 1994; Vittrup & Holden, 2010; Whipple & Richey, 1997)。しかし、さらに幅広い範囲の加害者による体罰の影響を研究する調査が必要である。

児童虐待のさまざまな負の影響に関しては多くのエビデンスが入手可能である。対人関係に関する問題 (Cho & Lee, 2004; Davis & Patrick-Jackson, 2000; Davis, Patrick-Jackson, & Ting, 2001; Dodge Reyome, 2010; Kim, Talbot, & Cicchetti, 2009; Lee, 2006a, b; Ornduff, Kelsey, & O'Leary, 2001; Paradis & Boucher, 2010) およびうつ病は、児童虐待の直接的な影響としてよく挙げられる (Afifi, Broenridge, Cox, & Sareen, 2006; Colder, Lochman, & Wells, 1997; Kim & Lee, 2009; Lee & Jung, 2010; Sperry & Gilbert, 2005)。児童に対する

性的虐待の告白は、被害者のその後の結果を予測する際の実質的な要因であると報告されている (Alaggia, 2004; Gooman-Brown, Edelstein, Goodman, Jones, & Gordon, 2003; Kim, Choi, & Shin, 2011)。特に、児童に対する性的虐待を告白する際に経験した恥ずかしさがうつ病および対人関係における葛藤の強力な媒介変数となることもある (Kim et al., 2011)。今日まで、これらの現象のほとんどの調査には臨床環境における若者のサンプルが関与している。臨床被験者に主に焦点を当てた研究では児童虐待とその後の結果との関係の像が不正確になる可能性があるため、特に性的虐待の告白に対する分析が比較的乏しいアジア諸国では、調査を地域共同体サンプルまで拡大する必要がある (Belt & Abidin, 1996; Park, 1999)。児童のマルトリートメントに関する調査の数の多さに関係なく、測定法に関する懸念は継続している (Dunne et al., 2009; Hulme, 2004)。

本研究の第1の目的は、ICAST-Rを用いた児童期のマルトリートメントの蔓延率を調査することであった。「暴力に関する国連調査」で推奨されているように、国際的に受け入れられているツールであるICAST-Rを韓国の文化的背景が反映されるように修正することによって、種々の環境で発生する暴力を検討することも目指した。第2の目的は、韓国の若者において児童期に経験した虐待の認識と最近の対人問題およびうつ病との関連性を検討することであった。マルトリートメントの認識には、被害者に対する正当なしつけであり、他の児童のしつけと比較して合理的なしつけとしての認識が含まれた。性的虐待の経験の場合、実際の出来事の認識の代わりに経験の告白を検討した。

方法

参加者

18～24歳の参加者を大学、職場および臨床環境から募った。これらの環境は、ICAST-Rに必要な年代の韓国の若者にとって典型的な環境であるため選択された。われわれの学術、仕事、臨床上の関係者を用いて参加者を募集した。最終的に計539名 (平均年齢20.1歳) の参加者を本研究に組み入れた。本研究の目的を参加者に個別に説明し、すべての参加者が質問票に個別に記載した。秘密保持を保証し、参加のとり止めを希望した場合には回答を使用しないことを各参加者に通知した。研究者の詳細連絡先が記載された説明同意書に参加者全員が署名した。本研究はサムスン医療院の審査委員会による審査および承認を受けた。

測定

身体的、心理的および性的虐待を対象とする韓国版ICAST-Rを用いて児童虐待を測定した。すべての質問に「はい」「いいえ」「覚えていない」で回答させた。各質問の後に、頻度 (1～2回、3～10回、10回以上)、期間 (5歳未満、5～9歳、10～13歳、14～17歳) および加害者 (成人、同年代) を含む、児童虐待の背景に関する補足質問をした。韓国の文化的背景が反映されるように、オリジナルのICAST-Rを改訂して、「年上の学友」「家族の年下の友達」「年上の (以前の) 彼女／彼」を加害者リストに追加した (Lee & Kim, 2010)。各下位尺度は、それぞれCronbachの α 係数 .598、.550、.640を示した。

簡易版韓国対人問題インベントリー円環尺度 (KIIP-SC) : KIIP-SC (Hong et al., 2002) は、参加者が対人問題の難しさのレベルを0 (全然ない) ～4 (非常にある) の5点尺度で評価することが必要であり、8個の円環因子のそれぞれに5個の質問がある。高いKIIP-SCスコアは対人問題の多さを示した (Cronbachの $\alpha = .96$)。

韓国版ベックうつ病質問票 (K-BDI) : 回答者に各回答として0～3の4点スケールでうつ病症状のレベルに印をつけるように依頼した (Cronbachの $\alpha = .92$)。韓国版BDIはRhee et al. (1995) が改訂したものであり、その信頼性および妥当性は検証済みである。

データ分析

児童期のマルトリートメントの蔓延率を調査するために記述的分析を実施した。加害者に関する複数回答分析も実施し、結果をさらに家庭・家族、学校・教育、地域共同体、職場、医療・司法制度の5つの環境に再分類した。一元配置分散分析とt検定を用いて、経験した児童のマルトリートメントの認識と現在のうつ病および対人問題との関連性を評価した。児童に対する性的虐待の告白および告白なしとうつ病および対人問題の比較も実施した。

結果

韓国における児童期のマルトリートメントの蔓延率

表1. 韓国で報告された児童期のマルトリートメント (%)

マルトリートメントのタイプ	被虐待		覚えていない		計	欠測値
	女性	男性	女性	男性		
身体的						
叩かれた／殴られた	11.4	21.6	1.3	2.4	42.2	.4
蹴られた	4.3	7.7	1.7	3.2		1.3
物で叩かれた	8.3	9.8	1.5	2.1		1.3
揺さぶられた	.9	2.1	1.1	1.7		.6
切られた／刺された	1.9	5.8	.7	1.1		.4
心理的						
侮辱／批判された	15.5	11.0	2.8	2.2	36.3	.9
愛していないと言われた	4.5	2.6	.9	.6		.7
「生まれてこなければ良かったのに／死んでほしい」と言われた	5.6	2.7	1.6	.8		30.4
怪我させる／殺すと脅された	4.9	6.5	.9	.9		.6
捨てる／家に入れないと脅された	9.2	6.8	.4	.4		1.1
性的						
性器を見せられた	11.4	3.4	.6	.9	24.3	.9
裸でポーズを取らせられた	.8	.9	-	.4		1.3
性器を触られた	6.8	5.3	.4	.8		1.3
性器を触らせられた	2.4	2.1	-	.6		.9
性交させられた	2.0	2.6	-	.4		.4

表1はサブタイプおよび性別による「被虐待経験がある」および「覚えていない」の回答の蔓延率を示す。身体的虐待では、「叩かれた／殴られた」の回答が女性11.4%、男性21.6%と最も多く、身体的虐待の5つのサブタイプすべてにおいて男性の方が報告が多かった。「怪我させる／殺すと脅された」の行為を除いて、女性の方が多く心理的虐待を経験した。最も高い割合だったのは「侮辱／批判された」で、女性15.5%、男性11.0%であった。性的虐待に関して最も多かった報告は、女性では「性器を見せられた」であり、男性では「性器を触られた」であった。性的虐待を覚えていない回答者の割合は、他のタイプの虐待よりも比較的低かった。欠測データの割合は、「生まれてこなければ良かったのに／死んでほしいと言われた (30.4%)」という質問を除いて、全体的に概ね低かった (1.5%)。

虐待に「はい」と回答し、加害者リストに回答した参加者に対してさらなる分析を実施した。注目すべきは、ICAST-Rのオリジナル版には「医療・司法制度」の加害者が含まれていないことである。結果として、暴力に関する国連調査に推奨されているように回答を5つの環境に再分類すると、このタイプの虐待を報告した参加者はいなかった。したがって、表2に示すように、「医療・司法制度」を削除して、「その他」を最終分析に含めた。

表 2. 虐待のサブタイプおよび環境別の報告された上位 3 位までの加害者数

	家庭・家族	学校・教育	地域共同体	職場環境	その他
身体的 ^a 上位 3 位	173 父親 (80) 母親 (47) 兄 (11)	303 同級生男子 (115) 年上の学校の友達 (67) 男性教師 (62)	58 知らない若い男性 (23) 知らない年上の男 性 (19) 近所の少年 (8)	4 男性の上司／その 他の労働者 (4)	(以前の) 彼／彼女 (18)
心理的(オリジナル) ^b 上位 3 位	126 父親 (38) 母親 (30) 祖母、年上の女性、 その他の親戚、家 族の年上の男性の 友達 (6)	182 同級生男子 (55) 同級生女子 (37) 男性教師 (31)	42 知らない年上の男 性 (10) 近所の男性 (5)	6 男性の上司／その 他の労働者 (4) 女性の上司／その 他の労働者 (2)	(以前の) 彼／彼女 (14) インターネット上 の知り合い (10)
心理的(限定) ^c 上位 3 位	202 母親 (90) 父親 (77) 兄弟 (義兄弟／乳 兄弟を含む) (9)	該当なし	2 警官 (1) 知らない人 (1)		
性的 ^d 上位 3 位	37 年上の男性の親戚 (15) 父親 (5) その他の女性の親 戚 (4)	69 同級生男子 (26) 同級生女子 (18) 年上の男性の学校 の友達 (14)	101 知らない年上の男 性 (70) 近所の男性 (10) 近所の少年、男性 の宗教指導者 (6)	1 男性の上司／その 他の労働者 (1)	(以前の) 彼／彼女 (31) インターネット上 の知り合い (4)

a 身体的虐待 (殴られた、蹴られた、物で叩かれた、揺さぶられた、刺された)

b 心理的虐待：オリジナルのICAST-R加害者リストによる (侮辱された、脅された)

c 心理的虐待：家族・世帯員限定 (愛していない、生まれてこなければ良かったのに、捨てる)

d 性的虐待 (性器を見せられた、裸でポーズを取らされた、性器に触られた、性器に触らせられた、性交)

虐待の各タイプ内で報告された上位 3 位までの加害者を順番に挙げる。身体的虐待は学校・教育環境で最も多く発生し、「同級生男子」「年上の男性の学校の友達」「男性教師」の順番で虐待の加害者となることが多かった。心理的虐待を、第一に、オリジナルの加害者リストに関する包括的研究において、第二に、家族・世帯員を扱うことのみで限定した質問においてさらに区別した。前者については、「学校・教育環境」が最も頻繁に発生する環境として報告された。学校・教育環境に関して報告された加害者の上位 3 位の順序は、同級生、親、男性教師であった (訳者注：同級生男子、同級生女子、男性教師の誤り)。家族の加害者に限定した家族・世帯に関する質問では、親が加害者として最も多かった。性的虐待は地域共同体環境で多く観察された。「年上の知らない人」が最も上位で、「同級生」が続いた。「家庭・家族環境」内では「その他の男性の親戚」が比較的高かった。

また、すべての形態の虐待における「その他」のカテゴリーに「(以前の) 彼」と「(以前の) 彼女」が見られた。さらに、心理的および性的虐待の加害者として「インターネット上の知り合い」が報告された。

児童期に身体的虐待があったことを報告した参加者は、なかったことを報告した参加者と比較して、対人問題 [t (226) = -3.53, p < .001] およびうつ病 [t (187) = -3.32, p < .001] のレベルが有意に高かった。心理的虐待を報告した参加者は、高い対人問題 [t (207) = -8.57, p < .001] およびうつ病 [t (169) = -5.81, p < .001] スコアを報告した。性的虐待に関しては、対人問題 [t (128) = -2.16, p < .05] およびうつ病 [t (94) = -3.69, p < .001] に対する有意な結果が報告された。

過去に児童期の身体的虐待を示した回答者の23% (N = 52) と心理的虐待を示した回答者の15.9% (N = 33) が「誰かに故意に行われたことはない」と報告した (表 3 参照)。

表3. 児童期のマルトリートメントと認識（合理的／正当なしつけ）

	身体的虐待		心理的虐待	
	N	%	N	%
誰かに故意に行われたことはない	52	23.0	33	15.9
しつけであり、合理的かつ正当なものであった	65	28.8	38	18.4
しつけであったが、合理的／正当なものではなかった	59	26.1	55	32.0
しつけではなく、正当なものではなかった	42	18.6	46	26.7

身体的虐待を合理的／正当なしつけだとする認識が対人問題およびうつ病と関係するか否かを明らかにするために、回答者を4群に分割した。等分散を仮定した分散分析により、身体的虐待の認識による差は対人問題のレベルにおいて有意であったことが示された [F (3,214) = 3.14, p < .05 (表4参照)]。事後検定により、その経験を「しつけであり、合理的かつ正当なものであった」と認識した群では、その経験を「しつけではなく、合理的かつ正当なものではなかった」と感じた群よりも対人問題のスコアが高かったことが明らかになった。認識群間でうつ病に統計的有意差は認められなかった。心理的虐待に関して、認識群間で対人問題およびうつ病に統計的有意差は認められなかった。

表4. 身体的虐待の認識群別のKIIP-SCおよびK-BDIスコア

認識のカテゴリー	KIIP-SC			K-BDI	
	M (SD)	F (3,214)	事後	M (SD)	F (3,176)
誰かに故意に怪我させられたことはないa	2.19 (.61)			9.53 (10.56)	
しつけであり、合理的かつ正当なものであったb	2.16 (.60)			9.50 (9.03)	
しつけであったが、合理的／正当なものではなかったc	2.49 (.77)	3.14*	b<c*	12.19 (10.66)	1.40
しつけではなく、正当なものではなかったd	2.33 (.63)			13.37 (12.88)	

注：KIIP-SC = 簡易版韓国対人問題インベントリー円環尺度、K-BDI = 韓国版ベックうつ病質問票

* p < .05

ICAST-Rには、仲間が受けた虐待と自身が受けた虐待とを比較した身体的虐待および心理的虐待の経験の評価に対する質問があった。身体的虐待を経験した回答者について対人問題およびうつ病に有意差は認められなかった。しかし、心理的虐待を経験した回答者については対人問題 [F (4,163) = 3.98, p < .01] およびうつ病 [F (4,126) = 6.31, p < .001] の両方に有意差が認められた。事後検定により、表5に示されているように、「仲間よりもはるかに悪い」と回答した者は他のすべての群よりも対人問題のスコアが高かったことが明らかになった。

表5. 心理的虐待の認識群別のKIIP-SCおよびK-BDIスコア

認識のカテゴリー	KIIP-SC			K-BDI		
	M (SD)	F (4,163)	事後	M (SD)	F (4,126)	事後
仲間の受けた虐待よりもはるかにましa	2.38 (.59)	3.98**	a,	13.89 (11.76)	6.31***	a,
仲間の受けた虐待よりもわずかにましb	2.42 (.57)		b,	8.82 (7.86)		b,
仲間の受けた虐待と同等c	2.46 (.58)		c,	11.47 (8.77)		c,
仲間の受けた虐待よりもわずかに悪いd	2.54 (.72)		d<e	15.00 (10.53)		d<e
仲間の受けた虐待よりもはるかに悪いe	3.34 (.50)			30.00 (13.30)		

注：KIIP-SC = 簡易版韓国対人問題インベントリー円環尺度、K-BDI = 韓国版ベックうつ病質問票

** p < .01 *** p < .001

児童に対する性的虐待があった回答者では、性的に虐待された経験を告白したか否かによってうつ病のレベルに統計的有意差があることが示された [t (282) = 4.64, p < .001] (表6)。

表 6. KIIP-SCおよびK-BDIのtスコア平均値と児童期の性的虐待の告白の比較

	性的虐待				t
	告白		告白なし		
	M	SD	M	SD	
KIIP-SC	2.28	.55	2.12	.74	1.10
K-BDI	18.06	11.36	8.22	8.31	4.64*

注：KIIP-SC = 簡易版韓国対人問題インベントリー円環尺度、K-BDI = 韓国版ベックうつ病質問票

*** p < .001

考察

本研究の第一の目的は、国際的に認められているツールを用いて一般集団における児童虐待の蔓延率を調査することであった。本研究の結果は、心理的虐待が着実に増加している（Korean Ministry of Health and Welfare, 2010）という児童虐待の状況のレビューにおいて報告された児童虐待に関する10年間にわたるレビューの結果を一部裏付けている。しかし、本研究は身体的虐待が心理的虐待よりも蔓延率が高いことと、性的虐待の蔓延率がこの公式報告よりも高いことが認められた。本研究の結果は、デート中の暴力の増加に関する過去の結果（Beak, 2010; Kim, 2009）も裏付けている。「生まれてこなければ良かったのに／死んでほしいと言われた」（30.4%）に対する回答の欠測率が高いことは、Dunne et al. (2009) の結果と一致しており、同じ頁に2つに分かれたの質問を入れるという技術的な不備が示唆された。比較的軽度の形態の身体的虐待（例、「叩かれた／殴られた」、「蹴られた」）および心理的虐待（例、「侮辱された／批判された」）に関する質問では、性的虐待よりも高い回答率が得られた。このような行為の文化的な受容および容認が、出来事を覚えていないことの一因となっている可能性がある。さらに、本研究の結果から、加害者として「同級生男子」が最も頻繁に報告されているものの、依然として「親」が高い割合で報告されていることも明らかになった。韓国の文化的背景に合わせるために加害者リストに追加した「年上の男子生徒」（Lee & Kim, 2010）も頻繁に報告されており、加害者の選択肢として仲間を含めた時に蔓延率をはるかに高くなったという過去の結果が裏付けられた（Amber, 1994; Dunne et al., 2009）。

「家庭・家族」「学校・教育」「地域共同体」「職場」「医療・司法制度」の5つの環境に加害者リストをまとめると、「家庭・家族」の環境は虐待が発生する唯一の場所というわけではなかった。参加者は、地域共同体の一員に性的虐待を受けた経験に頻繁に言及した。学校・教育環境は、身体的虐待の発生がよく見られる環境であった。これらの結果は、児童に対する暴力が児童がいるあらゆる環境で起こることを示しており、あらゆる環境におけるすべての形態の暴力から児童を守るためには全体論的アプローチが必要であることを意味している。

本研究の第2の目的は、児童期に経験した虐待の認識と最近の対人問題およびうつ病との関連性を調査することであった。興味深いことに、児童期に身体的虐待を受けたと回答した参加者の23%と心理的虐待を受けたと回答した参加者の15.9%は、誰かに故意に怪我させられた／侮辱されたことや脅されたことはないといと報告した。この結果は、児童虐待を構成するものについての意識の欠如が、虐待についての認識不足および報告不足による可能性があるという過去の調査を裏付けている（Lau, Lau, Yu, & Wong, 1999）。このように、このことにより、マルトリートメントを予防し、被害者が迅速かつ適切な扱いを受けられるように暴力の範囲および形態に関して大衆の意識を高めることの重要性が浮き彫りとなっている。

被害者自身の虐待経験に対する評価の影響に関して、出来事が身体的虐待であったという認識により、対人問題のレベルが変化した。両群（「しつこくであり、合理的かつ正当なものであった」「しつこくであったが、合理的かつ正当なものではなかった」）とも虐待経験をしつこくとして考えていたが、対人問題のレベルは、虐待経験を合理的かつ正当なものとして認識しているか否かに関係していることが示された。驚くべきことに、対人問題のレベルは経験をしつこくとして見ているが「合理的／正当なものではなかった」と見ている群で「し

つけではなく、正当なものではなかった」と見ている群よりも高かった。これには2通りの解釈が可能であろう。その出来事を「しつけ」と認識したが、程度と深刻度が許容範囲を超えていた。換言すると、本研究の参加者は、しつけという名目ではあるがさらに深刻な形態の身体的虐待を受けていた可能性がある。もうひとつの説明は、虐待行為が文化的ヒエラルキーの背景外である時に（児童よりも高い社会的地位にある教師または親による児童の特定の行動に対する行為）、しつけの形態でなく正当なものではないと認識したので、対人関係に対する影響は少なかったということかもしれない。今後の調査ではこの結果をさらに検討する必要がある。経験を「しつけであり、合理的かつ正当なものであった」と見た参加者のうつ病のレベルも最も低かったが、サブグループ間での統計的有意差は認められなかった。この結果は、児童の視点（罰の合法性および公平性）が、出来事を評価する際における重大な決定因子になる、というTisak（1986）の結果を裏付けている。Ju and Lee（2010）も、虐待歴を有する児童が虐待の原因を自分自身のせいにして、または虐待経験を正当化しようとする傾向にあることを認めた。本研究は、心理的虐待の経験を「しつけではなく、正当なものではなかった」と認識した参加者が最も高いレベルのうつ病を示すことを見出した。また、本研究の結果から、身体的虐待を「しつけであったが、合理的／正当なものではなかった」と認識した参加者が最も高いレベルの対人問題を示したことが明らかになった。今後の調査ではこれらの結果の裏にある理由を調査する必要がある。身体的虐待の経験について仲間の受けた虐待と比較すると、その後の精神的健康および対人関係は仲間との比較の5つのレベル間に差はなかった。しかし、仲間と比較した心理的虐待の認識は、対人問題およびうつ病の程度において異なった。他の児童よりもはるかに大きな心理的虐待を経験したと認識した群は、有意に高いレベルの対人問題およびうつ病を示した。相対的不利益の感覚は、一連の経験の後に将来の対人問題およびうつ病の一因となる可能性がある。

さらに、児童に対する性的虐待の告白が対人問題およびうつ病に関係するか否かの調査も行った。性的虐待の被害者の中で、性的虐待の経験を告白した参加者は告白しなかった参加者よりもうつ病のレベルが高いという本研究の結果は、過去の研究と矛盾している。Alaggia（2004）は、被害者が性的虐待の経験の告白を遅らせた場合または行わなかった場合にトラウマがより多く発生することを示唆した。しかし、本研究の結果は、性的虐待の告白により、より高いレベルのうつ病が呈されることを見出した。告白後の回答のタイプ（告白した相手の反応）が積極的に影響を及ぼしている可能性があるという解釈可能である。支えとなる反応を得る参加者が高レベルのうつ病を経験しない可能性があるのに対して、支えとならない反応を得る参加者では、うつ病を経験する可能性がある。したがって、今後の調査では告白後の反応タイプに焦点を当てねばならない。児童の性的虐待の被害者が質の高い専門的な支援サービスを利用可能であることと迅速なアクセスが重要である。

研究の限界

本研究にはいくつかの限界がある。第一に、児童のマルトリートメントの測定は後方視的であった。また、自己報告による測定に依存していた。しかし、本研究の強みは国際的に受け入れられている手段であるICAST-Rを、文化的背景に合うように修正して使用したことであった。

第二に、本研究は暴力に関する国連調査に示されている5つの環境すべてを測定することができなかった。「医療・司法制度」環境での調査を実施する倫理的な制約とオリジナルのICAST-Rにこれらの環境がなかったことにより、これらの環境で発生する暴力の結果および蔓延率を調査することは不可能であった。

意義

本研究により、児童のマルトリートメントならびに後の対人問題およびうつ病に関する調査の実施におけるICAST-Rの妥当性が示された。他のバージョンのICAST（ICAST-CとICAST-P）を用いたさらなる研究が

必要である。児童のマルトリートメント、身体的虐待、心理的虐待および性的虐待——は、対人問題ならびにうつ病の問題と関係する。さらに、被害者が経験を合理的かつ正当として評価することは、後の精神的健康に影響を及ぼす可能性がある。本研究は、性的虐待の告白後に得る反応の種類によって後の社会的および心理的な機能が決まるか否かという問題も提起している。われわれは、CRCへの一般意見第13号（United Nations, 2011）に示唆されているように、この研究の問題に取り組むために国家の行動計画を越えた全国的な調整枠組みを確立することを推奨する。報告および照会された児童虐待の事例を標的とするだけでなく、概して一般集団内での児童虐待の調査、予防、介入、監視および追跡調査も強調する、十分に系統立てられた包括的方針が韓国では緊急に必要とされる。

文献

- Affi, T. O., Brownridge, D. A., Cox, B. J. & Sareen, J. (2006) . Physical punishment, childhood abuse and psychiatric disorders. *Child Abuse & Neglect*, 30, 1093-1103.
- Alaggia, R. (2004) . Many ways of telling: Expanding conceptualizations of child sexual abuse disclosure. *Child Abuse & Neglect*, 28, 1213-1227.
- Amber, A. (1994) . A qualitative study of peer abuse and its effect: Theoretical and empirical implications. *Journal of Marriage and Family*, 56 (10) , 119-130. Beak, W. H. (2010) . The experience of dating violence and perceptions of dating relationships in high school students. *Korean Journal of Youth Studies*, 17 (1) , 1-32.
- Belt, W. & Abidin, R. R. (1996) . The relation of childhood abuse and early parenting experiences to current marital quality in a nonclinical sample. *Child Abuse & Neglect*, 20, 1019-1030.
- Cho, E. & Lee, K. (2004) . The effect of emotional abuse in childhood in interpersonal problem-solving skills. Mediated by self-efficacy and locus of control. *The Korean Journal of Counseling*, 5 (3) , 585-595.
- Chung, I., Park, H. & Ku, I. (2006) . Developmental pathways from child abuse to delinquency. *Korean Journal of Social Welfare*, 58 (3) , 223-244.
- Colder, C. R., Lochman, J. E. & Wells, K. C. (1997) . The moderating effects of children's fear and activity levels on relations between parenting practices and childhood symptomatology. *Journal of Abnormal Child Psychology*, 25, 251-263.
- Davis, J. L. & Patrick-Jackson, P. A. (2000) . The impact of child sexual abuse on adult interpersonal functioning: A review and synthesis of the empirical literature. *Aggression and Violent Behavior*, 5, 291-328.
- Davis, J. L., Patrick-Jackson, P. A. & Ting, L. (2001) . Intimacy dysfunction and trauma symptomatology: Long-term correlates of different type of child abuse. *Journal of Traumatic Stress*, 14 (1) , 63-79.
- Dodge Reyome, N. (2010) . Childhood emotional maltreatment and later intimate relationships: Themes from the empirical literature. *Journal of Aggression, Maltreatment, and Trauma*, 19 (2) , 224-242.
- Dunne, M. P., Zolotor, A., Runyan, D. K., Andrevia-Miller, L., Choo, W. Y., Dunne, S. K. & Youssef, R. (2009) . ISPCAN Child Abuse Screening Tools Retrospective version (ICAST-R) : Delphi study and field testing in seven countries. *Child Abuse & Neglect*, 33, 815-825.
- Gabarino, J. (1996) . CAN reflections on 20 years of searching. *Child Abuse & Neglect*, 20, 157-160.
- Gooman-Brown, T. B., Edelstein, R. S., Goodman, G. S., Jones, D. P. & Gordon, D. S. (2003) . Why children tell: A model of children's disclosure of sexual abuse. *Child Abuse & Neglect*, 27, 525-540.
- Hong, S. W., Park, E. Y., Kwon, Y. H., Cho, J. H., Kim, Y. R. & Kyung, Y. (2002) . Short form of the Korean Inventory of Interpersonal Problems Circumplex Scales (KIIP-SC) . *The Korean Journal of Clinical Psychology*, 21 (4) , 923-940.
- Hulme, P. A. (2004) . Retrospective measurement of childhood sexual abuse: A review of instruments. *Child Maltreatment*, 9 (2) , 201-217. ISPCAN. (n.d.) . ICAST-R: Procedures manual and field test guide for investigators and project managers. <<http://www.ispcan.org/?page=ICAST>>
- Ju, S. & Lee, Y. (2010) . Experiences of family maltreatment by Korean children in Korean National Protective Services. *Child Abuse & Neglect*, 34, 18-27. Kim, H. M. (2002) . An analysis of child abuse and child protection system in Kyonggi-do. *Journal of Korean Council for Children*, 6 (2) , 247-267.
- Kim, D. K. (2009) . The study of relationship between family violence and dating violence, and mediation effect of the

- acceptability of violence. *Korean Journal of Youth Studies*, 16 (6) , 135-159.
- Kim, S. K. & Cho, A. J. (1998) . A study on the concept and state of Korean domestic violence. Seoul: Korea Institute for Health and Social Affairs.
- Kim, T. K., Choi, S. & Shin, Y. J. (2011) . Psychosocial factors influencing competency of children's statements on sexual trauma. *Child Abuse & Neglect*, 35, 173-179.
- Kim, E. K. & Lee, J. S. (2009) . The recognition of facial emotion and attributional bias influence on depression and aggression in abused children. *The Korean Journal of Development Psychology*, 22 (3) , 1-18.
- Kim, S. K., Lee, J. Y., Kim, H. M., Lee, M., Jang, H. K., Song, S. J. & Yoon, Y. A. (2003) . Development of screening tool of child abuse. The Ministry of Health and Welfare: Korea Institute for Health and Social Affairs.
- Kim, C. K., Lee, J. O. & Song, Y. J. (2009) . A study of child abuse through the newspaper and research papers. *The Journal of Play Therapy*, 13 (3) , 83-97.
- Kim, J., Talbot, N. L. & Cicchetti, D. (2009) . Childhood abuse and current interpersonal conflict: The role of shame. *Child Abuse & Neglect*, 33, 362-371.
- Korean Association for the Prevention of Child Abuse and Neglect. (2000) . Child abuse and its effects in Korea. In *Proceedings from 23rd Seminar on Prevention of Child Abuse and Neglect*.
- Korean Ministry of Gender Equality. (2008) . Study on domestic violence: 2007. Seoul: Ministry of Gender Equality.
- Korean Ministry of Health and Welfare. (2000) . Study on child abuse and its impact. Seoul: Ministry of Health and Welfare.
- Korean Ministry of Health and Welfare. (2010) . The review of the state of child abuse. Seoul: Child Protection Agency.
- Lansford, J. E., Chang, L., Dodge, K. A., Malone, P. S., Oburu, P., Palmérus, K. & Quinn, N. (2005) . Physical discipline and children's adjustment: Cultural normativeness as a moderator. *Child Development*, 76 (6) , 1234-1246.
- Lansford, J. E., Deater-Deckard, K., Dodge, K. A., Bates, J. E. & Pettit, G. S. (2004) . Ethnic differences in the link between physical discipline and later adolescent externalizing behavior. *The Journal of Child Psychology and Psychiatry*, 45 (4) , 801-812.
- Lau, J. T., Liu, J. L., Yu, A. & Wong, C. K. (1999) . Conceptualization, reporting and underreporting of child abuse in Hong Kong. *Child Abuse & Neglect*, 23 (11) , 1159-1174.
- Lee, H. K. (2006) . The status of child maltreatment, legal limitation with ways of reform. *Journal of the Korean Society of Family Law*, 20 (1) , 163-192.
- Lee, Y. K. (2006) . Relationship between childhood trauma and psychological symptom, interpersonal problems: Focusing on the mediating effect of attachment. Unpublished Master's dissertation, Ehwa Woman's University. Retrieved from RISS database.
- Lee, J. J. & Chang, H. J. (2004) . Child maltreatment 2001-2003. *Journal of Korean Council for Children's Rights*, 8 (4) , 757-775.
- Lee, J. Y., Hong, K., Cho, H. S., Lee, Y., Ahn, D., Kwak, Y. & Han, J. S. (2000) . National survey of child abuse. *Journal of Korean Council for Children's Rights*, 4 (2) , 97-112.
- Lee, W. & Jung, H. (2010) . Childhood experience of violence and mental health in young people. *Journal of Korean Council for Children*, 14 (3) , 385-407.
- Lee, Y. & Kim, S. (2010) . Youth population survey on maltreatment using ICAST-R in South Korea. In Paper presented at the meeting of XVIII ISPCAN International Congress on Child Abuse and Neglect Honolulu, HI.
- Mulvaney, M. K. & Meber, C. J. (2010) . Stress appraisal and attitude towards corporal punishment as intervening processes between corporal punishment and subsequent mental health. *Journal of Family Violence*, 25, 401-412.
- Ornduff, S. R., Kelsey, R. M. & O'Leary, K. D. (2001) . Childhood physical abuse, personality, and adult relationship violence: A model of vulnerability to victimization. *American Journal of Orthopsychiatry*, 71, 322-331.
- Paradis, A. & Boucher, S. (2010) . Child maltreatment history and interpersonal problems in adult couple relationship. *Journal of Aggression, Maltreatment, and Trauma*, 19, 138-158.
- Park, E. M. (1999) . Effects of childhood abuse and perceived parenting attitude on early adulthood intimate relationship quality. Unpublished Doctoral dissertation, Kyonggi University. Retrieved from RISS database.
- Park, J. W. (2010) . Trends and challenges of the legislation to end 'corporal punishment' in schools. *Journal of Korea Society for Education Law*, 22 (2) , 79-102.
- Pinheiro, P. S. (2006) . World report on violence against children. Geneva, Switzerland: United Nations Publishing Services.

- Rhee, M., Lee, Y., Jung, H., Choi, J., Kim, S., Kim, Y. & Yoon, A. (1995) . A standardization study of Beck Depression Inventory II-Korean version (K-BDI) : Reliability and factor analysis. *The Korean Journal of Psychopathology*, 4 (1) , 96-104.
- Seo, W. K. (2001) . A comparative analysis of research trends in both domestic and international studies on child abuse. *Journal of Korean Association of Adolescent Welfare*, 3 (1) , 41-77.
- Shields, A., Cicchetti, D. & Ryan, R. M. (1994) . The development of emotional and behavioral self regulation and social competence among maltreated school-age children. *Development and Psychopathology*, 6, 57-75.
- Shin, H. (2006) . A study on the continual development of aggressive victims, passive victims, and bullies. *Studies on Korean Youth*, 17 (1) , 297-323.
- Sperry, D. M. & Gilbert, B. (2005) . Child peer sexual abuse: Preliminary data on outcomes and disclosure experience. *Journal of Child Abuse & Neglect*, 29, 889-904.
- Straus, M. A. (1994) . *Beating the devil out of them: Corporal punishment in American families*. New York: Lexington Books.
- Straus, M. A., Hamby, S. L., Finkelhor, D., Moore, D. & Runyan, D. (1998) . Identification of child maltreatment with the Parent-Child Conflict Tactics Scales: Development and psychometric data for a national sample of American parents. *Child Abuse & Neglect*, 22, 249-270.
- Tang, C. S. (2006) . Corporal punishment and physical maltreatment against children: A community study on Chinese parents in Hong Kong. *Child Abuse & Neglect*, 30, 893-907.
- Tisak, M. (1986) . Children's conceptions of parental authority. *Child Development*, 57, 166-176.
- United Nations. (2011) . General Comment to the CRC No.13 on the rights of the child to freedom from all forms of violence. <http://www2.ohchr.org/english/bodies/crc/docs/CRC.C.GC.13_en.doc>
- Vittrup, B. & Holden, G. W. (2010) . Children's assessments of corporal punishment and other disciplinary practices: The role of age, race, SES, and exposure to spanking. *Child Abuse & Neglect*, 31, 211-220.
- Whipple, E. E. & Richey, C. A. (1997) . Crossing the line from physical discipline to child abuse: How much is too much? *Child Abuse & Neglect*, 21 (5) , 431-444.

5. 翻訳資料 4

本資料は、論文雑誌International Journal of Pediatricsに2010年に掲載された論文 (ID:672780) を、今回の研究のために翻訳したものである。著作権は、Jennifer E. Lansfordら著者が所有している。

Corporal Punishment of Children in Nine Countries as a Function of Child Gender and Parent Gender

9 か国における子どもへの体罰：子の性別および親の性別による影響

Jennifer E. Lansford, Liane Pena Alampay, Suha Al-Hassan, Dario Bacchini, Anna Silvia Bombi, Marc H. Bornstein, Lei Chang, Kirby Deater-Deckard, Laura Di Giunta, Kenneth A. Dodge, Paul Oburu, Concetta Pastorelli, Desmond K. Runyan, Ann T. Skinner, Emma Sorbring, Sombat Tapanya, Liliana Maria Uribe Tirado, and Arnaldo Zelli 1

要旨

背景：本論文の目的は、娘および息子に対する体罰の使用における母親と父親の違いを9か国において調査することで、体罰に対するグローバルな視点に貢献することである。方法：中国、コロンビア、イタリア、ヨルダン、ケニア、フィリピン、スウェーデン、タイ、およびアメリカにおいて、1398名の母親、1146名の父親、および1417名の子ども（7～10歳）を対象として面接を行った。結果：全サンプル中で、54%の女兒および58%の男児が直近1か月で家庭内で親あるいはその他の人による軽度の体罰を経験しており、13%の女兒および14%の男児が同様に重度の体罰を経験していた。17%の親は、対象の子を育てる上で体罰の使用が必要であると考えていた。全体として、男児は女兒よりも体罰を受けた頻度が高くなっており、母親は父親よりも体罰を用いた頻度が高くなっていった。各国間では有意差が確認され、体罰の報告はスウェーデンでもっとも少なく、ケニアでもっとも多かった。

結論：本研究では体罰が広く用いられていることが明らかとなった。体罰が身体的虐待に発展することを予防する努力も同様に広がっていくべきである。

1. はじめに

子どもへの身体的虐待の防止は、UNICEFや世界保健機構などの国際社会における子どもの権利の主唱者らが注目する重要な目標である [1]。国連加盟国のうち2か国（アメリカ、および批准する予定であることを発表したソマリア）を除く全加盟国により批准された子どもの権利条約では、虐待およびその他の過酷な扱いから保護される子どもの権利が強調されている [2]。特定の状況では女性への暴力が容認されるという歴史的、文化的慣習があるため、この条約では女兒の権利が特に配慮されている。

子どもを虐待から保護するというこのような流れにおいて、親による体罰の使用に対する国際社会の監視の目が厳しくなっている。体罰は、子どもの行動を矯正または統制する目的で、負傷させることなく痛みを与えるために物理的な力を使用すること、と定義される [3]。身体的暴力に発展するしつけ行動から身体的虐待が発生する可能性があり [4]、体罰を用いる親は、自身の子どもに対して身体的虐待を行うリスクが高い [4, 5]、親による体罰の使用を低減させる試みが介入への入り口となることもある。たとえば、最近の研究では、子どものお尻を叩かなかった親では2%、子どものお尻を叩いた親では6%、物を使って子どもをぶった親では12%が子への身体的虐待を報告したことが確認された [5]。体罰を使用する親の大部分は、自身の子どもに対して身体的虐待を行うことはないが、多くの研究者、医者、および人権団体は、あらゆる形の体罰をやめるように呼びかけており、その理由の一つとして、身体的しつけと身体的虐待を見分けることが難しいということがある [6]。子ども（特に乳児）を揺さぶったり [7]、物を使って子どもを叩いたり [8] するしつけは、身体的虐待であると分類されることが多いが、お尻を叩いたりひっぱたり

する軽度のしつけも、身体的負傷や心理社会的に悪影響をもたらされる可能性があるため疑問視されている [9]。それでもなお、体罰の禁止には賛否両論がある。多くの人にとって、そもそも体罰が正当化されるべきものかどうかはモラルの問題である。しかしながら、体罰が子どもの成長に悪影響を与えるかどうかについてのデータは、あらゆる形の体罰を禁止することを正当化するものではないと主張している研究者もいる [10, 11]。

子どもへの身体的虐待の問題は、広く蔓延しており深刻なものであることから、当然懸念されるべき問題である。アメリカの救急外来受診を対象とした10年にわたる研究では、幼児の鈍的外傷の10%以上は虐待が原因であった [12]。虐待で負傷した子どもでは、事故で負傷した子どもと比べて、重度の負傷があり、医療の利用が多く、入院期間が長く、予後が不良であった [12]。子への虐待を予防することが公衆衛生の重要な目標であることは明らかである。

親による体罰が娘と息子に対して異なるかどうかについては、一貫した研究結果が得られていない。娘と息子に対する体罰には違いがないとする研究がある一方で、男児は女児よりも体罰を受ける頻度が高いと報告する研究もある [13]。同様に、体罰の使用に関して母親と父親で違いがあるのかということに関しても、一貫した研究結果は得られていない。母親は父親よりも体罰を用いる頻度が高いとする研究があるが [14]、体罰の使用については母親と父親では相違点より類似点の方が多いとする研究もある [15, 16]。

体罰に関しては数多くの研究がなされているが、そのほとんどが西側先進国の多数派民族について調査を行ったものである。それと比較すると、世界中のその他の文化的、民族的グループにおいてどのように体罰が使用されているのかについてはあまり分かっていない。体罰が発生する社会的、法的状況は、各国間で非常に大きく異なっている。本研究では、体罰の使用が違法であるスウェーデンから、サハラ以南のアフリカの多くの地域と同様に体罰が広く許容され使用されているケニア [17] までの幅広い状況を対象とした。

母親および父親によるさまざまな程度のしつけ方法をいくつか比較し、娘および息子に対する体罰の使用を比較した。サンプルは、親が身体的なしつけ方法を異なる頻度で使用したと報告する過去の研究 [18-20] で確認されている9か国（中国、コロンビア、イタリア、ケニア、ヨルダン、フィリピン、スウェーデン、タイ、およびアメリカ）から抽出した。包括的研究課題は、以下に挙げるものであった。第一に、各国において、軽度の体罰を使用する親、重度の体罰を使用する親、および自身の子どもを育てる上で体罰の使用が必要であると考えている親の割合。第二に、親の体罰の使用および体罰の必要性に対する親の考えにおいて、娘と息子では違いがあるのか。第三に、体罰を使用する頻度に関して、母親と父親では違いがあるのか。第四に、母親と息子、母親と娘、父親と息子、および父親と娘という組み合わせにおいて体罰の使用頻度が異なるというように、親子の性別の組み合わせは重要であるか。9か国の親および子より得られたデータを利用することができたため、親が体罰を使用した頻度について親による報告と子による報告に違いがあるかどうかという疑問、および親による自身の体罰使用についての報告および体罰の必要性についての親の考えに各国間で違いがあるかという疑問にも取り組んだ。

2. 対象および方法

2.1. 参加者

大規模なParenting Across Cultures (異文化間育児) プロジェクトの一環として、1417の家族よりデータが得られた。1417家族すべての子ども（年齢幅：7歳～10歳、 $M=8.29$ 、 $SD=0.66$ 、女児の割合：51%）からデータが得られ、1398名の母親および母親代理（年齢幅：19歳～70歳、 $M=36.93$ 、 $SD=6.26$ ）および1146名の父親および父親代理（年齢幅：22歳～76歳、 $M=39.96$ 、 $SD=6.51$ ）からデータが得られた。1127家族（80%）では両親からデータが得られ、271家族（19%）では母親のみからデータが得られ、19家族（1%）では父親のみからデータが得られた。親の82%が結婚していた。同居していない親にもデータを提供するように依頼

した。成人回答者の97%が子の生物学的親であり、残り3%は義理の親、祖父母、または子どもの母親または父親としての役割を持つその他の成人であった。アメリカでは、サンプルの35%がヨーロッパ系アメリカ人、33%がアフリカ系アメリカ人、そして32%がラテンアメリカ系アメリカ人であった。ケニアでは、キクユ族（人口の22%）およびルイヤ族（同14%）に次いで三番目に多い民族であるルオ族（同13%）からサンプルを収集した。さまざまな程度で少数民族および移民家族が存在するが、その他の参加国でのサンプルはその国の文化的に多数派のグループであった。各国におけるサンプルサイズを表1に示す。子どもの年齢および性別で各国間に差はなかった。

表1：直近1か月での2種類の体罰を報告した親の割合

	軽度の体罰			重度の体罰		
	女兒 (%)	男児 (%)	χ^2	女兒 (%)	男児 (%)	χ^2
中国 (n=241)	48	60	3.25*	10	15	1.10
コロンビア (n=108)	68	63	.40	15	4	3.42
イタリア (n=203)	61	66	.41	12	23	4.31*
ヨルダン (n=114)	66	80	2.99	21	31	1.58
ケニア (n=100)	82	97	5.39	61	62	.01
フィリピン (n=120)	71	77	.54	9	8	.00
スウェーデン (n=101)	9	6	.34	0	0	N/A
タイ (n=120)	58	72	2.77	5	3	.25
アメリカ (n=310)	38	36	.13	4	5	.30
全サンプル (N=1417)	54	58	2.60	13	14	.36

*P<0.05。

注：数値は、母親または父親が、家庭内で母親、父親、またはその他の人が先月中に軽度の体罰および重度の体罰を使用したと報告した家族の割合、および子の性別による差の χ^2 検定を示す。軽度の体罰には、素手で尻を叩く、ぶつ、ひっぱたく；手や腕や足をぶつ、ひっぱたく；揺さぶる；物を使ってぶつが含まれる。重度の体罰には、子どもの顔や頭や耳をぶつ、ひっぱたく；何かを使って繰り返し子どもをぶつ（アメリカではこの項目は含まれなかった）。

研究に参加する母親、父親、および子どもは、各参加国で社会的に多様な集団が含まれる学校から募った：中国（済南および上海）、コロンビア、（メデリン）、イタリア（ローマおよびナポリ）、ヨルダン（ザルカ）、ケニア（キスム）、フィリピン（マニラ）、スウェーデン（トロールヘッタン）、タイ（チェンマイ）、およびアメリカ（ノースカロライナ州ダラム）。研究について説明した手紙を子どものいる家庭に送付し、一部の国では親が研究についてこちらが連絡をとることに同意する場合には署名して返送するように親に要請し、その他の国では手紙のフォローアップのためにこちらから電話で連絡をとった。参加に同意した親の割合は、署名されて返送された書式または電話での同意に基づく、各研究実施場所で24%からほぼ100%までの範囲であった。その後、各国で目標のサンプルサイズに達するまで家族を登録した。各国のサンプルがサンプルを抽出した各市を可能な限り代表するものとなるようにするため、各市の人口に対する私立および公立学校の割合とほぼ同じ割合となるように、私立および公立学校の学生の家族をサンプリングした。さらに、その地域の集団に対する各収入グループの割合とほぼ同じ割合となるように、高・中・低収入家族のための学校から子どもをサンプリングした。このようなサンプリング手順を用いることで、各サンプリング場所において低収入から高収入にわたる経済的に多様なサンプルが得られた。

2.2. 手順

2008年から2009年にわたり、参加者の家、学校、または参加者の指定した他の場所において面接を行った。お互いの答えを聞いたり見たりすることができないように、家族は別々に個別で面接を行った。研究の手段および手順は、各参加国の倫理委員会の承認を受け、参加者の取り扱いはヘルシンキ宣言に従った。成

人参加者は、自身および対象となる子の参加についてのインフォームドコンセント文書に署名した。子どもは、同意書に署名した。これらの文書において、参加者は、法律の定めるところにより子への虐待についての懸念が報告される可能性があることを理解していることを認めた。面接者が身体的虐待の発生を懸念した5例では、各サンプリング場所で地域的に受け入れられている慣習や資源が使用された。さらに、各サンプリング場所において利用可能な育児支援およびその他の支援の提供元リストを取得しており、必要であれば親に渡すことができるようになっていた。

面接は、1.5時間から2時間にわたり行われた。母親および父親は、口頭または文書で参加する選択肢があった。子どもはすべて口頭での面接を行った。親と子どもが質問に答える際に回答の選択肢を思い出せるように、評価スケールは視覚教具を使って示した。サンプリング場所によっては、参加に対する報酬として親にわずかな金銭が支払われたり、子どもに小さなプレゼントが与えられたり、家族が賞品の抽選に参加出来たり、参加した子どもの学校にわずかな経済的援助が行われた場合もあった。その量（額）は、強制的にならずに適切に参加を促す程度になるように、各国間で異なっていた。

2.3. 手段

2.3.1. 直近1ヶ月の体罰および体罰の必要性に対する考え

UNICEFが独自の複数指数クラスター調査(Multiple Indicator Cluster Survey)用に開発した項目を用いて、母親と父親に、先月中に家庭内で自身あるいは自身以外の方が対象の子に対して6種類の体罰それぞれを使用したかどうかを質問した。UNICEFの政策実践部(Division of Policy and Practice)の統計監査セクション(Statistics and Monitoring Section)が開発した評価基準[21]を用いて、2種類のしつけ指標を構築した。軽度の身体的しつけ指標は、先月中に各家庭内で親またはその他の人が子に対して次に挙げる形の体罰を一つ以上使用したと回答した親の割合を示すものであった：素手でお尻を叩く、ぶつ、ひっぱたく；手や腕や足をぶつ、ひっぱたく；揺さぶる；物を使ってぶつ。重度の身体的しつけ指標は、先月中に各家庭内で親またはその他の人が子に対して次に挙げる形の体罰を一つまたは両方使用したと回答した親の割合を示したものであった：子どもの顔や頭や耳をぶつ、ひっぱたく；何かを使って子どもを繰り返しぶつ（この項目はアメリカでは適用されなかった）。追加の質問項目は、「(対象の子の名前)を適切にしつける（育てる、教育する）ためには、体罰を与えることが必要だと思いますか？」であった。母親と父親は、各項目に関して「はい」(コード1)または「いいえ」(コード0)で回答した。

2.3.2. 直近1年での体罰の頻度

母親と父親に、以下に挙げる2種類の体罰を直近1年でどのくらいの頻度(1=なし、2=1か月に1回未満、3=1か月1回程度、4=1週間に1回程度、5=ほぼ毎日)で使用したかを質問した：(1)お尻を叩く、ひっぱたく、ぶつ；(2)つかむ、揺さぶる。子どもには、これらの各(体罰)方法について、直近1年でどのくらいの頻度で母親および父親が使用してしつけを行ったかを質問した。母親および父親がどのくらいの頻度でこれらの体罰をそれぞれ使用したかについての子による報告は、母親および父親がどのくらいの頻度でこれらの体罰をそれぞれ使用したかについての母親および父親による報告と有意に相関していた(相関域:0.12~0.41；すべて $P<0.001$)。

体罰についての上記2組の質問は、回答者から異なる種類の情報を引き出すように作成されたものであったため、異なる時間枠を設定した。6種類の体罰のいずれかが先月中に使用されたかどうかの二者択一の質問は、最近の行動を評価するために作成された。昨年中に特定の2種類の体罰が使用された頻度に関する質問は、頻度に関する微妙な差異を捉えるために作成された(なぜなら、たとえば1か月に1回未満お尻を叩くことは、親子関係、そしておそらく子どもの適応における影響の点で、毎日お尻を叩くこととはかなり異

なると考えられるからである)。

3. 結果

全9か国から得られた全サンプルでは、少なくとも一人の報告者に基くと、54%の女兒および58%の男児が先月中に家庭内で親またはその他の人から軽度の体罰を受けており、13%の女兒および14%の男児が同様に重度の体罰を受けていた（注意：アメリカの親に対しては、何かを使って対象の子を繰り返しぶったかどうかについての質問はなかった）。17%の親は、対象の子を育てるために体罰を使用することが必要であると考えていた。

親による体罰の使用について、対象が女兒の場合と男児の場合で違いがあるのかどうかを調べるために χ^2 検定を行った。表1に、直近1か月中に女兒および男児に対して軽度の体罰および重度の体罰を使用した親の割合を国別に示す。軽度および重度の体罰に関する項目について、親は自身の体罰の使用または家庭内の自身以外の人による体罰の使用を報告していたため、軽度または重度の体罰を家庭内の誰かが使用した場合にどちらかの親が報告していたかが表1のデータで分かるようにするために、母親と父親の報告を一つにした。表で示されるように、中国およびケニアでは女兒よりも男児に対して軽度の体罰を使用した親が多くなっており、イタリアでは女兒よりも男児に対して重度の体罰を使用した親が多くなっていった。コロンビア、ヨルダン、フィリピン、スウェーデン、タイ、およびアメリカでは、先月中に女兒または男児に対して体罰を使用したと報告した親の割合に有意な差は見られなかった。

体罰の必要性についての親の考えにおいて、対象が女兒の場合と男児の場合では違いがあるかどうかを調べるためにも χ^2 検定を行った。表2に示されるように、中国では、母親および父親共に、女兒よりも男児に対して体罰を使用する必要があると考えていた親が多かった。その他の国では、体罰の必要性に対する考えにおいて、対象が女兒の場合と男児の場合で有意な差は見られなかった。

表2：対象の子を育てるのに体罰が必要であると考えていると報告した親の割合

	母親の考え			父親の考え		
	女兒 (%)	男児 (%)	χ^2	女兒 (%)	男児 (%)	χ^2
中国	14	36	14.91*	20	33	4.97*
コロンビア	14	19	.53	13	8	.68
イタリア	5	4	.09	2	4	.27
ヨルダン	8	7	.05	8	10	.16
ケニア	44	56	1.41	48	54	.38
フィリピン	13	20	1.19	16	15	.03
スウェーデン	0	0	N/A	0	0	N/A

* $P < 0.05$ 。

注：数値は、対象の子を育てるのに体罰が必要であると考えていると報告した親の割合、および子どもの性別による差の χ^2 検定を示す

次の分析では、直近1年で2種類の体罰を親が使用した頻度に焦点を当てた。直近1年で親が体罰を使用した頻度には子の性別および親の性別により違いがあるのかを調べるために、各国についてそれぞれ反復測定分散分析を行った。これらの分析では、親の性別は被験者内因子であり、子の性別は被験者間因子であった。父親による息子と娘に対するしつけの違いと比較して、母親による息子と娘に対するしつけには違いがあるのかを調べるため、親の性別および子の性別の間の交互作用を算出した。表3に、直近1年での体罰を使用した頻度に関する親による報告に基づいた分析結果を示す。これと比較できる結果として、直近1年でどちらかの親が体罰を使用した頻度に関する子による報告に基づいた結果を表4に示す。全体として、表3および表4に示す平均値からは、体罰の使用がかなり低頻度（1か月1回未満から1か月1回程度）であることが分かる。

表3. 昨年中の親による体罰の使用頻度に関する親による報告の平均値 (標準偏差)

	お尻を叩く、ひっぱたく、ぶつ					つかむ、揺さぶる						
	母親	父親	親の性別F	娘	息子	子の性別F	母親	父親	親の性別F	娘	息子	子の性別F
中国	1.85(.92)	1.67(.80)	7.37*	1.65(.65)	1.88(.68)	7.59*	1.42(.74)	1.45(.75)	0.16	1.40(.51)	1.47(.56)	0.76
コロンビア	2.08(1.15)	1.75(.98)	6.47*	1.99(.89)	1.82(.82)	1.02	1.92(1.12)	1.56(.87)	7.69*	1.65(.68)	1.84(.84)	1.75
イタリヤ	2.22(1.16)	1.80(.95)	28.11*	1.93(.93)	2.11(.90)	1.39	2.09(1.21)	1.78(1.01)	5.87*	1.97(.95)	1.99(.94)	0.29
ヨルダン	2.54(1.20)	2.20(1.09)	10.38*	2.10(.99)	2.61(.98)	8.53*	2.42(1.46)	2.31(1.39)	0.74	2.01(1.17)	2.61(1.33)	5.32*
ケニア	3.36(.86)	2.85(.97)	14.30*	3.01(.73)	3.26(.61)	3.11	1.84(1.12)	1.85(1.22)	0.12	1.78(.86)	1.95(.89)	0.90
フィリピン	2.36(1.19)	2.13(1.15)	4.06*	2.19(1.08)	2.34(.98)	0.10	1.79(1.06)	1.64(1.08)	0.49	1.74(.92)	1.72(.78)	0.01
スウェーデン	1.03(1.17)	1.03(1.16)	0.37	1.05(.19)	1.02(1.14)	3.65	1.39(.65)	1.51(.74)	6.02*	1.39(.53)	1.53(.75)	0.17
タイ	1.80(.92)	1.65(.95)	1.59	1.67(.75)	1.84(.87)	1.13	1.24(.52)	1.26(.69)	0.02	1.25(.44)	1.24(.54)	0.31
アメリカ	1.86(.96)	1.61(.81)	4.13*	1.79(.86)	1.81(.89)	0.24	1.31(.70)	1.27(.67)	0.14	1.23(.55)	1.37(.69)	5.95*

*P<.05

注：数値は、親の性別を被験者内因子および子の性別を被験者間因子として行った反復測定分散分析で得られた平均値、標準偏差、およびF検定。コロンビアおよびケニアにおけるお尻を叩く、ひっぱたく、ぶつに関する親の性別と子の性別の有意な交互作用については本文中に説明する。体罰の頻度は、1=なし、2=1か月に1回未満、3=1か月に1回程度、4=週に1回程度、5=ほぼ毎日、と評価した。

表4. 昨年中の親による体罰の使用頻度に関する子による報告の平均値 (標準偏差)

	お尻を叩く、ひっぱたく、ぶつ					つかむ、揺さぶる						
	母親	父親	親の性別F	娘	息子	子の性別F	母親	父親	親の性別F	娘	息子	子の性別F
中国	1.56(.94)	1.62(.93)	0.75	1.51(.73)	1.68(.86)	2.64	1.18(.62)	1.26(.64)	6.39*	1.16(.48)	1.27(.56)	2.58
コロンビア	1.92(1.20)	1.72(1.11)	2.84	1.83(1.10)	1.80(1.10)	0.02	1.26(.75)	1.21(.61)	0.32	1.28(.65)	1.18(.54)	0.82
イタリヤ	2.13(1.38)	1.96(1.23)	4.35*	2.03(1.19)	2.06(1.16)	0.35	1.55(1.12)	1.58(1.13)	0.18	1.48(1.20)	1.65(1.16)	1.27
ヨルダン	2.64(1.23)	2.21(1.13)	16.20*	2.38(1.08)	2.48(.99)	0.32	2.18(1.41)	2.08(1.24)	1.04	1.92(1.20)	2.34(1.20)	2.91
ケニア	3.64(.91)	3.06(1.05)	23.78*	3.29(.73)	3.45(.86)	0.93	1.50(.97)	1.33(.67)	4.14*	1.32(.58)	1.56(.84)	2.93
フィリピン	2.26(1.32)	2.23(1.36)	0.08	2.15(1.26)	2.39(1.24)	1.28	1.76(1.22)	1.65(1.14)	3.76	1.65(1.18)	1.75(1.06)	0.92
スウェーデン	1.10(.53)	1.14(.57)	3.49	1.15(.54)	1.06(.29)	1.18	1.49(.97)	1.61(1.11)	5.86*	1.29(.68)	1.77(1.15)	5.27*
タイ	1.84(1.20)	1.90(1.28)	0.22	1.86(1.22)	1.87(1.06)	0.00	1.46(1.02)	1.36(.93)	1.50	1.39(.85)	1.43(.89)	0.05
アメリカ	1.89(1.21)	1.71(1.09)	3.68	1.81(1.11)	1.86(1.09)	0.53	1.47(1.01)	1.41(.91)	0.10	1.40(.87)	1.52(.97)	4.81*

P<.05

注：数値は、親の性別を被験者内因子および子の性別を被験者間因子として行った反復測定分散分析で得られた平均値、標準偏差、およびF検定。コロンビアおよびケニアにおけるお尻を叩く、ひっぱたく、ぶつに関する親の性別と子の性別の有意な交互作用については本文中に説明する。体罰の頻度は、1=なし、2=1か月に1回未満、3=1か月に1回程度、4=週に1回程度、5=ほぼ毎日、と評価した。

表3に示すように、9か国のうち7か国で、家族内では、対象の子のお尻を叩いたり、ひっぱたいたり、ぶったりしたと母親が報告した頻度は、父親よりも有意に高くなっていました。コロンビアでは、母親は息子よりも娘のお尻を叩いたり、ひっぱたいたり、ぶったりしたと報告した頻度が高く、父親は娘よりも息子の尻を叩いたり、ひっぱたいたり、ぶったりしたと報告した頻度が高くなっており、子の性別との有意な交互作用により親の性別による効果が特定された ($F(1, 106) = 7.40, P < 0.01$)。ケニアでは、母親がお尻を叩いたり、ひっぱたいたり、ぶったりしたと報告した頻度は息子と娘で同程度であったが、父親は娘よりも息子の尻を叩いたり、ひっぱたいたり、ぶったりしたと報告した頻度が高くなっており、子の性別との有意な交互作用により親の性別による効果が特定された ($F(1, 98) = 4.31, P < 0.05$)。母親および父親が対象の子のお尻を叩いたり、ひっぱたいたり、ぶったりしたと報告した頻度に有意差がなかったのはスウェーデン（お尻を叩いたり、ひっぱたいたり、ぶったりしたと報告したのは5名の親だけであった）およびタイだけであった。中国およびヨルダンでは子の性別による主効果が確認された。この両国では、息子は娘よりもお尻を叩かれたり、ひっぱたかれたり、ぶたれたりする頻度が高かった。子をつかむまたは揺さぶるに関しては、コロンビアとイタリアでは父親よりも母親がこのしつけ法を使用すると報告した頻度が高くなっている一方、スウェーデンでは母親よりも父親がこのしつけ法を使用すると報告した頻度が高くなっていました。ヨルダンおよびアメリカでは、つかむまたは揺さぶるという体罰の頻度に関して、子の性別による主効果が見られた。この両国では、男児の方が女児よりもつかまれたり揺すぶられたりする頻度が高かった。

表4に示すように、イタリア、ヨルダン、およびケニアでは、お尻を叩く、ひっぱたく、ぶつという体罰に関して、親の性別による有意な主効果が確認された。ケニアおよびヨルダンの子どもは、父親よりも母親にお尻を叩かれたり、ひっぱたかれたり、ぶたれた頻度が高かったと報告した。イタリアでは、親の性別と子の性別の有意な交互作用により親の性別による主効果が特定された。イタリアの男児はお尻を叩かれたり、ひっぱたかれたり、ぶたれた頻度は母親と父親でほぼ同じであると報告していたのに対し、イタリアの女児は父親よりも母親にお尻を叩かれたり、ひっぱたかれたり、ぶたれた頻度が高かったと報告していた ($F(1, 196) = 6.00, P < 0.05$)。コロンビアおよびフィリピンでは、親の性別による有意な主効果は確認されなかったが、親の性別と子の性別の有意な交互作用が確認された。コロンビアとフィリピンでは、男児は母親よりも父親にお尻を叩かれたり、ひっぱたかれたり、ぶたれた頻度が高かったと報告していた一方で、女児は父親よりも母親にお尻を叩かれたり、ひっぱたかれたり、ぶたれた頻度が高かったと報告していた（コロンビア $F(1, 106) = 5.34$ 、フィリピン $F(1, 104) = 6.13$ ；共に $P < 0.05$ ）。つかむや揺さぶるという体罰に関しては、中国およびスウェーデンの子どもは母親よりも父親の方がこの体罰を使用する頻度が高かったと報告したのに対し、ケニアの子どもは父親よりも母親の方がこの体罰を使用する頻度が高かったと報告した。スウェーデンおよびアメリカでは、昨年中に親につかまれたり揺すぶられたりしたと報告された頻度は、女児よりも男児で高くなっていました。

表5. 昨年中の親による体罰の頻度に関する親による報告および子による報告の比較における平均値（標準偏差）

	お尻を叩く、ひっぱたく、ぶつ						つかむ、揺さぶる					
	母親	子	t	父親	子	t	母親	子	t	父親	子	t
中国	1.85(.92)	1.56(.94)	3.69*	1.66(.80)	1.62(.93)	0.69	1.42(.74)	1.16(.57)	4.37*	1.45(.75)	1.26(.64)	3.00*
コロンビア	2.08(1.15)	1.92(1.20)	1.11	1.75(.98)	1.72(1.11)	0.20	1.92(1.12)	1.26(.75)	5.04*	1.56(.87)	1.21(.61)	3.68*
イタリア	2.22(1.17)	2.13(1.38)	0.77	1.80(.95)	1.99(1.26)	-1.93	2.09(1.21)	1.55(1.12)	4.93*	1.79(1.01)	1.62(1.15)	1.72
ヨルダン	2.55(1.21)	2.65(1.22)	-0.79	2.19(1.09)	2.21(1.12)	-0.15	2.40(1.47)	2.22(1.41)	1.13	2.30(1.38)	2.07(1.24)	1.51
ケニア	3.36(.86)	3.64(.91)	-2.48*	2.85(.97)	3.06(1.05)	-1.75	1.84(1.12)	1.50(.97)	2.43*	1.85(1.22)	1.33(.67)	3.69
フィリピン	2.36(1.19)	2.25(1.31)	0.77	2.13(1.15)	2.30(1.31)	-0.99	1.79(1.06)	1.75(1.22)	0.25	1.64(1.08)	1.65(1.12)	-0.07
スウェーデン	1.03(.17)	1.06(.37)	-0.73	1.03(.16)	1.17(.65)	-1.95	1.39(.65)	1.46(.94)	-0.66	1.51(.74)	1.64(1.17)	-0.95
タイ	1.80(.92)	1.88(1.22)	-0.59	1.65(.95)	1.82(1.21)	-1.18	1.24(.52)	1.48(1.04)	-2.12*	1.26(.69)	1.37(.92)	-0.84
アメリカ	1.86(.96)	1.90(1.22)	-0.51	1.65(1.01)	1.65(1.01)	-0.69	1.31(.70)	1.47(1.01)	-2.49*	1.27(.67)	1.30(0.75)	-0.34

p<.05

注：数値は、平均値、標準偏差、および対応のあるt検定。

体罰の頻度は、1 = なし、2 = 1か月に1回未満、3 = 1か月に1回程度、4 = 週に1回程度、5 = ほぼ毎日、と評価した。

次に、母親および父親が体罰を与えた頻度に関する子による報告を、母親および父親による報告と比較した。対応のあるt検定の結果を表5に示す。母親が子のお尻を叩いたり、ひっぱいたり、ぶったりした頻度に関する子による報告と母親による報告で有意差が確認されたのは2か国（中国およびケニア）のみであったが、この両国では父親が子のお尻を叩いたり、ひっぱいたり、ぶったりした頻度に関する子による報告と父親による報告に差は見られなかった。親が子をつかんだり揺さぶったりした頻度に関しては、子による報告と親による報告で多くの違いがあることが確認され、9か国のうち6か国（中国、コロンビア、イタリア、ケニア、タイ、アメリカ）で子による報告と母親による報告で有意差が確認され、3か国（中国、コロンビア、ケニア）では子による報告と父親による報告で有意差が確認された。2種類の体罰に関して、全9か国では、確認された有意差のうち8項目では親による体罰の使用についての親による報告が子による報告よりも多くなっていたことが示され、残りの3項目の有意差では子による報告が親による報告よりも多くなっていたことが示された。しかしながら、36の検定のうち25の検定で、親による上記2種類の体罰の使用頻度に関する子による報告と親による報告には有意差が確認されなかった。

最後に、体罰の使用についての報告および体罰の必要性に対する考えを表す各項目の平均値について、各国間の差を検定するために多変量分散分析を行った。表6に示すように、目的の14の変数すべてに関して各国間で有意差が確認された。ほとんどの変数に関して、母親、父親、子による報告における体罰の使用および体罰の必要性に対する（肯定的）考えは、スウェーデンでもっとも低く、ケニアでもっとも高かった。つかむ、揺さぶるという体罰については、例外として母親、父親、および子による報告においてヨルダンでもっとも高くなっていた。これら二つのアンカーポイント間（スウェーデンとケニア）では、その他の国は多くの変数に関して異なっており、有意差の特異的パターンは、構成概念（質問項目）および報告者により異なっていた。

表6. 体罰の使用および体罰に対する(肯定的)考えに関する国家間比較の平均値(標準偏差)

	中国	コロンビア	イタリア	ヨルダン	ケニア	フィリピン	スウェーデン	タイ	アメリカ	F
母親による報告										
先月中に軽度体罰を使用した割合	.16a(.25)	.26bc(.31)	.26bc(.28)	.33bg(.33)	.43bdf(.32)	.31bk(.31)	.01bdfhlm(.06)	.21hno(.25)	.12dfhjnp(.20)	28.48*
先月中に重度体罰を使用した割合	.04a(.15)	.03a(.14)	.07c(.17)	.12b(.25)	.31bd(.37)	.04a(.13)	.00a(.00)	.02a(.10)	.04a(.19)	26.14*
体罰の必要性を信じている割合	.25ac(.43)	.16aj(.37)	.5ade(.21)	.07ad(.26)	.49b(.50)	.16ag(.37)	.00adhi(.00)	.13a(.34)	.15adfi(.36)	19.61*
昨年中にお尻を叩いたり、ひっぱいたり、ぶったりした頻度	1.85ace(.92)	2.07acg(1.15)	2.22acf(1.17)	2.54acfhk(1.21)	3.36bc(.86)	2.36acf(1.20)	1.03ad(.17)	1.80acej(.92)	1.86acj(.96)	43.26*
昨年中につかんだり揺さぶったりした頻度	1.41a(.74)	1.90bc(1.11)	2.09be(1.21)	2.39bdg(1.46)	1.84bc(1.12)	1.79bhi(1.06)	1.39dfh(.65)	1.24dfhj(.52)	1.30dfhj(.70)	25.69*
父親による報告										
先月中に軽度体罰を使用した割合	.13ace(.21)	.21acg(.30)	.18aci(.26)	.28acfg(.31)	.47bc(.35)	.27acfk(.28)	.01ad(.05)	.18ac(.25)	.09ahjl(.18)	26.52*
先月中に重度体罰を使用した割合	.04a(.14)	.03a(.12)	.03a(.12)	.07ac(.20)	.25b(.34)	.01a(.05)	.00(.00)	.00a(.00)	.01a(.12)	25.16*
体罰の必要性を信じている割合	.26ac(.44)	.11ad(.32)	.03ad(.17)	.09ad(.29)	.50b(.50)	.16a(.37)	.00ad(.00)	.16a(.37)	.13ad(.34)	20.25*
昨年中にお尻を叩いたり、ひっぱいたり、ぶったりした頻度	1.66ace(.80)	1.75acg(.98)	1.78acg(.94)	2.20acfh(1.09)	2.85bc(.97)	2.15acf(1.16)	1.03ad(.16)	1.65acg(.95)	1.60acg(.81)	29.21*
昨年中につかんだり揺さぶったりした頻度	1.45ac(.75)	1.56a(.87)	1.79ad(1.01)	2.33b(1.38)	1.85ad(1.22)	1.65a(1.09)	1.51a(.75)	1.26ac(.69)	1.28ac(.68)	14.32*
子による報告										
昨年中に母親がお尻を叩いたり、ひっぱったり、ぶったりした頻度	1.56ace(.94)	1.92acg(1.20)	2.14acfg(1.37)	2.61acfh(1.22)	3.64bc(.91)	2.31acf(1.31)	1.10ad(.54)	1.86acg(1.21)	1.83acg(1.15)	45.08*
昨年中に母親がつかんだり揺さぶったりした頻度	1.18ac(.62)	1.26ac(.75)	1.56ad(1.12)	2.18b(1.41)	1.50a(.97)	1.79df(1.23)	1.45a(.95)	1.47a(1.03)	1.44a(.96)	11.79*
昨年中に父親がお尻を叩いたり、ひっぱったり、ぶったりした頻度	1.62ace(.93)	1.72acg(1.11)	1.96acf(1.23)	2.20acfh(1.13)	3.06bc(1.05)	2.30acffi(1.35)	1.14ad(.57)	1.90ac(1.28)	1.72acj(1.09)	25.86*
昨年中に父親がつかんだり揺さぶったりした頻度	1.26ac(.64)	1.21ac(.61)	1.58ad(1.13)	2.08b(1.24)	1.33a(.67)	1.63ad(1.12)	1.61a(1.11)	1.36a(.93)	1.43a(.92)	9.84*

P<.05

注: 数値は、多変量分散分析の平均値、標準偏差、および95%信頼区間。体罰の頻度は、1=なし、2=1か月に1回未満、3=1か月に1回程度、4=週に1回程度、5=ほぼ毎日、と評価した。多重比較のためのボンフェローニ補正を用いた事後対比較では、aと示される平均値はbと示される平均値と有意に異なる、cと示される平均値はdと示される平均値と異なる、eと示される平均値はfと示される平均値と異なる、gと示される平均値はhと示される平均値と異なる、iと示される平均値はjと示される平均値と異なる、kと示される平均値はlと示される平均値と異なる、mと示される平均値はnと示される平均値と異なる、およびoと示される平均値はpと示される平均値と異なる、ということが確認された。

4. 考察

9か国の母親、父親、および子のサンプルでは、家庭の少なくとも一人からの報告に基づくと、54%の女兒および58%の男児が直近1か月中に家庭内で親あるいは他の人から軽度の体罰を受けており、13%の女兒および14%の男児が同様に重度の体罰を受けていたことが分かった。17%の親が、対象の子を育てるのに体罰の使用が必要であると信じていた。参加国の多くでは体罰が比較的広く使用されていたが、体罰が使用される頻度は全般的に低かった（1か月1回程度以下）。一般的に、母親は父親よりも体罰を使用する頻度が高くなっていた。子の性別による差が確認された場合には、家族内で女兒よりも男児に対して親が体罰を使用する頻度が高いと親および子が報告していた。女兒と男児に対して親の体罰の必要性に対する考えに違いが確認されたのは中国のみであり、中国では男児に対して体罰を使用する必要があると信じる親の割合は女兒に対しての割合より高くなっていた。統計学的には親の性別および子の性別による違いがあったものの、体罰の使用を予測する上で親の性別および子の性別間に有意な統計的交互作用はほとんどなかった。二つの例外では、子と親の性別間で有意な交互作用が確認された。ケニアでは、母親は娘と息子に対し体罰を同頻度で使用したと報告したのに対し、父親は息子より娘に対して体罰を使用した頻度が低かったと報告しており、このことは、父親の娘に対する体罰の使用に関するケニアにおける文化的背景と一致している [22]。さらに、コロンビアでは、母親が娘より息子に対する体罰を使用した頻度が低かったと報告していたのに対し、父親は息子より娘に対して体罰を使用した頻度が低いと報告していた。このような子と親の性別間の有意な交互作用は、親による体罰の使用に関する子による報告でも確認された。特に、コロンビアおよびフィリピンでは、男児は母親より父親からお尻を叩かれたり、ひっぱたかれたり、ぶたれたりした頻度が高かったと報告したのに対し、女兒は父親より母親からお尻を叩かれたり、ひっぱたかれたり、ぶられたりした頻度が高かったと報告した。男女の役割が明確に区別されているコロンビアおよびフィリピンの文化的背景では [23,24]、子どもにとって同性の親による行動は、(異性の親の行動よりも) 目につき、関心が向きやすく、記憶に残りやすくなっていた可能性がある。

過去の研究では、女兒と男児では体罰を受ける頻度に差があるかに関する調査間でばらつきがあることが分かっているが、差が確認される場合には一般的に女兒よりも男児の方が体罰を受ける頻度が高くなっている [13]。本研究の結果では、過去の研究で見られたばらつきの原因の一つとして、体罰の頻度に男女差があるかどうかは家族の生活している文化的背景に左右されていると考えられることが示唆された。今後の研究では、男児と女兒は体罰により同じように影響を受けているのかどうか、という課題に取り組むことができるだろう。親の性別に関しては、母親と父親の体罰を使用する頻度が異なる一つの原因として、平均的に父親よりも母親の方が子どもと過ごす時間が長く、子どもの日常的な世話において担う責任が多くなっているため [25]、母親の方が子どものいたずらを目にしたたり対応したりする機会が多い立場にあると考えられることが挙げられる。

全9か国において、対象の子を育てるのに体罰を使用することが必要であると回答した親の割合は、直近1か月中に体罰を使用したと答えた親の割合より少なかった。子のしつけに対する親の信念および行動において確認されたこのような「ずれ」は、体罰の使用は必要ではないという信念を出発点として、親の体罰の使用を低減させるために親と連携を始める「きっかけ」となるかもしれない。

また、親による体罰の使用に関して、各国間での差も見られた。ケニア、ヨルダン、フィリピン、イタリア、コロンビアでは、母親、父親、および子による報告に基づく軽度の体罰の発生および頻度をもっとも高くなっていたことが確認された。これらの国々と軽度の体罰の発生および頻度が低いその他の国とでは何が違うのかを理解するには、文化的価値観や育児の実践などにおけるこれらの国々で共通の特性を検討したらよいだろう。たとえば、今後の研究では、親による体罰の使用をもっとも多い国では親の権威および子の服従をもっとも重要視されているのかどうかを調べてみてもよいだろう。本研究の結果では、このような研究が進んで

いない文化的状況における子育てを理解するには、広義の文化的一般化（個人主義体制対集産主義<Collectivism>体制）は不十分であることも示唆された。

子どもの適応における体罰の影響についての研究には、まだ議論の余地が残っている。ほとんどの証拠が体罰により子どもの成長に対して悪い結果が予測されると示していると結論付ける学者がいる一方で [9]、体罰が特定のパラメーター内（厳しすぎない、頻繁でないなど）で使用されれば、必ずしも子どもの成長に悪い結果をもたらされると予測されるものではないと結論付けている学者もいる [10,11]。体罰がいかに普通のこととして歴史的 [26]、文化的 [20, 27] に受け入れられているかということも、子どもの適応に体罰がどのように関係しているかに影響を与えている可能性がある。

本研究は、小児期中期（7歳～10歳）における体罰に焦点を当てた。子どもの年齢は、特定の種類の体罰による影響を理解する上で重要である。たとえば、本研究では乳児および幼児はサンプルに含まれなかったため、「揺さぶる」は、「重度」ではなく「軽度」に分類した。乳幼児が揺さぶられた場合、体罰の種類は重度あるいは致命的にもなりうる。2歳から6歳の子どものお尻を叩くことは悪影響だけでなく好影響となるかどうかには賛否両論があるが [11, 27]、過去の研究では、青年期の子どものお尻を叩くことはかなり一貫して悪い結果をもたらすことが確認されていることも分かっている。本研究のサンプルは7歳から10歳の範囲であったため、本研究で得られた知見をこの年齢層よりも上あるいは下の子どもに対して一般化する際には注意すべきである。

本研究にはいくつかの限界がある。報告した知見は、体罰の頻度を主観的に認識したものとして解釈されるべきであり、過大報告あるいは過小報告によるバイアスがかかっていた可能性がある。2種類の体罰を親が使用した頻度に関する親による報告および子による報告での差の検定では、実施した36の検定のうち25の検定で有意差は確認されず、残りの検定では、親による体罰の使用頻度について、親が子よりも高く報告している場合も、子が親よりも高く報告している場合もあった。必ずしも親あるいは子のどちらかの報告の方が正確であるということではなく、親による報告と子による報告は、親子の交互作用の一つの側面における二つの異なる視点である。特に、親に関しては、体罰の使用が社会的に禁止されていることを認識していた場合、体罰の使用を過小報告した可能性があるが、親による体罰の使用頻度を子が親よりも高く報告していたのは36の検定のうち3の検定のみであった。別の限界として、本研究のサンプルは抽出した各国を全国的に代表するものではないということである。したがって、本研究の知見を一般化する際には注意が必要である。特に、報告された体罰の使用および対象の子を育てる上で体罰の使用が必要であるという親の信念についての国家間比較を解釈する際には重要な注意点である。

スウェーデンは、体罰の使用を違法とした法律を制定した初めての国家である。この法律は、子どもに対する体罰の使用を低減し、親と専門家に明確なガイドライン一式を提供し、虐待の早期特定および介入へとつなげるための第一歩として、子どもへの身体的な力の使用に対する考え方を変えることを目的としている [28]。本研究では、体罰を報告したスウェーデンの親および子どもの数は非常に少なく、対象の子を育てるのに体罰の使用が必要であると信じていると報告したスウェーデンの親はいなかったが、親は自身の違法行動を報告することに消極的であった可能性があることを考えると過小報告されていた可能性も考えられる（しかしながら、スウェーデンでは親による体罰の使用頻度に関して子による報告と親による報告で有意差は確認されなかった）。国家間比較では、母親、父親、子による報告における親による体罰の使用頻度に関して、スウェーデンは一貫して他の国よりも有意に低くなっていた。親による体罰の使用を低減させる別のアプローチとして、体罰の使用を禁止する法律が無い場合でも、体罰の使用に関する社会規範を変えることが挙げられる [29]。イタリアはこの方向に動き出しており、特に1996年にイタリアの最高裁では、国内における体罰の使用を違法とする法律がないにもかかわらず、体罰を違法であるとする判決が下された。イタリアにおける体罰の使用は比較的多かったが、子どもを育てる上で体罰を使用する必要があると考えている親の割合は

スウェーデンに次いで2番目に少なかった。いくつかの国では、体罰を禁止する法律の前に規範が変えられることもあった [28]。

子どもの権利条約への対応の一環として、いくつかの国で親による体罰の使用を低減させる試みとしての育児プログラムが実施された。親による体罰の使用を低減させる一つのアプローチとして、親のストレス、薬物使用、および貧困を軽減させ、親の支援サービスへのアクセスを増加させることを目的とした予防介入が実施されている [30]。たとえば、看護師による初産婦のための家庭訪問プログラムのような予防介入により、子どもの虐待が低下している [31]。フィリピンの効果的養育サービス (Parent Effectiveness Service) は、幼い子どもの行動を管理する親を支援するための情報が含まれた多面的育児プログラムである [32]。同様に、親による体罰の使用を低減することは、タイの教育省の実施する育児プログラムの一つの目標であった [32]。フィリピンとタイでは、使用頻度は高くないものの、多くの親が体罰を使用しているようである。今後体罰を使用する親が減っていくかどうかは、現時点では分からない。中国においてもっとも広く報じられている社会的、法的状況の一つに一人っ子政策がある。この政策は、息子の社会的価値と相まって、娘よりも息子に対する体罰が多くなっていることの一因となっている可能性がある (たとえば、一人っ子の息子に対しては、行儀を良くすることや高いレベルの成績を取ることにプレッシャーが大きくなっているため)。

アメリカでは、米国小児科学会が体罰の使用は「有効性には限界があり、有害な副作用を持つ可能性がある」という方針声明を発表し、「望ましくない行動を管理するためにお尻を叩く以外の方法を開発するように親を奨励し支援するべきである」と推奨した [33, 723ページ]。さらに、米国小児科学会は、親による子のケアを最適なものにできる年齢に応じた話題についてプライマリケアの小児科医が親と話し合う方法として、予備的ガイダンス (anticipatory guidance) を推奨している [34]。小児科医にとって、子どものいたずらやそれに対する親のしつけについて親と話し合うことは、どのようにしたら子どものいたずらに最良の対応ができるかについて親と作戦を練る機会となる。

5. 結論

中国、コロンビア、イタリア、ケニア、ヨルダン、フィリピン、スウェーデン、タイ、アメリカでは、体罰の使用を報告し、対象の子を育てるのに体罰の使用が必要であるとする母親、父親、および子どもの割合に大きなばらつきがあった。全体として、母親は父親より体罰を使用する頻度が高く、息子は娘よりも体罰を受ける頻度が高かったと報告された。体罰は広く使用されているため、子どもの虐待を撲滅し、子どもの保護される権利を推進しようとする国際的な努力は難しい挑戦ではあるが重要なものとなるだろう。

文献

- [1] P. S. Pinheiro, "Report of the independent expert for the United Nations study on violence against children," 2006, <http://www.violencestudy.org/IMG/pdf/English-2-2.pdf>.
- [2] UNICEF, "Convention on the Rights of the Child," 2008, http://www.unicef.org/crc/index_30160.html.
- [3] M. A. Straus and M. Donnelly, "Theoretical approaches to corporal punishment," in *Corporal Punishment in Theoretical Perspective*, M. Donnelly and M. A. Straus, Eds., pp. 3-7, Yale University Press, New Haven, Conn, USA, 2005.
- [4] D. G. Gil, *Violence against Children: Physical Child Abuse in the United States*, Harvard University Press, Cambridge, Mass, USA, 1970.
- [5] A. J. Zolotor, A. D. Theodore, J. J. Chang, M. C. Berkoff, and D. K. Runyan, "Speak softly-and forget the stick. Corporal punishment and child physical abuse," *American Journal of Preventive Medicine*, vol. 35, no. 4, pp. 364-369, 2008.
- [6] E. E. Whipple and C. A. Richey, "Crossing the line from physical discipline to child abuse: how much is too much?" *Child Abuse and Neglect*, vol. 21, no. 5, pp. 431-444, 1997.
- [7] D. K. Runyan, "The challenges of assessing the incidence of inflicted traumatic brain injury. A world perspective," *American Journal of Preventive Medicine*, vol. 34, no. 4, pp. S112-S115, 2008.

- [8] D. M. Pressel, "Evaluation of physical abuse in children," *American Family Physician*, vol. 61, no. 10, pp. 3057-3064, 2000.
- [9] E. T. Gershoff, "Corporal punishment by parents and associated child behaviors and experiences: a meta-analytic and theoretical review," *Psychological Bulletin*, vol. 128, no. 4, pp. 539-579, 2002.
- [10] D. Baumrind, "A blanket injunction against disciplinary use of spanking is not warranted by the data," *Pediatrics*, vol. 98, no. 4, pp. 828-831, 1996.
- [11] R. E. Larzelere, "Child outcomes of nonabusive and customary physical punishment by parents: an updated literature review," *Clinical Child and Family Psychology Review*, vol. 3, no. 3, pp. 199-221, 2000.
- [12] C. DiScala, R. Sege, G. Li, and R. M. Reece, "Child abuse and unintentional injuries: a 10-year retrospective," *Archives of Pediatrics and Adolescent Medicine*, vol. 154, no. 1, pp. 16-22, 2000.
- [13] C. S.-K. Tang, "Corporal punishment and physical maltreatment against children: a community study on Chinese parents in Hong Kong," *Child Abuse and Neglect*, vol. 30, no. 8, pp. 893-907, 2006.
- [14] G. D. Wolfner and R. J. Gelles, "A profile of violence toward children: a national study," *Child Abuse and Neglect*, vol. 17, no. 2, pp. 197-212, 1993.
- [15] G. W. Holden, P. C. Miller, and S. D. Harris, "The instrumental side of corporal punishment: parents' reported practices and outcome expectancies," *Journal of Marriage and Family*, vol. 61, no. 4, pp. 908-919, 1999.
- [16] L. S. Wissow, "Ethnicity, income, and parenting contexts of physical punishment in a national sample of families with young children," *Child Maltreatment*, vol. 6, no. 2, pp. 118-129, 2001.
- [17] L. A. Monyooe, "Teachers' views towards corporal punishment in Lesotho schools," *Psychological Reports*, vol. 79, no. 1, pp. 121-122, 1996.
- [18] E. T. Gershoff, A. Grogan-Kaylor, J. E. Lansford et al., "Parent discipline practices in an international sample: associations with child behaviors and moderation by perceived normativeness," *Child Development*, vol. 81, no. 2, pp. 487-502, 2010.
- [19] International Clinical Epidemiology Network, 2001, <http://www.inclen.org/research/ws.html>.
- [20] J. E. Lansford, K. A. Dodge, P. S. Malone et al., "Physical discipline and children's adjustment: cultural normativeness as a moderator," *Child Development*, vol. 76, no. 6, pp. 1234-1246, 2005.
- [21] UNICEF Division of Policy and Planning, *Multiple Indicator Cluster Survey Manual 2005: Monitoring the Situation of Children and Women*, UNICEF, New York, NY, USA, 2006.
- [22] A. B. C. Ocholla-Ayayo, "The African family between tradition and modernity," in *Family, Population & Development*, A. Adepoju, Ed., pp. 60-77, Zed Books, London, UK, 1997.
- [23] B. Medina, *The Filipino Family*, University of the Philippines Press, Diliman, Philippines, 2nd edition, 2001.
- [24] K. Ripoll-Núñez and C. Alvarez, "Perceived intimate partner acceptance, remembered parental acceptance, and psychological adjustment among Colombian and Puerto Rican youths and adults," *Cross-Cultural Research*, vol. 42, no. 1, pp. 23-34, 2008.
- [25] R. D. Day and M. E. Lamb, *Conceptualizing and Measuring Father Involvement*, Erlbaum, Mahwah, NJ, USA, 2004.
- [26] D. Baumrind, R. Larzelere, and E. B. Owens, "Effects of preschool parents' power assertive patterns and practices on adolescent development," *Parenting: Science and Practice*, vol. 10, no. 3, pp. 157-201, 2010.
- [27] M. L. Gunnoe and C. L. Mariner, "Toward a developmental-contextual model of the effects of parental spanking on children's aggression," *Archives of Pediatrics and Adolescent Medicine*, vol. 151, no. 8, pp. 768-775, 1997.
- [28] J. E. Durrant, "Evaluating the success of Sweden's corporal punishment ban," *Child Abuse and Neglect*, vol. 23, no. 5, pp. 435-448, 1999.
- [29] World Health Organization, *Changing Cultural and Social Norms Supportive of Violent Behavior*, World Health Organization, Geneva, Switzerland, 2009.
- [30] D. Daro and K. A. Dodge, "Creating community responsibility for child protection: possibilities and challenges," *The Future of Children*, vol. 19, no. 2, pp. 67-93, 2009.
- [31] D. L. Olds, H. Kitzman, C. Hanks et al., "Effects of nurse home visiting on maternal and child functioning: age-9 follow-up of a randomized trial," *Pediatrics*, vol. 120, no. 4, pp. e832-e845, 2007.
- [32] J. E. Lansford and M. H. Bornstein, *Review of Parenting Programs in Developing Countries*, UNICEF, New York, NY, USA, 2007.
- [33] M. L. Wolraich, J. Aceves, H. M. Feldman et al., "Guidance for effective discipline," *Pediatrics*, vol. 101, no. 4, pp. 723-728, 1998.
- [34] K. S. Reisinger and J. A. Bires, "Anticipatory guidance in pediatric practice," *Pediatrics*, vol. 66, no. 6, pp. 889-892, 1980.

V. 考察

本報告書は、2006年5月に作成されたICAST質問紙と関連を持つ5つの研究論文を掲載したものである。アジア地域の文化的背景を鑑みて日本、韓国、中国、タイを中心に子ども虐待、子ども暴力、体罰等を論じたものを収集した。アジアの特色の現状を認識し、文化的背景をふまえての対応として、体罰防止ガイドラインへの参考資料としたい。

タイからの文献は、中国、タイ、フィリピンのアジア3カ国を含むが、ヨルダン、ケニア、コロンビアなどの新興国とともに、イタリア、スウェーデン、アメリカなど先進国など計9カ国の現状を調査したもので、グローバルな視点における対比的な検討も重要であると思われる。

子ども虐待は、1999年のWHOによる定義、すなわち「児童虐待は責任関係、信頼関係そして力関係の生じる状況において、あらゆるタイプの身体的虐待、情緒的（心理的）虐待、性的虐待、ネグレクトおよび商業的またはその他の搾取を意味し、結果として子どもの健康、生存、発達や尊厳を損なう、あるいは損なう可能性のある有害なもの」が共通認識としてとらえられている。「責任関係、信頼関係そして力関係の生じる状況」とは加害者になりえるものを意味し、個々の人間としての親や養育者はもちろん、親類、保育士、教師、施設職員など普段から子どもと関係する大人や、犯罪行為という特殊な状況では、見知らぬ人も虐待の加害者に該当する。国や社会がもたらす戦争、飢餓、貧困などの事象や、それらに起因する児童兵士、労働を強制される子ども、ストリートチルドレンは、被虐待児となる。有害なものとは、子どもにとって何らかの好ましくないもの、悪いものを意味するが、有害なもの概念は、子どもの概念、あるいは社会の発達の歴史の変遷、さらに国の置かれた状況によっても影響を受け、変化してきた。WHOの定義は、1989年国連が採択した「子どもの権利条約」で提唱された「生存する権利、発達する権利、保護を受ける権利、そして参加する権利」に大別された「4つの子どもの権利」の概念を大きく受け入れたもので、子どもの権利の侵害が有害なもの、子ども虐待となる。

わが国では、2000年に児童虐待防止等に関する法律（以下、児童虐待防止法）が制定され、児童虐待は、「保護者がその監護する児童に対して行う4分類の行為」と定義づけられ、子どもへの虐待の禁止と子どもの「保護」に関する規定が明文化された。4つの行為とは、①身体的虐待、②性的虐待、③ネグレクト、④心理的虐待をいう。2004年に児童虐待防止法は改訂され、虐待の「禁止」と子どもの「保護」に加え、子ども虐待の「予防」、「早期発見」と子どもの「自立支援」も目的となった。定義においてもより詳細になり、「保護者以外の同居人」による4つの行為も虐待であるとされ、心理的虐待の定義では、「児童に対する著しい暴言」、「拒絶的な態度」が明示され、さらに「児童が同居する家庭における」ドメスティック・バイオレンスを虐待行為と定義されている。

上述の2つの定義は、相反するものではなく、WHOによる子ども虐待の定義を「広義の定義」、そして法律による定義を「狭義の虐待」と位置づけることができる。即時の介入を必要とするひどい虐待のケースは別にして、子の心身に大きなダメージを残すのは、介入にはいたらなくても子どもが不適切な扱いを長期間受けた場合である。不適切な扱いとは、子どもの健全な成長や発達を妨げるあら

ゆる行為・対応そして環境まで含まれる。子どもの心身への長期的なダメージという視点から子ども虐待の定義を検討すれば、子ども虐待の定義は当然拡大し、子育て支援の充実が求められることになる。すなわち、広義の虐待は「個々の人間、制度や組織、またはプロセスがなすことあるいはそれらがなすべき義務を果たさないこと、そうしたことの中で直接的であれ間接的であれ、子どもに害を及ぼすことあるいは安全かつ健康的な発達を遂げて大人になるという子どもの見通しを損なうようなことがあれば、いかなることも児童虐待とする」となる。(田邊泰美：児童虐待とは何か－イギリスの児童虐待の定義－、イギリスの児童虐待防止とソーシャルワーク，明石書店から引用)今回収集した5つの研究論文は、いずれも上記の広義の子ども虐待を子ども虐待の認識としてとらえていることは明らかである。しかし、振り返り（後方視的）調査や日常の生活現状から、体罰、子ども虐待は高率に存在し続けていることも共通の指摘であり、この虐待認識の現状と実態の格差への対応が迫られていると考える。

VI. 今後に向けて

1. 本研究は2年間の研究で、日本版ICAST質問票の信頼性と妥当性を検証し、本質問票を使用し実態調査を行う。
2. アジア地域の実態について、より多くの協力国の現状を聴取する。各国、各地域の調査は、無作為抽出のフィールド調査が望ましいが、かなわない場合は、医療、福祉、教育、保育など個々に行われた調査結果をまとめる。
3. 実態調査結果をふまえ、体罰の根絶を目標とするガイドラインを作成する。
4. できるだけ多くの方が情報を把握できるよう、ホームページ*を開設した。報告書、論文、質問紙などをダウンロードできるようにするとともに、各国の情報収集にも利用する。

* Canal project <http://canal.wakayama-med.ac.jp>
Email address canal@wakayama-med.ac.jp

研究者プロフィール

柳川敏彦：和歌山県立医科大学保健看護学部

国際子ども虐待防止学会（ISPCAN）理事、日本子ども虐待防止学会（JaSPCAN）理事、日本子ども虐待医学研究会理事、日本小児保健学会代議員、日本小児神経学会評議員、日本てんかん学会評議員、トリプルPジャパン理事長

Professor Fuyong Jiao：陝西省人民醫院小児科、西安交通大学教授

中国本土で初めて児童虐待防止の全国他居合を開催。その後Shaanxi Society for the Prevention of Child Abuse and Neglect (SSPCAN)、および中国本土では唯一の児童虐待専門のXi'an Philanthropic Child Abuse Prevention and Treatment Center (CAPAC) を設置。現在、ISPCAN 理事

Mr. Sombat Tapanya：タイ王国チェンマイ大学 精神科

体罰・いじめ問題に関する調査・研究に長年従事。タイ国文部省委託により教師、養育者に前向きなしつけ（ポジティブ・ディシプリン）を教授。セーブ・ザ・チルドレンインターナショナルの委託により国際的に活躍。米国・デューク大学において「ペアレンティングと文化」について10カ国の共同研究に従事。

Professor Yanghee Lee：大韓民国 成均館大学校

成均館大学校においてDepartment of Child Psychology and EducationおよびDepartment of Human Resources Developmentの教授。ISPCAN理事、同学術誌編集委員、国連子どもの権利条約委員・副委員長（委員長2007-2011）、韓国ユニセフ国際委員、セーブ・ザ・チルドレン韓国委員、国際子どもの権利センター会長など多数兼務。

受賞歴：2007 Year of the Woman Award (Korea) , 2007 Sungkyun Family Award.

2009 Order of Civil Merit (Suk Ryu Medal) ,2011 Hyo Ryung Awardなど

平成25年度研究報告書

アジアにおける児童虐待への取り組みに関する研究
体罰の防止に向けて

平成26年 8月29日発行

発行 社会福祉法人 横浜博萌会
子どもの虹情報研修センター
(日本虐待・思春期問題情報研修センター)

編集 子どもの虹情報研修センター
〒245-0062 横浜市戸塚区汲沢町983番地
TEL. 045-871-8011 FAX. 045-871-8091
mail : info@crc-japan.net
URL : <http://www.crc-japan.net>

編集 研究代表者 柳川 敏彦
共同研究者 Jiao Fuyong
Yanghee Lee
Sombat Tapanya

印刷 (有)鶴見膳房 TEL. 045-501-5717(代)